

令和4・5年度

建設工事の入札参加資格審査申請要領

【追加受付用】

<電子申請についての問合せ先>

「兵庫県工事入札・申請ヘルプデスク」

T E L 0120-557-864 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00

(土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日~翌年1月3日)を除く。)

土木部 契約管理課

電 話 078-341-7711 (内線4334、4348)

所在地 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

令和5年4月

兵 庫 県

## 入札参加資格審査申請をされる皆様へ

### 1 令和4・5年度の建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）における主な変更点

#### (1) 有効期間

令和4・5年度の名簿の有効期間について、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間とします。

令和6・7年度の名簿については、有効期間を令和6年10月1日から令和8年9月30日までの2年間とし、基準受付を令和6年6月頃に行う予定です。

#### (2) 新設した入力欄

##### ① 「技術有資格者数」欄に、以下を追加しました。(P59)

- ・一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補、二級造園施工管理技士、二級造園施工管理技士補
- ・一級建築施工管理技士補、二級建築施工管理技士補
- ・一級電気施工管理技士補
- ・一級管工事施工管理技士補
- ・一級電気通信施工管理技士、一級電気通信施工管理技士補

##### ② 技術・社会貢献評価数値に、「建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録」を追加しました。(P69)

#### (3) 資本関係又は人的関係がある者（以下、「関係する会社」という。）に係る提出書類

これまでは電子申請での「関係する会社」欄への入力のみでしたが、今回から電子申請での入力に加えて、誓約書、役員等の一覧表、株主（出資者）調書の提出も必要になりました。(P15、P19～P35)

#### (4) 「ひょうご障害者ハート購入企業認定」の「ユニバーサル社会づくりへの参画」への変更

「ひょうご障害者ハート購入企業認定」の名称を「ユニバーサル社会づくりへの参画」へ変更します。また、加点対象企業に「重度肢体不自由者等を労働者として雇用している建設企業」を追加します。(P69)

### 2 社会保険加入の要件化

入札参加資格審査申請を行う事業者は、加入義務のある「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」（以下「社会保険」という。）の全てに加入していることが必要です。

入札参加資格審査申請時に提出する総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）の欄」の、全ての社会保険の加入の有無が「有」又は「除外」の時に限り申請を受け付けます。いずれかの社会保険の加入の有無が「無」の場合は、申請を受け付けません。

### 3 個人情報に記載する申請書等の提出に係る本人の承諾等

申請書等に記載していただく、代表者や職員氏名等の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）は、兵庫県の入札契約事務のために収集するものです。

個人情報を記載する申請書等の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てください。

#### 4 名簿への登載の効果等

審査の結果、入札参加資格を有すると認めた場合は、名簿に登載します。

なお、これによって入札参加機会が約束されるものではありません。

また、名簿における格付等は、兵庫県が工事等を発注する際に利用するための独自の基準であり、当該業者の社会的評価等を表すものではありません。

#### 5 虚偽申請等の取扱い

入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。また、記載内容に不備や不明な点があれば、県の調査に協力しなければなりません。つきましては、事実関係・記載内容をよく確認して申請するようにしてください。

## 目 次

第1	受付期間等	
1	令和4・5年度追加受付の期間等	4
2	入札参加資格者名簿への登載	4
3	政府調達協定（WTO）の対象案件に係る一般競争入札の入札参加資格審査申請	5
4	経営事項審査	5
第2	入札参加資格審査申請を受け付ける工事の種別（建設工事）	
1	土木工事	6
2	建築工事	7
第3	入札参加資格審査申請を受け付けない者	
1	共通事項	8
2	入札参加を希望する工種ごとの個別事項	8
第4	入札参加資格審査申請要領	
1	申請の流れ	11
2	ID・パスワード発行申請方法	12
3	申請方法	13
4	電子申請の流れ	13
5	電子申請に当たっての注意点	14
6	提出書類一覧	15
7	提出書類に関する注意事項	16
第5	電子申請の入札参加資格審査申請手順	
1	申請書入力までの手順	44
2	建設工事入札参加資格審査申請書入力方法	
(1)	入札参加資格審査申請書（建設工事）（画面イメージ）	48
(2)	営業所調書	51
(3)	完成工事高表	54
(4)	業態調書	59
(5)	技術・社会貢献評価項目	69
(6)	操作ボタン（データ読込・保存等）	73
3	申請書入力後の流れ	
(1)	申請付帯情報入力	74
(2)	送信確認	74
(3)	到達確認画面	76
第6	申請内容補正手順	
1	補正指示の連絡	77
2	ログイン画面	77
3	取扱状況詳細	78
4	補正指示画面	78
5	申請書補正	79
6	補正送信確認終了	80
第7	その他	
1	取扱状況確認	81
第8	変更届及び入札参加資格の承継	
1	変更届について	82
2	入札参加資格の承継について	83
別表1	都道府県コード表、別表2 市区町コード表	84
別表3	技術・社会貢献評価項目	85
様式	（建設工事）	92
記載例	工事経歴書	103
添付書類	の送付先	104

## 第1 受付期間等

### 1 令和4・5年度追加受付の期間等

入札参加資格審査申請期間	ID・パスワード発行申請期間(郵送)	掲載(予定)日	備 考
令和4年10月1日(土) 9:00 )	令和4年9月20日(火) )	令和4年12月1日(木)	・工種追加は受け付けません
令和4年10月11日(火) 17:00	令和4年9月30日(金) (必着)		
令和5年2月1日(水) 9:00 )	令和5年1月20日(金) )	令和5年4月3日(月)	・工種追加も受け付けません
令和5年2月10日(金) 17:00	令和5年1月31日(火) (必着)		
令和5年7月1日(土) 9:00 )	令和5年6月20日(火) )	令和5年9月30日(土)	・工種追加も受け付けません
令和5年7月10日(月) 17:00	令和5年6月30日(金) (必着)		
令和5年10月1日(日) 9:00 )	令和5年9月19日(火) )	令和5年12月1日(金)	・工種追加も受け付けません
令和5年10月10日(火) 17:00	令和5年9月29日(金) (必着)		
令和6年2月1日(木) 9:00 )	令和6年1月19日(金) )	令和6年4月1日(月)	・工種追加も受け付けません
令和6年2月13日(火) 17:00	令和6年1月31日(水) (必着)		

(注) 提出書類は、電子申請後3日以内(土曜、日曜及び祝日を除く。)に発送してください。

電子申請は、上記期間内であれば、土曜、日曜及び祝日を含め、24時間申請が可能です。ただし、システムのメンテナンス等により申請できないこともありますので、受付期間の早い時期に申請をお願いします。

(申請者ID・パスワードの申請について)

電子申請には、ID・パスワードが必要です。

ID・パスワードをお持ちでない場合は、上表の申請期間内に発行申請してください。

ID・パスワード発行申請方法等の詳細についてはP12を参照してください。

### 2 入札参加資格者名簿への掲載

#### (1) 掲載状況のお知らせ

名簿への掲載状況については、別途、申請者に書面で通知します。

#### (2) 入札参加資格者情報の公表

名簿への掲載後、次の項目を公表しますので、御了解の上、申請してください。

区分	公表項目
窓口で閲覧に供する項目	許可番号、商号又は名称、本・支店等の名称と所在地、希望工種、格付等級、格付点数、総合数値、経審総合評定値、技術・社会貢献評価に係る数値、年間平均完成工事高、全職員数、技術職員数、技術・社会貢献評価に係る事項
インターネットで公表する項目 (兵庫県建設工事、測量・建設コンサルタント等業務入札情報サービス <a href="https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj">https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj</a> )	商号又は名称、希望工種、格付等級、格付点数、総合数値、経審総合評定値、年間平均完成工事高

(3) **入札参加資格の有効期間**

登載日から令和6年9月30日まで

**3 政府調達協定（WTO）の対象案件に係る一般競争入札の入札参加資格審査申請**

(1) **政府調達協定（WTO）の対象案件の告示等**

一般競争入札のうち政府調達協定（WTO）の対象となる高額な案件について実施されるもの（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間、建設工事にあつては22.8億円以上）は、毎年度、申請できる資格は県公報により告示されるとともに、別途、個別の案件毎に参加できる者の条件として実績その他の資格が定められて告示されます。

(2) **入札参加資格審査申請の受付方法**

① **受付時期**

個別の案件ごとに、参加できる者の条件として実績その他の資格が定められて告示された後、随時

② **受付場所・問合せ先**

土木部契約管理課（各県民局等では受け付けません。）

TEL：078-341-7711(代)（内線4334、4348）

③ **申請方法**

書面申請のみ

**4 経営事項審査**

(1) **経営事項審査の受審の必要性**

建設工事の入札参加資格審査を申請される方は、毎年決算確定後、速やかに建設業法に基づく経営事項審査（以下「経審」という。）を受けるとともに、総合評定値通知書の交付を受けることが必要です。

(2) **有効な総合評定値通知書の必要性**

名簿に登載されるためには、入札参加資格審査の申請時に、申請者が審査基準日（決算日）から1年7か月以内の有効な総合評定値通知書を有していることが必要です。

なお、申請を希望する工種に対応する総合評定値通知書の完成工事高が0円の場合は、その工種の申請はできません。

(3) **申請後に建設業許可番号が変更された場合**

申請後に建設業の許可番号が変更（単なる許可の更新を除く。）された場合等には、変更後の許可番号に係る総合評定値通知書を取得し、P82記載の変更届の申請をしてください。

(4) **申請後に新たな総合評定値通知書の交付を受けた場合**

① **入札参加資格審査の申請先への手続**

建設業の許可の変更を伴う場合等を除き、入札参加資格審査の申請先に新たな総合評定値通知書の写しを提出する必要はありません。

② **一般競争入札等に参加する場合の手続**

一般競争入札等の参加に当たっては、経審の有効期間、経審を受けた建設工事の種類その他の事項を確認するため、入札参加者は、発注者に総合評定値通知書の写しを提出する必要があります。

詳細は、個別の入札公告等を御覧ください。

第2 入札参加資格審査申請を受け付ける工事の種別（建設工事）

1 土木工事（農林水産土木工事を含む。）

受け付ける工事（入札参加を希望する工事）		必要とする建設業法上の許可業種
工事の種別 （以下「工種」という。）	種別の分類	
一般土木工事	道路工事、河川工事、ダム工事（ため池、土堰堤工事を含む）、砂防工事、地すべり防止工事、治山工事、上水道工事、下水道工事、橋梁工事（鋼上部工及びPC上部工を除く）、トンネル工事、シールド又は推進工事、土地造成工事、運動場整備工事、ほ場整備工事、ガードレール工事、共同溝工事	土木工事業又はとび・土工工事業
港湾土木工事※ <sub>1</sub>	船を使用して行う構造物築造工事 （港湾工事、海岸工事、漁港工事、魚礁設置工事）	
アスファルト舗装工事※ <sub>1</sub>	アスファルト舗装工事	舗装工事業
PC橋梁（上部）工事※ <sub>1</sub>	プレテンションPC橋工事、ポストテンションPC橋工事、プレビーム橋工事	土木工事業
鋼橋梁（上部）工事※ <sub>1</sub>	一般鋼橋工事、歩道橋工事	鋼構造物工事業
しゅんせつ工事※ <sub>1</sub>	船を使用して行う河川・港湾等の水底の上砂除去工事 （河川・港湾しゅんせつ工事）	しゅんせつ工事業
さく井工事※ <sub>1</sub>	さく井工事	さく井工事業
ボーリング・グラウト工事※ <sub>1</sub>	ボーリング工事、グラウト工事、薬液注入工事	土木工事業又はとび・土工工事業
吹付工事※ <sub>1</sub>	モルタル吹付工事、コンクリート吹付工事、種子吹付工事	土木工事業又はとび・土工工事業
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事	造園工事業
鋼塗装工事	鋼構造物塗装工事、溶射工事	塗装工事業
区画線及び道路標示工事※ <sub>1</sub>	区画線及び路面標示工事	塗装工事業
機械器具製作据付工事※ <sub>1</sub>	揚排水機、送排風機の各製作据付工事	機械器具設置工事業
	除塵機、水処理機械、汚泥処理機械の各製作据付工事	機械器具設置工事業又は水道施設工事業
	水門、樋門、閘門、門扉の製作据付工事	鋼構造物工事業
	ラバーダム	土木工事業又は機械器具設置工事業
標識工事	標識設置工事	鋼構造物工事業又はとび・土工工事業

※1 該当の工種については、P9の第3の2(3)申請工種による個別事項及びP59の第5の2の(4)業態調書のとおり、工場・機器所有等の要件があります。

## 2 建築工事

受け付ける工事（入札参加を希望する工事）		必要とする建設業法上の許可業種	
工種	種別の分類		
建築一式工事	木造建築工事、鉄筋・鉄骨コンクリート建築工事、コンクリートブロック建築工事、プレハブ建築工事	建築工事業	
家屋解体工事	建築物解体除去工事	建築工事業又は解体工事業	
電気工事	建築電気設備工事、建設電気設備工事、受変電設備工事、外線工事（交通信号設備、ネオン装置工事を含む）	電気工事業	
管工事 （配管工事） （冷暖房・空調工事）	《配管工事》 給排水衛生設備工事、ガス管配管工事、 厨房設備工事 《冷暖房・空調工事》 冷暖房設備工事、空気調和設備工事	管工事業	
浄化槽工事 ※2	《浄化槽工事》 合併処理浄化槽工事、単独処理浄化槽工事	管工事業	
電気通信工事	テレビ電波障害防除設備工事、映像・音響・拡声設備工事、電話・情報通信設備工事	電気通信工事業	
その他 の 専 門 工 事	塗装工事	塗装工事業	
	防水工事	防水工事業	
	内装仕上工事	たたみ工事、その他内装仕上工事	内装仕上工事業
	昇降機設置工事等	昇降機設置工事等（ダムウェーターを除く）	機械器具設置工事業
	下水処理設備工事	下水処理設備工事（下水道法に基づく処理設備のみ） 上水道施設工事	水道施設工事業
	消防施設工事 （消火設備工事） （警報設備工事） （避難設備工事） 〔消火活動上 必要な施設〕	屋内消火栓設備工事等 自動火災報知設備工事等 避難器具設備工事等 排煙設備工事等	消防施設工事業

※2 浄化槽工事については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく工事業者の兵庫県知事への届出がされていることが必要です。

### 第3 入札参加資格審査申請を受け付けない者

#### 1 共通事項

次の項目に該当する者については、入札参加資格審査申請を受け付けません。

なお、電子申請後、審査において、これらの項目に該当することが判明した場合は、電子申請の受付取消しを行います。

##### (1) 兵庫県の入札参加資格制限基準に該当する者

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 次のいずれかに該当すると認められる者で、入札参加の資格制限を受けその期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

##### (2) 入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

##### (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていない者

##### (4) 建設業法による有効な総合評定値通知書を有していない者

追加受付期間中に提出する総合評定値通知書は、申請日時時点で審査基準日（決算日）から1年7か月以内のものでなければ有効ではありません。

##### (5) 所定の提出書類を提出しない者

##### (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者

（注）次の場合（地方税法又は国税徴収法に基づく換価の猶予を受けている場合及び納付受託中の未納額がある場合を除く。）は、入札参加資格審査申請を受け付けます。

- ① 災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合
- ② 不動産取得税又は軽油引取税の法定徴収猶予を受けている場合

##### (7) 入札参加資格審査申請時に提出する総合評定値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）の欄」の、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」のいずれか1つでも「無」となっている者

#### 2 入札参加を希望する工種ごとの個別事項

次の項目に該当する場合は、その該当の工種について、入札参加の希望ができません。

##### (1) 建設業法による建設業の許可に関する事項

営業所調書に記載する本社及び営業所のうち、いずれか1箇所でも入札参加を希望する工種に対応する建設業法による建設業の許可がない営業所等がある場合

（例）アスファルト舗装工事を希望する場合には、営業所1に記載する〇〇支店も、営業所2に記載する△△支店も舗装工事業の許可を取得していることが必要です。

(2) 総合評定値通知書に関する事項

申請を希望する工種に対応する総合評定値通知書の完成工事高が0円の場合

(注) 申請を希望する工種が、①「PC橋梁（上部）工事」の場合は総合評定値通知書の「プレストレストコンクリート構造物」、②「鋼橋梁（上部）工事」の場合は同通知書の「鋼橋上部」それぞれの平均完成工事高を指します。

(3) 申請工種による個別事項

① 港湾土木工事、しゅんせつ工事

「入札参加を希望する場合に必要な船舶」として指定する船舶（以下「必要船舶」という。）について、次に掲げる場合に該当しない者

ア 必要船舶を所有している場合

イ 必要船舶について、継続的な傭船契約を締結し、かつ、当該契約の期間が登載しようとする入札参加資格の有効期間を含む場合

ウ 必要船舶について、継続的な傭船契約を締結し、当該契約の期間が登載しようとする入札参加資格の有効期間を含まないが、当該契約書に自動更新条項があり、かつ、別途誓約書（兵庫県様式⑩）（P94）を添付する場合

【早見表（入札参加希望の登載の可否）】

区分	必要船舶の所有の有無		継続的な傭船契約の有無	
	有 (アに該当)	無	有	
			名簿の有効期間	
			含まない	
		含む (イに該当)	自動更新条項+誓約書	
			有 (ウに該当)	無
港湾土木工事、しゅんせつ工事への登載の可否	○	×	○	×

② アスファルト舗装工事

工事に必要な機器（マカダムローラー、タイヤローラ及びフィニッシャー。以下「必要機器」という。）について、次に掲げる場合に該当しない者

ア 必要機器を1台以上所有している場合

イ 必要機器について、継続的なリース契約を締結し、かつ、当該契約の期間が登載しようとする入札参加資格の有効期間を含む場合

ウ 必要機器について、継続的なリース契約を締結し、当該契約の期間が登載しようとする入札参加資格の有効期間を含まないが、当該契約書に自動更新条項があり、かつ、別途誓約書（兵庫県様式⑩）（P94）を添付する場合

【早見表（入札参加希望の掲載の可否）】

区分	必要機器の所有の有無		継続的なリース契約の有無	
	有 (アに該当)	無	有	
			名簿の有効期間	
			含む (イに該当)	含まない
		自動更新条項+誓約書		
		有(ウに該当)	無	
アスファルト舗装工事への掲載の可否	○	×	○	×

③ PC橋梁（上部）工事のうち「プレテンション工事」及び「プレビーム工事」、鋼橋梁（上部）工事並びに機械器具製作据付工事

各工事に係る自社工場、関連会社の工場又は業務提携をしている工場のいずれも有しない場合。

(注) 自社工場を有していない場合は、関連会社（議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している株式会社又は有限会社をいう。）の工場又は工場を有する者との業務提携を確認できる資料を提出した場合に限り受け付けます。

④ さく井工事、ボーリング・グラウト工事、吹付工事、区画線及び道路標示工事

工事に必要な機器を所有していない場合

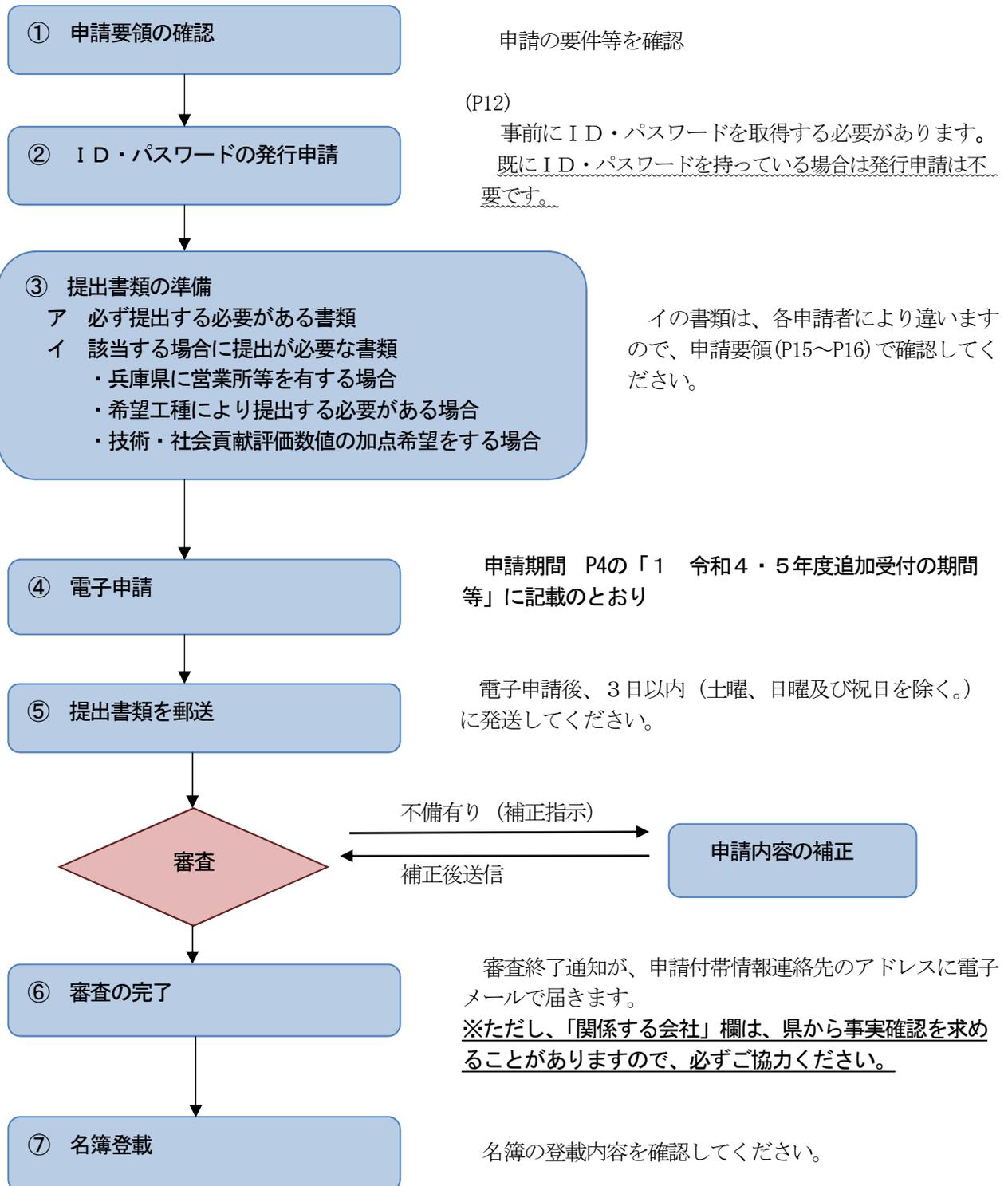
⑤ 浄化槽工事

浄化槽法に基づく工事業者の兵庫県知事への届出（所管：環境部 環境整備課 資源循環班）がなされていない者

詳しくは、「第5の2の（4）業態調書 希望する工事の内容及び機器等の状況調べ」（P60～P67）を参照してください。

## 第4 入札参加資格審査申請要領

### 1 申請の流れ



## 2 ID・パスワード発行申請方法

### (1) ID・パスワードの発行申請が必要な方

これまでに一度も、兵庫県の建設工事の入札参加資格者名簿に係るID・パスワードを取得したことがない方。

平成16年度以降、建設工事入札参加資格者名簿に1度でも登載のある方については、既に発行しているID・パスワードを使用してください。  
ID・パスワードは、入札参加資格の登載状況をお知らせしたハガキ等に記載しています。  
ハガキ等の紛失でID・パスワードが不明な場合は、ID・パスワード発行申請書を提出してください。

### (2) ID・パスワード発行申請期間

P4の「1 令和4・5年度追加受付の期間等」の各期限までに必着  
上記期間内に到着するように送付してください。

### (3) ID・パスワード発行申請書のダウンロード

ID・パスワード発行申請書については、兵庫県ホームページ>目的から探す>入札・公売情報>入札参加のご案内(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係)の「新着情報及び重要なお知らせ」>1新着情報及び重要なお知らせの「令和4・5年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の追加受付について」からダウンロードしてください。

### (4) 添付書類

審査基準日から1年7か月以内の有効な総合評定値通知書(写し)

(注) 住所や代表者氏名等に変更がある場合は、変更内容が確認できる建設業許可の変更届出書の写しを併せて提出してください。

### (5) 送付先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部契約管理課 入札制度班あて

封筒に「ID・パスワード発行申請書在中」と朱書きしてください。

### (6) 発行したID・パスワードの送付先

発行したID・パスワードは、申請者あてに郵送により通知します。

(注1) ID・パスワードの発行申請期間外に到着した場合は、受付できませんので御注意ください。

(注2) 建設工事と測量・建設コンサルタント等業務との両方を資格審査申請される場合は、建設工事のID・パスワード発行申請書を提出してください。

(注3) 発行したID・パスワードは、今回の受付以外の入札参加資格審査申請変更届の電子申請時にも必要ですので、大切に保管してください。

### 3 申請方法

電子上で申請書の入力を行い、送信してください。

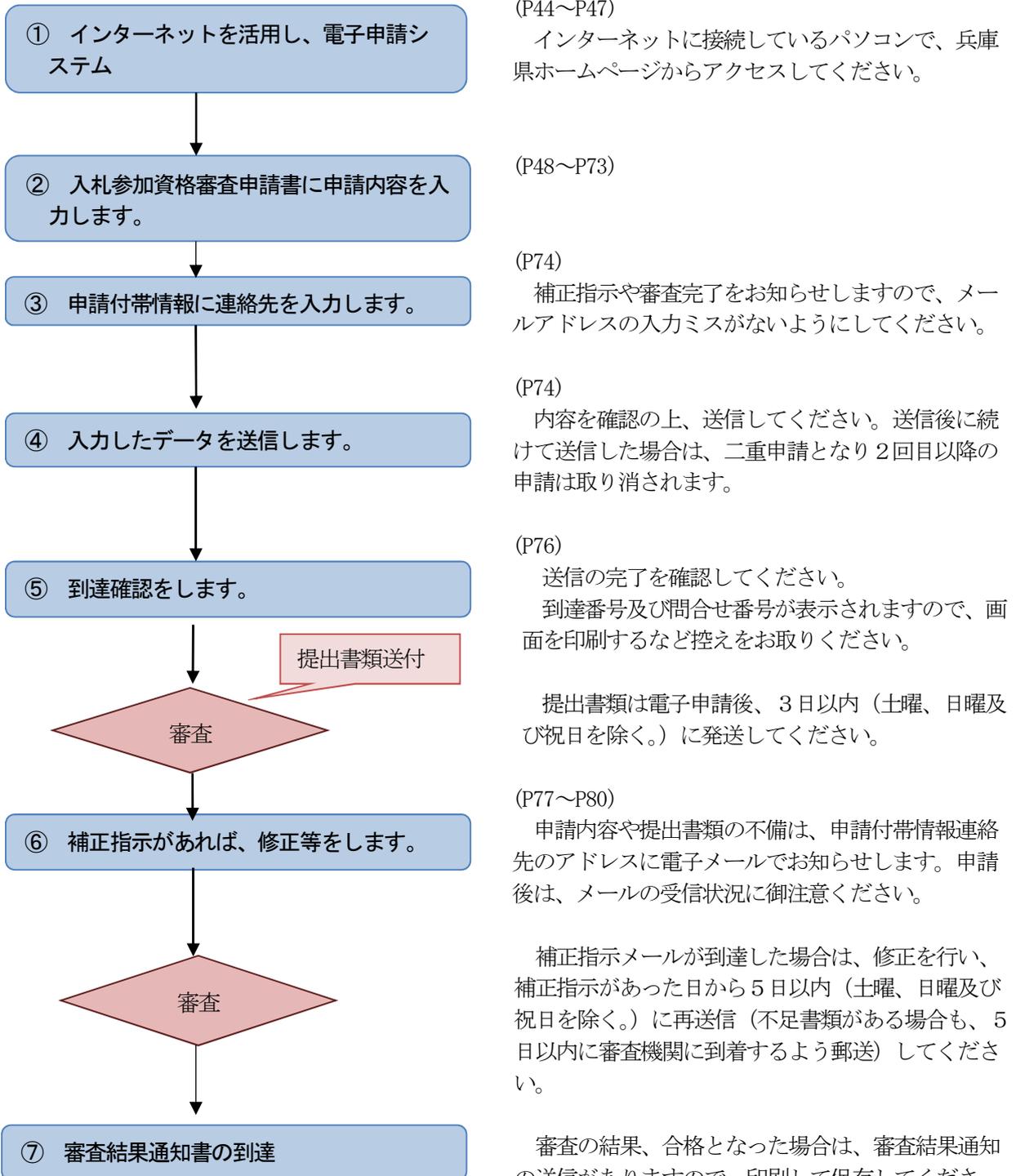
また、提出書類を申請書送信日から3日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に発送してください。

なお、発送方法の指定はありません。送付先は、「別送書類送り先情報」（P76）のとおりです。

提出書類が審査機関に到達しない場合、入札参加資格審査申請を受け付けない場合があります。

申請データの送信のみでは申請は完了しませんので御注意ください。

### 4 電子申請の流れ



※「関係する会社」については改めて契約管理課で一括審査を行いますので、ご協力お願いします。  
（詳しくは「第5 電子申請の入札参加資格審査申請手順(P44～P76)」及び「第6 申請内容補正手順(P77～P80)」を参照してください。）

## 5 電子申請に当たっての注意点

- (1) 電子申請は、受付期間内であれば、土曜、日曜及び祝日を含め、24時間いつでも申請できます。ただし、システム保守作業等のため、電子申請ができない期間がありますので、事前に「兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）」のトップページ等で御確認ください。  
また、電子申請に当たっては、申請前に電子申請システムの「動作環境について」及び「利用規約」を御覧になり、利用環境等を御確認ください。
  - (2) 受付期間後半は、混雑してアクセスしにくくなる場合がありますので、申請は、できるだけ受付期間の早い時期にお願いします。
  - (3) 電子申請では、JIS第1、第2水準以外の漢字の入力はできません。それ以外の文字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。
  - (4) 申請後はメールの受信状況に御注意ください。  
審査機関は、提出書類の到達後に審査を行い、申請内容や提出書類に不備がある場合は、電子メールにより補正指示がある旨をお知らせします（P77～P80参照）。  
補正指示の電子メールは、「申請付帯情報」の「連絡先情報」に入力されたメールアドレスあてに送信します（P74参照）。
  - (5) 補正指示がある旨の電子メールが届いていないか、随時確認してください。  
補正指示があった場合は、修正の上、補正指示があった日から5日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に再送信（不足書類がある場合も、5日以内に審査機関に到着するよう郵送）してください。  
補正指示に従った修正が期限内に行われなかった場合は、受付を取り消す場合がありますので、御注意ください。
  - (6) 一度送信された申請内容については、補正指示があった部分を除き修正できませんので、必ず御確認の上送信してください（送信した後に続けて送信した場合は二重申請となり、2回目以降の申請書は取り消されます。）。
  - (7) 審査終了通知が届くまでは、電子申請は終了していません。  
審査の結果、合格となった場合は、通信欄に「審査の結果、合格となりました」と表示した審査結果通知を、申請付帯情報連絡先のアドレスに電子メールで送信します。
- ★ 一度郵送された提出書類は返却しません。
- ★ 申請内容を入力する際のタイムアウト（長時間入力等しなかった場合に回線が自動的に切断されます。）は、概ね30分です。完成工事高等、入力項目が複雑なものについては、あらかじめ入力事項を整理した上で、入力することをお勧めします。  
また、申請データの保存をしたり、保存した申請データの読み込みを行う機能もありますので、御活用ください。
- ★ 「関係する会社」欄については、入札参加資格者名簿登載業者受付後（P13⑦審査結果通知書の到達後）に、改めて入力漏れがないか等のチェックを行います。その結果によっては、修正作業をお願いすることがありますので、ご協力願います。（申請日から2ヶ月までの間の予定）

## 6 提出書類一覧

### (1) 全ての申請者が提出する必要がある書類

No.	提出書類名	様式番号	部数	参照
1	総合評定値通知書（写し）		1部	P8、P9、P17
2	次の①③④は全て必須、②⑤は法人の場合必須（いずれも写し） ①建設業許可申請書（様式第1号） ②役員等の一覧表（別紙1） ※法人の場合のみ ③営業所一覧表（別紙2） ④建設業許可通知書又は建設業許可証明書 ⑤株主（出資者）調書（様式第14号） ※法人の場合のみ		1部	P8、P18
3	工事経歴書	兵庫県様式⑨P93	1部	P18、P19
4	消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）	個人：その3の2 法人：その3の3	1部	P8、P19
5	誓約書（資本関係及び人的関係に関する事項）	兵庫県様式⑫ P96、P97	1部	P19～P35

### (2) 兵庫県内に本社（店）、支店又は営業所等を有する場合に提出する必要がある書類

No.	提出書類名	様式番号	部数	参照
6	建設工事入札参加資格申請に係る兵庫県税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（兵庫県様式⑱）	兵庫県様式⑱ P95	1部	P8、P36

### (3) 希望する工種により提出する必要がある書類

No.	提出書類名	様式番号	部数	参照
7	工事施工能力が確認できる資料（必要機器や船舶等の所有、工場を確認できる書類等）	希望工種により異なる	各1部	P9、P10、P37 P60～P67
8	誓約書（機器・船舶のリース等継続使用契約書を提出する場合で、契約期間に、名簿有効期間の一部又は全部を含んでいない場合）	兵庫県様式⑳P94	1部	

### (4) 技術・社会貢献評価数値の加点希望をする場合に提出する必要がある書類

加点希望をする項目ごとに必要な書類が違いますので、P69～P72を参考にしてください。  
（項目によって提出書類が不要な項目もあります。）

No.	提出書類名	様式番号	部数	参照
9	ISO9001に係る登録証（写し）		1部	P38
10	CPDS、CPD（継続学習制度）の単位取得が確認できる証明書（写し） （証明書の証明年月日が、申請日より3ヶ月以上前の場合は、雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証（写し））も必要）		1部	P38、P39、P71
11	① CCUSホームページへのログイン後の「事業者情報」が書かれた画面の写し ② CCUSホームページへのログイン後の事業者メニューで表示される「管理者ID利用料明細」が書かれた画面の写し		1部	P39
12	次の①又は②のいずれか ① 公共工事等における新技術活用システムに関する「受領通知書」（写し）及び「NETIS登録のお知らせ」（写し） ② NETIS登録番号、登録年月日及び開発会社が確認できるウェブページ（写し）		1部	P40

13	<b>【報告義務がある場合】</b> 障害者雇用状況報告書（様式第6号）（写し） <b>【報告義務がない場合】</b> 提出書類なし（電子申請のみ）		1部	P40 P70、P71
14	IS014001又はエコアクション21認証にかかる登録証（写し）		1部	P41
15	① 兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証（写し） ② 雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証（写し））		各1部	P41、P70
16	<b>直接雇用</b> <b>【刑務所出所者等の場合】</b> ① 矯正就労支援情報センター（コワーカ）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書（様式7） ② 誓約書（様式8） <b>【保護観察対象者等の場合】</b> 保護観察対象者等雇用に関する証明書（様式9）	様式7 P98 様式8 P99  様式9 P100	各1部	P42、P71
	<b>間接雇用</b> <b>【刑務所出所者等の場合】</b> ① 矯正就労支援情報センター（コワーカ）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書（様式7）（写し可） ② 施工体系図 ③ 誓約書（様式10） <b>【保護観察対象者等の場合】</b> ① 保護観察対象者等雇用に関する証明書（様式9）（写し可） ② 施工体系図 ③ 誓約書（様式11）	様式7 P98 様式10 P101  様式9 P100 様式11 P102	各1部	
17	建設業暴力追放活動の実績が確認できる受講修了書等（写し）		1部	P43、P71

※申請内容の確認のため、上記(1)～(4)以外の書類を追加で求める場合もありますので、御了解ください。

## 7 提出書類に関する注意事項（「No.」は、前記の「6 提出書類一覧」のNo.です。）

### 提出書類について

#### (1) 様式

所定の様式があるものは、当該様式で提出してください（様式番号参照。所定の様式以外は受け付けません。）。

#### (2) 提出書類の種類

次の4種類がありますので、必要な書類を漏れなく提出してください。

- ① 全ての申請者が提出する必要がある書類（No.1～5）
- ② 兵庫県内に本社（店）、支店又は営業所等を有する場合に提出する必要がある書類（No.6）
- ③ 希望する工種により提出する必要がある書類（No.7～8）
- ④ 技術・社会貢献評価数値を加点希望する場合に提出する必要がある書類（No.9～17）

#### (3) 代表者印（実印）の押印

代表者印（実印）の押印は、原則、不要とします。

ただし、No.6に限り、代表者印（実印）の押印が必要です。

#### (4) 申請日における提出書類の準備

申請日において、申請に必要な全ての提出書類を取り揃えた上で、申請してください。日付を記載するものについては、申請日以前であることが必要です。

提出書類の不備や入力漏れのある場合は受け付けできませんので、各解説及び記入上の注意事項等をよくお読みください。

#### (5) 提出書類の送付方法

- ① 申請書を入力し、送信した後に表示される「別送書類送り先情報」(P76参照)を印刷し、提出する書類名に目印(マーカー)をして、切り取り線(破線)より切り取り、提出書類に同封してください。

なお、提出書類は、上から「別送書類送り先情報」に記載の順に重ねてクリップ留め(書類の厚さにあわせて、ゼムクリップかダブルクリップ)にしてください。

- ② 提出書類の送付方法の指定はありません。

なお、数社分をまとめて送付される場合は、申請者ごとにクリップ留めしたうえで封筒に入れて送付してください。

- ③ 送付先は、①で印刷した「別送書類送り先情報」の下部「別送書類送り先」を切り取り、提出書類用封筒の宛名ラベルとして御利用ください。

【県内業者】 申請書の送信後に表示される県民局(県民センター)の総務企画室(県民交流室)の総務防災課(財務課)

【県外業者】 土木部契約管理課

- ④ 封筒には、必ず「追加受付申請書類在中(到達番号)」を朱書きしてください。

到達番号は申請書送信後に表示される「到達確認」画面に表示される13桁の数字です。

#### (6) 提出書類の返却

提出された書類は返却しません。

### No.1 総合評価値通知書(写し)について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。

建設業法第27条の29第1項の規定による総合評価値通知書の写しを提出してください。

総合評価値通知書は入札参加資格審査申請日時時点で有効なもの(審査基準日が申請日前1年7か月以内)が必要です。

なお、「その他の審査項目(社会性等)」の欄の、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」のいずれか1つでも「無」となっている場合は、入札参加資格申請の受け付けはできません。

#### (注) 申請後に新たな総合評価値通知書の交付を受けた場合

- ① 入札参加資格審査の申請先への手続

建設業の許可の変更を伴う場合等を除き、入札参加資格審査の申請先に新たな総合評価値通知書の写しを提出する必要はありません。

- ② 一般競争入札等に参加する場合の手続

一般競争入札等の参加に当たっては、経審の有効期間、経審を受けた建設工事の種類その他の事項を確認するため、入札参加者は、発注者に総合評価値通知書の写しを提出する必要があります。

詳細は、個別の入札公告等を御覧ください。

## No.2 建設業許可申請書（写し）について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。

直近の建設業許可の状況が確認できるものとして、全ての申請者が①③④（いずれも写し）を必ず提出してください。また、法人（個人事業主でない）場合には、上記に加えて②⑤（いずれも写し）も必ず提出してください。

- ① 建設業法施行規則第2条第1項に定める建設業許可申請書（様式第1号）（許可行政庁の受付印のあるもの）
- ② ①に添付した役員等の一覧表（別紙1）
- ③ ①に添付した営業所一覧表（別紙2（1）又は（2））  
（申請日現在、営業所一覧表において変更している内容がある場合は、変更後の営業所の状況が確認できる、建設業許可変更届出書も提出してください。）
- ④ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書（証明年月日が申請日以前6か月以内のもの）  
（申請日現在、建設業許可通知書において変更している内容がある場合は、変更が確認できる建設業許可申請書変更届出書の写しを添付するか建設業許可証明書を提出してください。）
- ⑤ ①に添付した株主（出資者）調書（様式第14号）

## No.3 工事経歴書について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。

### (1) 作成を必要とする工種

入札参加を希望する工種について作成してください。

入札参加を希望しない工種にかかるものは、提出する必要はありません。

### (2) 様式

兵庫県様式⑨（P93）

### (3) 記入の仕方（記載例はP103）

#### ① 主な工事の記入

完成工事高表（2-1、2-2）（P54～P58参照）の「A 年間平均完成工事高」に含まれる工事のうち、主なものについて、「工事の種別」、「注文者」、「元請又は下請の区分」、「工事名」、「工事概要」、「工事場所のある市区町名（兵庫県外は県名等も）」、「請負代金の額（千円）」、「着工年月」及び「完成又は完成予定年月」を記入してください。

なお、完成工事高表（2-1、2-2）の『1件あたり最高金額』に当たる工事は、必ず記入してください。

#### ② 『1件あたり最高金額』欄の記載 欄への「○」印の記入

完成工事高表のうち、「A 年間平均完成工事高」の「1件あたり最高金額」及び「Aのうち兵庫県との実績」の「1件あたりの最高金額」欄に記載した工事については必ず記入の上、工事経歴書最左欄の『1件あたり最高金額』欄の記載 欄に「○」を付してください。

#### ③ 「工事の種別」欄の記入

完成工事高表の「入札参加を希望する工事の種別」を正確に記入してください。（建設業法上の許可業種ではありません。）

（注）例えば、建設業法上の許可業種の「塗装」に対しては、「入札参加を希望する工事の種別」においては、「10 鋼塗装工事」、「11 区画線及び道路標示工事」又は「36 塗装工事」のいずれかになります。

#### ④ 「工事概要」欄の記入

「岸壁基礎築造工事」、「シールド工事」、「鉄筋鉄骨○階建築工事」等簡単に記入してください。

#### ⑤ 請負代金の額の記入

総合評定値通知書の対象期間にかかる完成工事高を記入してください。

なお、「税抜・税込」欄については、該当するものに○を付してください。

#### (4) 他の書類での代用

経営事項審査申請時等に提出した工事経歴書で代用することができます。ただし、次の①から③までの追記を必ず行ってください。

なお、入札参加参加希望工種に関係しない工事にかかる部分は、提出の必要はありません。該当する部分のみ提出してください。

- ① 「工事の種別」を追記してください（建設業法上の許可業種ではなく、P6～P7の工事の種別を記入）。
- ② 完成工事高表の「1件当たりの最高金額」欄に記入した工事に○印を追記してください。
- ③ 工事概要を追記してください（工事名で工事概要がわかる場合は追記不要）。

### No.4 消費税及び地方消費税に係る納税証明書について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。

消費税及び地方消費税について、税務署が発行する納税証明書（証明年月日が申請日以前3か月以内のもの・写し可）を、次により提出してください。

#### ① 法人の場合

納税証明書（その3の3）法人税と消費税及地方消費税

#### ② 個人の場合

納税証明書（その3の2）申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税

（注1）免税又は非課税業者の方も申請すれば納税証明書は交付されます。

（注2）納税証明書は、本社（店）を管轄する税務署において1通400円で発行しています（オンライン請求の場合は370円）。

- ・ 納税証明書の交付請求手続  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
- ・ 納税証明書オンライン交付請求手続き  
[http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)
- ・ 納税証明書の請求に関する問い合わせ先  
<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

※ 国税通則法に基づく納税の猶予を受けている場合であって、納税証明書が発行されなかった場合は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出してください。[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連]

### No.5 誓約書（資本関係及び人的関係に関する事項）について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。該当がない場合も、「該当の有無について」の「無」の欄に「✓」を付して提出してください。

兵庫県では「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」（P25～P26）に基づき、令和4年10月入札公告分より関係する会社同士の同一入札への参加を制限します。

一般競争入札により発注する建設工事において、本申請時に登録いただく関係する会社同士の同一入札への参加は認められず、又はその者が行った入札は無効となりますので、入力漏れ、記載誤り等がないよう十分注意して作成してください。

また、名簿登載後に変更が生じたときは変更届を必ず提出するようにしてください。

なお、申請受付後に契約管理課（本庁）において関係する会社の一括審査を行いますので、記載内容に不明な点等があればその指示に従い調査に協力するようにしてください。

**【注意】** 虚偽記載や重要な事実を記載しなかった場合は、入札参加資格審査申請を受け付けせず、また、審査において判明した場合は電子申請の受付取消しを行います。

認定後（名簿登載後）に当該事実が判明した場合（異動があったにもかかわらず変更届が未提出を含む）や調査協力義務を履行しない場合は、指名停止の対象となりますので（指名停止基準別表第1の1（虚偽記載）6か月など）、十分確認して申請漏れ、変更届け漏れ等がないようにしてください。

(1) 申請事項

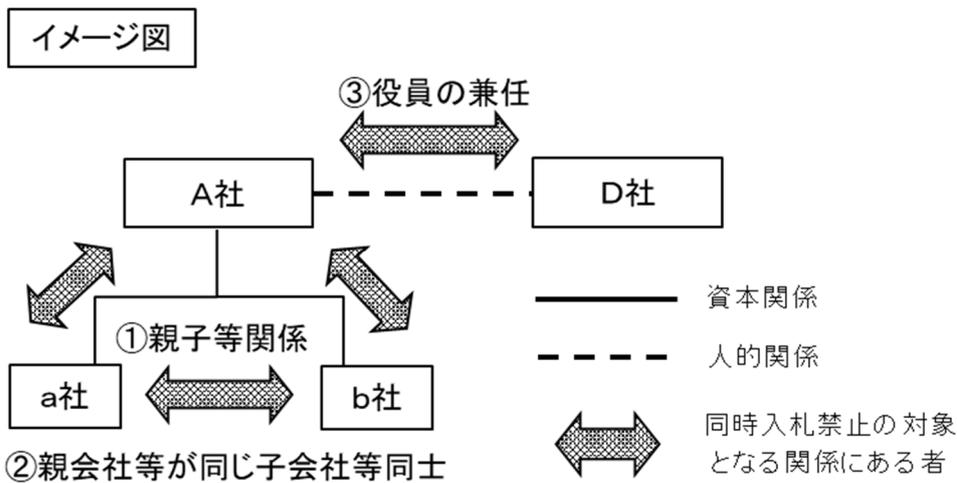
- ・ 関係する会社の有無に関する事項
- ・ 申請者の親会社等に関する事項（商号名称、本店住所等）
- ・ 申請者の子会社等に関する事項（建設業許可番号、商号名称）
- ・ 申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）
- ・ 申請者が組合を構成している場合は、組合に関する事項（商号名称、本店住所等）

(2) 様式

兵庫県様式㉔（P96、P97）

(3) 対象となる同一入札への参加制限（概要） ※詳細は運用基準（P25～P26）のとおり

資本関係及び人的関係のいずれかに該当する二者（関係する会社）の場合には、同一入札に参加することができません。



**資本関係**

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

資本関係 ※詳細イメージ図			
親会社等と子会社等		親会社等を同じくする子会社等同士	同一の者に経営を支配される会社等同士
<p>親 A社 子 a社 経営を支配</p>	<p>親 A社 子 a社 子 B社 a社の議決権の2割を有する B社の議決権の過半数を有する a社の議決権の4割を有する 経営を支配</p>	<p>親 A社 子 a社 子 b社 経営を支配</p>	<p>X氏 子 a社 子 b社 X氏がa社とb社の経営を支配</p>

↔ 同時入札禁止の対象となる関係にある者

**「経営を支配」とは**

- ① 議決権の 50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ)の計算で所有 注1
- ② 議決権の 40%以上を自己の計算で所有し、次のイ～ホのいずれかに該当
  - イ 自己所有等議決権数の割合が 50%超 注2
  - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人 注3
  - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
  - ニ 負債総額に占める自己の融資(債務保証等も含む。)の割合が 50%超 注4
  - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権割合が 50%超であって、上記②ロ～ホのいずれかに該当する場合

注1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

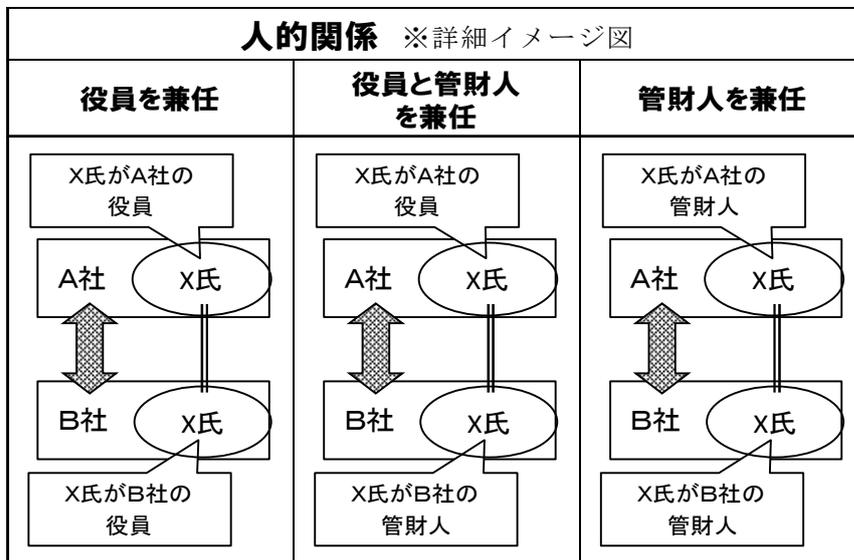
注2 自己所有等議決権の割合等とは、自己所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

注3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった場合を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

注4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者及び自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資額を含む。

**人的関係**

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合



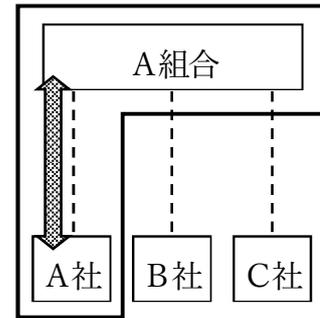
**同時入札禁止の対象となる関係にある者**

**「役員」とは**

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - 4 組合の理事
  - 5 その他業務を執行する者であって、1～4に掲げる者に準ずる者
  - 6 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
  - 7 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※監査役及び執行役員は「役員」の対象外

**その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合**

- ・組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- ・上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合  
(例) 個人事業主が他方の会社の経営を支配している関係にある場合  
個人事業主が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

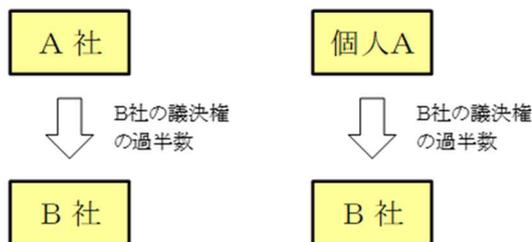


**【記入の仕方】**

「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限基準（具体例）」(P27) のケースの主なものを例に、誓約書(資本関係又は人的関係に関する事項※P34 参照) に記入する対象を説明します。

**資本関係** (2 資本関係に関する事項) P27～28

**< ケース 1 >**



A社(又は個人A)はB社の「親会社等」、B社はA社(又は個人A)の「子会社等」

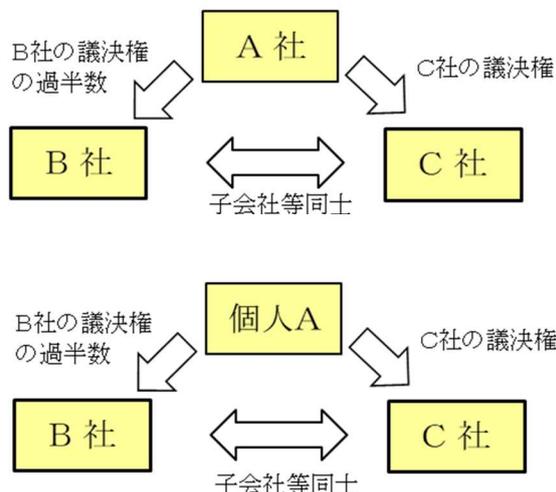
	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社
B社	A社 個人A	—

A社が申請する場合、誓約書の(1)①親会社等の欄には何も記入せず、(1)②子会社等の欄にはB社を記入します。B社が申請する場合、誓約書の(1)①親会社等の欄にはA社を記入し、(1)②子会社等の欄には何も記入しません。個人Aが申請する場合は、誓約書の①親会社等の欄には何も記入せず、(1)②子会社等の欄にはB社を記入します。このことをまとめますと、上記右側の表のとおりとなります。※ケース2～3も右側の表のとおり

(資本関係に関する注意事項) ※以下のケースとも同じ

- 1 親会社等の記載の対象は、建設業者に限らず持株会社、個人又は組合も含まれます。
- 2 子会社等の記載の対象は、建設業者(建設業法による建設業許可を受けている者)となります。

### < ケース 4 >



B社はA社(又は個人A)の「子会社等」であり、C社はA社(又は個人A)の「子会社等」であることから、B社とC社は子会社等同士の関係にある。

	親会社等	子会社等	子会社等 同士
A社 個人A	—	B社、C社	—
B社	A社 個人A	—	C社
C社	A社 個人A	—	B社

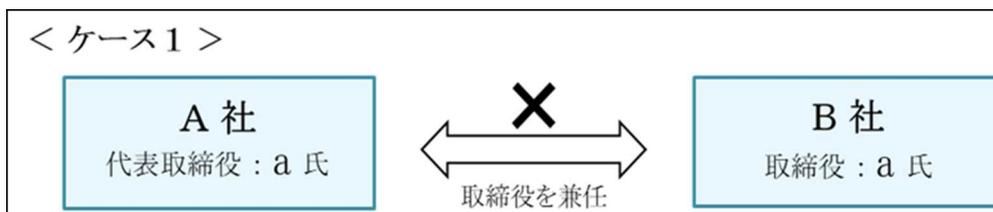
A社が申請する場合、誓約書の(1)①親会社等の欄には何も記入せず、(1)②子会社等の欄にB社及びC社を記入します。

B社が申請する場合、誓約書の(1)①親会社等の欄にはA社又は個人Aを記入し、(2)親会社等を同じくする子会社等同士の欄にC社を記入します。

C社が申請する場合、誓約書の(1)①親会社等の欄にはA社又は個人Aを記入し、(2)親会社等を同じくする子会社等同士の欄にB社を記入します。

個人Aが申請する場合は、誓約書の(1)①親会社等の欄には何も記入せず、②子会社等の欄にはB社及びC社を記入します。

### 人的関係 (人的関係に関する事項※P29)



A社が申請する場合、誓約書の3の自社欄にはa氏の役職名等を記入し、兼任先の会社欄にはB社の商号、B社での役職名等を記入します。

B社が申請する場合、誓約書の3の自社欄にはa氏の役職名等を記入し、兼任先の会社欄にはA社の商号、A社での役職名等を記入します。

このことをまとめますと、下記の表となります。※ケース2以下も同様

申請者	自社欄	兼任先の会社
A社	a氏	B社
B社	a氏	A社

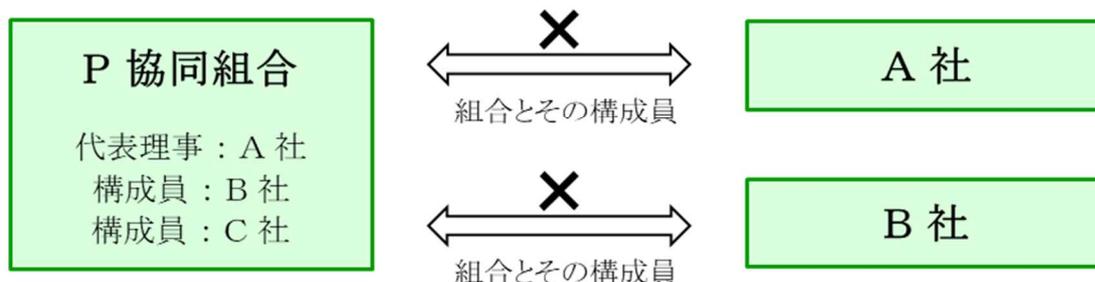
(人的関係に関する注意事項)

- 1 民事再生中の会社等又は更生会社である場合を除きます（ただし、これらが該当しなくなった場合は直ちに変更届を提出すること。）。
- 2 記載の対象は、兼任役員の兼任先が建設業者（建設業法による建設業許可を受けている者）である場合となります。

**その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合**（※P30～31）

○組合等

< ケース 1 >



P協同組合が申請する場合、誓約書の(1)①親会社等の欄には何も記入せず、(1)②子会社等の欄にはA社及びB社を記入します。

A社が申請する場合、誓約書の(1)①親会社等の欄にはP協同組合を記入し、(1)②子会社等の欄には何も記入しません。

B社が申請する場合、誓約書の(1)①親会社等の欄にはP協同組合を記入し、(1)②子会社等の欄には何も記入しません。

○その他（個人事業）の場合の例

その他入札の適正さが阻害されうる（資本関係又は人的関係と同視しうる）と認められる場合の例（※P31）  
ケース1（個人事業主の役員兼任）及び2（個人事業主の支配人が役員を兼任）は人的関係、ケース3（個人事業主が他社の議決権の過半数を有する）は資本関係の場合と同様に記入してください。

※ 注意事項

子会社等の記載の対象は、建設業者（建設業法による建設業許可を受けている者）となります。  
また、協同組合は建設業者の場合のみ、親会社等の記載の対象となります。

## 資本関係又は人的関係がある者同士の 同一入札への参加を制限する運用基準

### 1 趣旨

兵庫県が一般競争入札により発注する建設工事において、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、資本関係又は人的関係がある者（以下「関係する会社」という。）同士の同一入札への参加を制限する基準を定めるものである。

### 2 取扱い

一般競争入札により発注する建設工事において、同一の入札案件に参加する複数の者の関係が、3に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する場合、以下のとおり取り扱う。

#### （事前審査型）

基準に該当する者から入札参加の申込があった場合は、入札参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を認めないものとする。

#### （事後審査型）

基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱う。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札書受付締切日時までに入札を辞退した場合には、残る一者が行った入札は有効として取り扱う。

### 3 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

#### （1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### （2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### （3）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

#### 4 公告等への記載等

- （１）競争参加資格として、基準に該当しない者であることを入札公告等に明示するものとする。
- （２）基準に該当する者の行った入札は無効とする旨を入札公告等に明示するものとする。
- （３）入札参加申込時に「関係する会社（自社の「兵庫県入札参加資格者名簿」に掲げた会社）」が事実と相違ないことを誓約した入札参加申込書を提出するものとする。

#### 5 資本関係又は人的関係の確認等

- （１）入札参加資格審査申請、変更申請時に「関係する会社」の有無等を確認し、入札参加資格者名簿に登載する。
- （２）登載された「関係する会社」により入札参加申込者（事前審査型）又は落札候補者（事後審査型）に係る入札参加資格の確認を行う。
- （３）「関係する会社」同士が当該入札に参加している場合は上記２の規定のとおり取り扱う。

#### 6 基準に該当することが判明した場合の取扱い

##### （１）契約前に判明した場合

契約前に、基準に該当する複数の者が同一入札に参加したことが判明した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。当該複数の者のうちの一者が落札候補者又は落札者の場合は当該落札候補者又は落札者の資格を取り消すものとする。

##### （２）契約後に判明した場合

虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、基準に該当する双方の者は指名停止の対象とする。

#### 7 留意事項

基準に該当する複数の者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることが差し支えないものとする。

#### 8 適用日

この基準は、令和４年１０月１日以降に入札公告する案件から適用する。

# 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限基準(具体例)

## ○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等  
会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令<sup>※1</sup>で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令<sup>※2</sup>で定めるもの

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

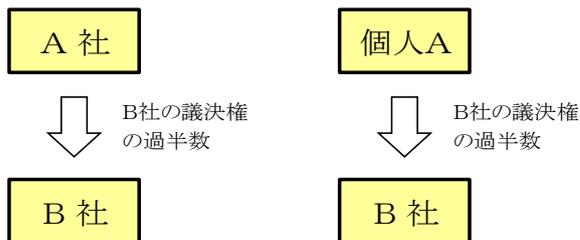
イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令<sup>※1</sup>で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令<sup>※2</sup>で定めるもの

※1 会社法施行規則第3条

※2 会社法施行規則第3条の2

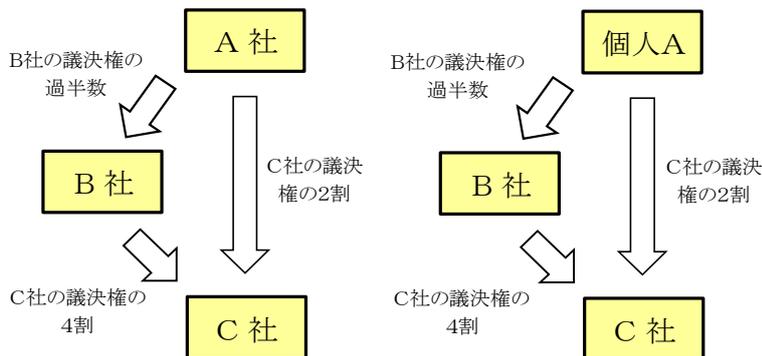
### < ケース 1 >



A社(又は個人A)はB社の「親会社等」、B社はA社(又は個人A)の「子会社等」

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社
B社	A社 個人A	—

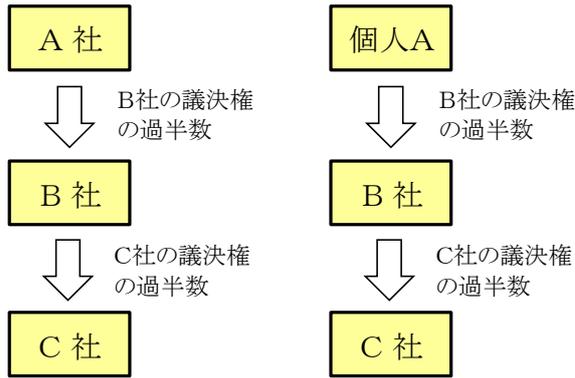
### < ケース 2 >



B社はA社(又は個人A)の「子会社等」であり、親会社等であるA社(又は個人A)及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数(2割+4割)を有することから、会社法第2条の規定により、A社(又は個人A)はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社(又は個人A)の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	—
C社	A社 個人A	—

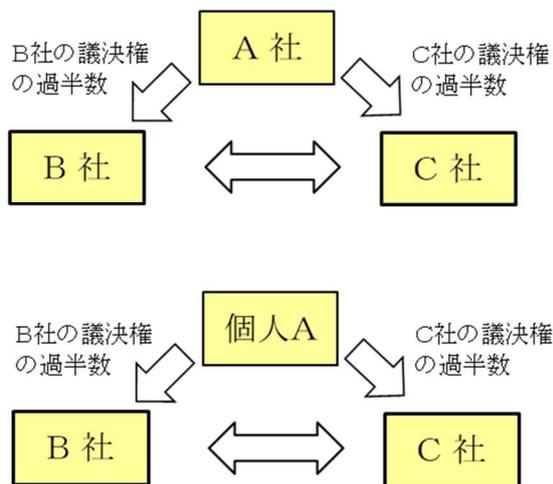
< ケース 3 >



B社はA社(又は個人A)の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社(又は個人A)はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社(又は個人A)の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	C社
C社	A社、B社 個人A	—

< ケース 4 >



B社はA社(又は個人A)の「子会社等」であり、C社はA社(又は個人A)の「子会社等」であることから、B社とC社は子会社等同士の関係にある。

	親会社等	子会社等	子会社等 同士
A社 個人A	—	B社、C社	—
B社	A社 個人A	—	C社
C社	A社 個人A	—	B社

## ○役員の定義

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4 組合の理事
  - 5 その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
  - 6 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
  - 7 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※監査役及び執行役員は「役員」の対象外。

### < ケース 1 >



### < ケース 2 >



### < ケース 3 >



### < ケース 4 >



### < ケース 5 >



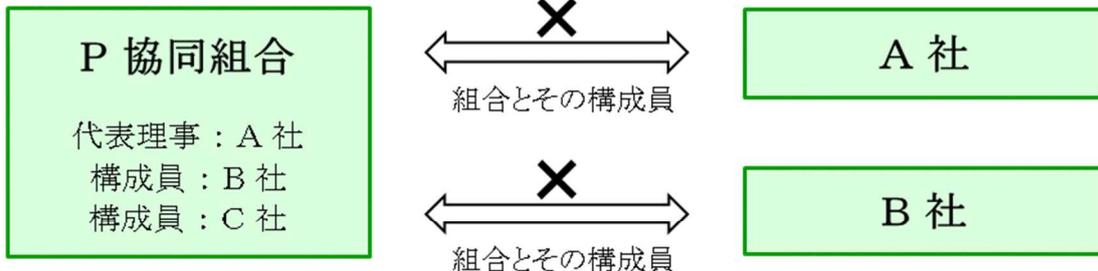
### < ケース 6 >



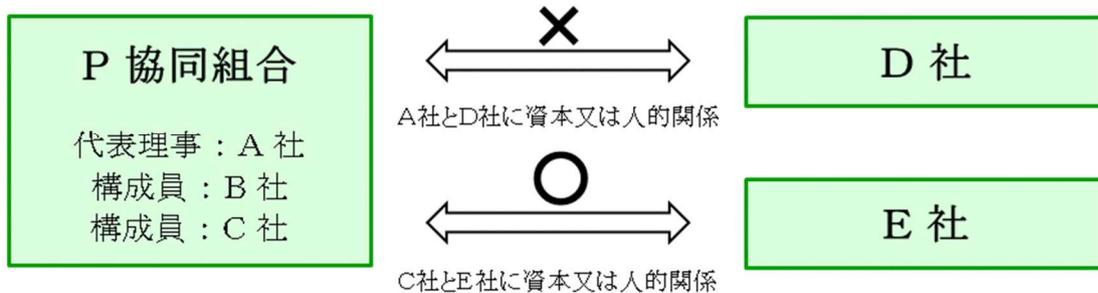
## ○組合等の取り扱い

組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できない。ただし、組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

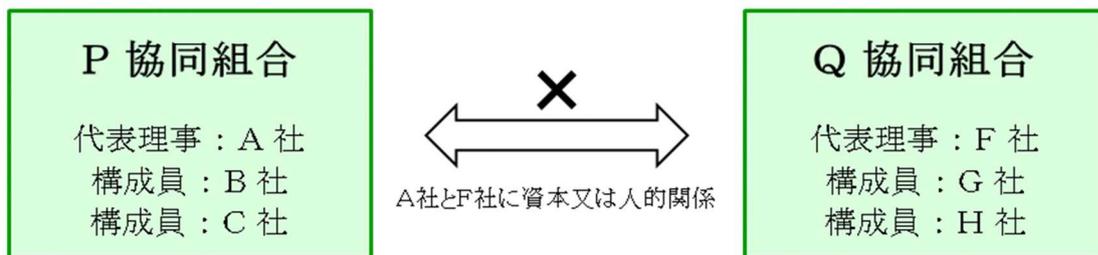
### < ケース 1 >



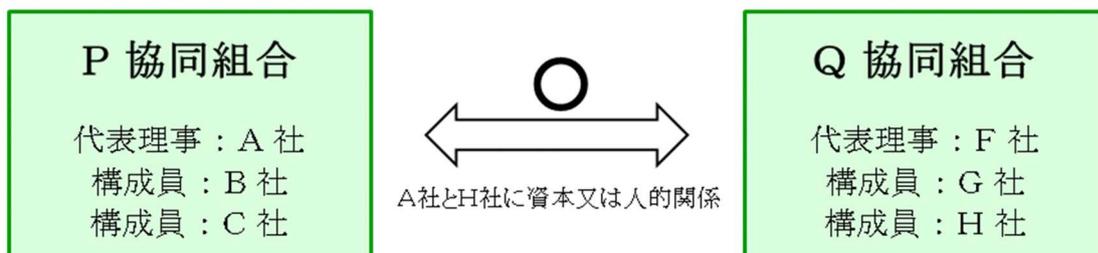
### < ケース 2 >



### < ケース 3 >

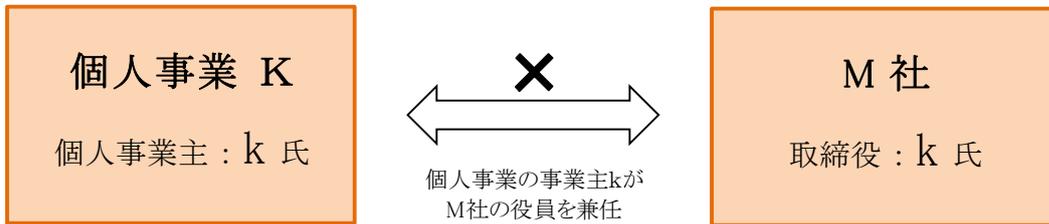


### < ケース 4 >

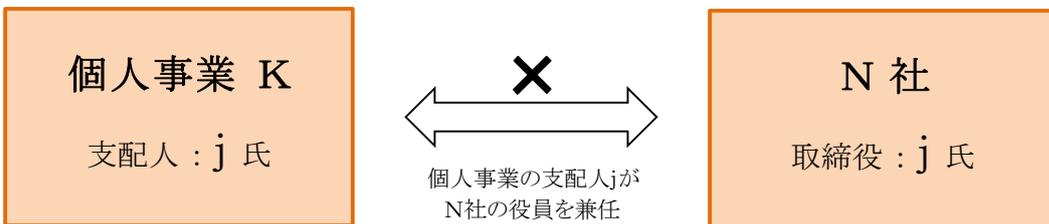


○その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合の例

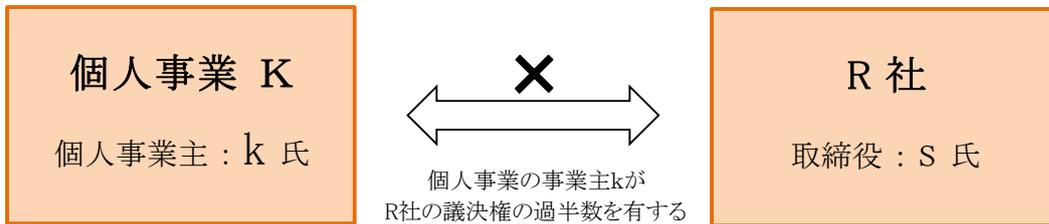
< ケース 1 >



< ケース 2 >



< ケース 3 > 親会社等、子会社等の関係



## 会社法施行規則

改正 平成 30 年 3 月 26 日法務省令第 5 号

(子会社及び親会社)

- 第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。
- 2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。
- 3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)
- 一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。))を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
- イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
- ロ 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
- ハ 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の役員
- (2) 自己の業務を執行する社員
- (3) 自己の使用人
- (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者
- ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。
- ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- 4 法第三百三十五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用については、同条第一項の子会社を第二項の法第二条第四号に規定する株式会社とみなす。

## (子会社等及び親会社等)

- 第三条の二 法第二条第三号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、同号ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。
- 2 法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者(会社等であるものを除く。)が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。
- 3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)
- 一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
- イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
- ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
- ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- (4) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己(自然人であるものに限る。)
- (2) 自己の役員
- (3) 自己の業務を執行する社員
- (4) 自己の使用人
- (5) (2)から(4)までに掲げる者であった者
- (6) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族
- ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。
- ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (平二七法省令六・追加)

## 誓 約 書(資本関係及び人的関係に関する事項)

令和4・5年度建設工事入札参加資格申請に当たり、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準(以下「基準」という。)」のいずれかに該当する者の有無については下記のとおりであり、この内容は事実と相違ないことを誓約します。

内容の確認が必要とされる場合は、県の職員の指示に従い調査に協力します。また、名簿登載後に内容に変更が生じた場合は直ちに変更届を提出します。

虚偽記載や記載漏れが判明するなどした場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

### 記

- 1 該当の有無**       該当あり      ※下記2、3に該当する事項をご記入ください。  
 該当なし      ※下記2、3は記入不要です。

**2 資本関係に関する事項**

**(1) 子会社等と親会社等の関係にある場合(運用基準3(1)①)**

① 親会社等(会社法第2条第4号によるもの・所属する協同組合)

	商号又は名称	建設業許可番号	所在地	理由※
1	A社	12345678	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1-101	①
2	個人B	なし	兵庫県神戸市中央区	②イ

- ※1 理由欄には別記の点線囲みの該当する番号(①、②イなど)をご記入ください。(以下同じ)  
 ただし、組合は空欄としてください。  
 ※2 個人の場合は、市区町までの記載としてください。  
 ※3 親会社等の記載の対象は、建設業者に限らず持株会社、個人も含まれます。(ただし、組合は建設業者)  
 ※4 虚偽記載や記載漏れがあった場合、内容の調査協力義務を履行しない場合等は、受付停止や指名停止の対象となりますので、ご注意ください。(以下同じ)  
 ※5 業態調査(電子申請)には、上記の親会社等のうち、本県の令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請をする会社の有無、商号又は名称などを入力してください。  
 ※6 親会社等の変更が生じた場合は、直ちに変更届を提出してください。  
 ※7 親会社等を記載する欄が足りない場合は、適宜、欄を追加してください。(以下同じ)

② 子会社等(会社法第2条第3号の2によるもの)

	商号又は名称	建設業許可番号	所在地	理由※
1	C社	34567890	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1-101	③ロ
2				
3				

- ※1 子会社等の記載の対象は、建設業者(建設業法による建設業許可を受けている者)となります。  
 ※2 業態調査(電子申請)には、上記の子会社等のうち、本県の令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請をする会社の有無、商号又は名称などを入力してください。

**(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の間にある関係(運用基準3(1)②)**

	商号又は名称	建設業許可番号	親会社等の商号又は名称
1	D社	56780123	A社
2	E社	78012345	個人B
3			

- ※1 上記①の親会社等と同じくする子会社等(建設業者(建設業法による建設等の許可を受けている者)に限る)を記載してください。  
 ※2 業態調査(電子申請)には、上記の子会社等同士のうち、本県の令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請をする会社の有無、商号又は名称などを入力してください。

**3 人的関係に関する事項(運用基準3(2))**

	自 社		兼任先の会社		
	役職名	氏 名	商号又は名称	建設業許可番号	
1	代表取締役	E. F	G社	11112222	取締役
2					
3					

- ※1 兼任役員の兼任先の記載対象は、建設業者(建設業法による建設業許可を受けている者)となります。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

建設業許可番号

商号又は名称

代 表 者

担当者氏名

電子メール

【代理人の

連絡先

】 ※ご担当者様に、確認メールを送る場合がありますので、必ず記載してください。

】 ※行政書士等の代理人がある場合は記載してください。

別記

※ 理由(会社法施行規則第3条及び第3条の2)

- |  |    |
|--|----|
| ① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ)の計算で所有        | 注1 |
| ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有し、次のイ～ホのいずれかに該当      |    |
| イ 自己所有等議決権数の割合が50%超                      | 注2 |
| ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人          | 注3 |
| ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在                 |    |
| ニ 負債総額に占める自己の融資(債務保証等も含む。)の割合が50%超       | 注4 |
| ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在  |    |
| ③ 自己所有等議決権割合が50%超であって、上記②ロ～ホのいずれかに該当する場合 |    |

注1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

注2 自己所有等議決権の割合等とは、自己所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

注3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった場合を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

注4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者及び自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資額を含む。

(1) 提出対象者

兵庫県内に事務所や事業所がある場合

(営業所調書に記載していない事務所等や建設業務以外の事務所等も含みます。)

(2) 提出書類

建設工事入札参加資格審査申請に係る兵庫県税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(兵庫県様式⑱)(P95)

(注意事項)

ア 県税事務所において納税状況の調査を行うため審査に時間を要することがありますが、順次審査を行いますので、お待ちください。

イ 県税事務所での納税状況の調査により、滞納のないことが確認できない場合は、県税事務所が発行する兵庫県税に係る「納税証明書(3)」(証明年月日が申請日以前3か月以内のもの・写し可)の提出を求めます。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため兵庫県様式⑱の提出を原則としますが、これに代えて兵庫県税に係る「納税証明書(3)」(証明年月日が申請日以前3か月以内のもの・写し可)を提出することも出来ます。(納税証明書の取得にかかる御注意参照)

なお、地方税法に基づく徴収猶予を受けている場合であって、納税証明書が発行されなかった場合は、「徴収猶予承認通知書」の写しを提出してください。[新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連]

【納税証明書の取得にかかる御注意】

① 窓口の混雑状況により、即日交付できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。なお、県税の納税証明書は郵送で請求することができます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での請求を積極的にご活用ください。

② 「納税証明書(3)」は、兵庫県の各県税事務所において1通400円で発行しています。

③ 法人県民税・事業税、個人事業税のほか自動車税、不動産取得税など県税の全税目(個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。)が対象となりますので御注意ください。

④ 個人情報の保護をより一層図るため、交付請求者本人の確認や、代理人請求の場合は委任の有無の確認をさせていただきます。

⑤ 入札参加資格審査申請期間中は、各県税事務所の窓口が大変混雑しますので、事前に次の書類等を準備の上、各県税事務所窓口にお越しください。

・納税証明書交付請求書

県税事務所窓口にて用意しています。また、申請書等ダウンロードサービスからダウンロードすることもできます。

納税証明書交付請求書の「使用目的」欄は「1(入札参加申請)」、「税目」欄は「5(全税目)」、「証明期間等」欄は、「未納等がないことの証明(3)兵庫県指定様式」にチェックをしてください(証明期間の年月日は記入不要です。)

・来所される方の運転免許証、健康保険証、個人番号カードなどの本人確認書類(原本)

・交付手数料(1通400円、現金または兵庫県収入証紙)

・代理人が請求される場合は、委任状

委任状は、「納税証明書交付請求書」の委任欄をご利用いただけます(任意様式でも可)。

・納税証明書の請求日前2週間以内に納税された場合は、領収書

納税証明書の発行窓口及び必要書類等について、詳しくは、兵庫県のホームページ「県税の納税証明書」を御覧ください。

兵庫県 納税証明書

検索

## No.7 工事施工能力が確認できる資料について

### (1) 提出対象者

港湾土木工事、アスファルト舗装工事、PC 橋梁(上部)工事 (プレテンション工事及びプレベーム工事希望の場合)、鋼橋梁(上部)工事、しゅんせつ工事、さく井工事、ボーリング・グラウト工事、吹付工事、区画線及び道路標示工事、機械器具製作据付工事、浄化槽工事の入札参加を希望する場合

### (2) 提出書類

「第5の2の(4)業態調書 《希望する工事の内容及び機器等の状況調べ》」(P60～P67)に、各工種において必要な提出書類を記載していますので、参照のうえ提出してください。

## No.8 誓約書について

### (1) 提出対象者

港湾土木工事、アスファルト舗装工事及びしゅんせつ工事を希望する申請者のうち、機器や船舶のリース等継続使用契約書を提出する場合に、契約期間に名簿有効期間の一部又は全部が含まれていない場合

### (2) 提出書類

兵庫県様式⑩ (P94)

**【技術・社会貢献評価数値にかかる御注意】**

以下のNo.9～No.17については、技術・社会貢献評価数値（P70～P73 及び P85～P91 参照）について、加点を希望する場合に必要な提出書類です。加点を希望しない項目にかかる書類は提出不要です。

加点を希望していても、実績が確認できない場合や必要な書類の提出がない場合は、加点を行いません。

また、実績が確認できても、加点を希望していない場合は、加点を行いません。

**No.9 ISO9001に係る登録証（写し）について**

※技術・社会貢献評価項目「ISO9001 等認証取得」の加点希望をする場合

申請日現在、「営業所調書（建設工事）（P51～P53参照）」に記載した本社（店）、支店、営業所等の全てが、JISQ9001:2015（ISO9001:2015）について、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けている場合は、次に掲げる書類を提出してください。

当該認証を確認できる登録証の写し（付属書等を含む。）

（注1）営業所調書（建設工事）（P51～P53参照）に記載した本社（店）、支店、営業所等の全てが認証を受けていることが必要です。確認できない場合は、加点を行いません。

（注2）登録証が日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を提出してください。

認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。

**No.10 CPDS、CPD（継続学習制度）の単位取得が確認できる証明書について**

※技術・社会貢献評価項目「CPDS、CPD（継続学習制度）単位取得者在籍」の加点希望をする場合

（一般土木工事、造園工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の入札参加希望者のみ）

申請日現在、希望する職種に対応する各要件に該当する職員を在籍させている場合は、平成29年4月1日から令和5年3月31日までに単位等を取得したものが確認できる次に示すそれぞれの団体が発行するCPDS又はCPDの単位取得の証明書（写し可）を提出してください。

なお、証明書の証明年月日が、申請日以前3ヶ月より前の場合は、その該当する職員の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証（写し））（該当する職員1名分）を併せて提出してください。

（注1）要件にかかる単位等の取得については、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に1人の職員が取得した単位数で、複数人の取得分の合計は認めません。

（注2）希望職種ごとに要件に該当している場合は、各職種につき1名分の証明書を提出してください。

（注3）平成29年4月1日から令和5年3月31日までの対象期間以外の証明期間が含まれている証明書は認めませんので御注意ください。

（注4）講習会受講証、インターネットでの会員情報照会のハードコピー等は不可です。証明書は次に示すもののみとします。

希望する職種	要件	提出書類
一般土木工事	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施している継続学習制度(CPDS)について、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、学習履歴を20ユニット以上取得している職員が在籍していること。	継続学習制度(CPDS)学習履歴証明書
造園工事	造園CPD協議会(事務局：公益社団法人日本造園学会が実施している造園CPD(継続教育)制度)について、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、学習履歴を50単位以上取得している職員が在籍していること。	造園CPD実施記録登録証明書

希望する工種	要件	提出書類	
建築一式 工事	建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）が実施している建築CPD（継続教育／職能開発）情報提供制度における学習履歴を、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、50認定時間以上（建築士分）取得している職員（建築士）が在籍していること。	建築CPD実績証明書	
電気工事	次のいずれかの団体のCPD制度における学習履歴を、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、次の単位以上取得している職員が在籍していること。		
	団体	単位	
	建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）	12	建築CPD実績証明書
	公益社団法人日本建築士会連合会	12	建築士会継続能力開発（CPD）実績証明書
	公益社団法人日本建築家協会	12	建築CPD実績証明書
	一般財団法人建設業振興基金	12	建築・設備施工監理CPD実績証明書
	一般社団法人建築設備技術者協会	35	JABMEE CPD実績証明書
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	空気調和・衛生工学会CPD実績証明書	
管工事	次のいずれかの団体のCPD制度における学習履歴を、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、次の単位以上取得している職員が在籍していること。		
	団体	単位	
	建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）	12	建築CPD実績証明書
	公益社団法人日本建築士会連合会	12	建築士会継続能力開発（CPD）実績証明書
	公益社団法人日本建築家協会	12	建築CPD実績証明書
	一般財団法人建設業振興基金	12	建築・設備施工監理CPD実績証明書
	一般社団法人建築設備技術者協会	35	JABMEE CPD実績証明書
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	空気調和・衛生工学会CPD実績証明書	

#### No.11 建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録について

※技術・社会貢献評価項目「建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録」の加点希望をする場合

申請日現在、申請者が建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録を済ませている場合は、次に定める(1)及び(2)を提出してください。

- (1) CCUSホームページへのログイン後の「事業者登録」が書かれた画面の写し
- (2) CCUSホームページへのログイン後の事業者メニューで表示される「管理者ID利用料明細」が書かれた画面の写し

## No.12 ひょうごの土木技術活用システム等登録について

※技術・社会貢献評価項目「ひょうごの土木技術活用システム等登録」のうち新技術情報提供システム(NETIS)の登録で加点希望をする場合

県内に本社(店)等を有する業者であって、申請現在、自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている場合、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかを提出してください。

※上記の要件を満たしていれば、県外の技術開発センター等で開発された技術や、共同研究により開発された技術についても、加点の対象とします。

- (1) 公共工事等における新技術活用システムに関する「受領通知書」の写し及び「NETIS登録のお知らせ」の写し
- (2) NETIS登録番号、登録年月日及び開発会社が確認できるウェブページの写し

## No.13 障害者雇用状況報告書について

※技術・社会貢献評価項目「障害者雇用」の加点希望をする場合

次の(1)に該当する場合は、必要な書類を提出してください。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項の規定に基づく身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況の報告義務があり、公共職業安定所に提出した令和4年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の⑫計の欄に人数の記載がある場合

- ① 公共職業安定所に提出した令和4年6月1日現在の障害者雇用状況報告書(様式第6号)(公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し  
(※電子申請により、受付印が無い場合は、電子申請をしたことがわかるもの)

※ 障害者雇用が義務となる対象事業者は、雇用する常用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が43.5人以上の事業主が対象になります。  
詳細は、主たる営業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に確認してください。

- (2) 雇用状況の報告義務のない事業者で、現に障害者を常用雇用している場合  
雇用状況の報告義務のない場合は、書類の提出は不要です。(電子申請のみ)

※ 対象となる障害者とは、障害者雇用促進法第2条で定める次の方です。  
(個人事業主、役員の方は対象外です。ただし、雇用状況の報告義務のない小規模事業者で、勤務実態から労務を提供している場合は対象とします。)

- ・ 同法別表に掲げる身体障害を有する方(概ね、身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する方又は7級に掲げる障害が2以上重複している方が該当します。)
- ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者雇用促進法に規定する障害者職業センターにより知的障害があると判定された方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は統合失調症、そううつ病若しくはてんかんにかかっている方

## No.14 ISO14001 又はエコアクション21 認証・登録証（写し）について

※技術・社会貢献評価項目「ISO14001 又はエコアクション21 認証取得」の加点希望をする場合

申請日現在、「営業所調書（建設工事）（P51～P53参照）」に記載した**本社（店）、支店、営業所等の全て**が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに掲げる書類を提出してください。

- (1) JISQ14001:2015（ISO14001:2015）について、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けている場合  
当該認証を確認できる登録証の写し（付属書等を含む。）
- (2) エコアクション21について、一般財団法人持続性推進機構から認証を受けている場合  
当該認証を確認できる登録証の写し（付属書等を含む。）

※ エコアクション21地域事務局判定委員会の開催日及び判定結果の送付日が入札参加資格審査申請日以前であり、判定結果が「認証・登録を推薦」とされたものについては、当該判定結果の写しをもって、認証・登録証の写しに代えることができます。

（注1）営業所調書（建設工事）（P51～P53参照）に記載した**本社（店）、支店、営業所等の全て**が認証を受けていることが必要です。確認できない場合は、加点を行いません。

（注2）登録証が日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を提出してください。

認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。

（注3）(1)と(2)の重複加点は行いません。

## No.15 兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証（写し）等について

※技術・社会貢献評価項目「災害応急対策業務に関する協定等」のうち被災建築物応急危険度判定士の在籍で加点希望をする場合

兵庫県において被災建築物応急危険度判定士として登録している者が、申請日現在に在籍している場合は、次により提出してください。

### (1) 提出書類

- ① 兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証の写し
- ② 当該登録者と申請者との雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）

### (2) 写しの作成要領

上記(1)の①及び②を、A4サイズの用紙1枚に収まるようにコピーしてください。

（注）「災害応急対策業務（協定等）」の加点を希望する場合、災害応急対策業務に関する協定締結、災害対策等緊急連絡網への登録、緊急小規模工事請負の締結及び除雪業務等の委託契約の締結のいずれかに該当する場合は、(1)の提出は不要です。

## No.16 刑務所出所者等及び観察対象者等雇用に関する証明書について

※技術・社会貢献評価項目「刑務所出所者等及び保護観察対象者等の雇用」の加点希望をする場合

次の表中の要件のいずれかに該当する場合は、それぞれの実績を証明する書類を提出してください。

雇用形態	要件	提出書類
直接雇用	<p>① 刑務所出所者等（注1）を令和3年4月1日から令和4年3月31日又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に3か月以上雇用した場合</p> <p>② 保護観察対象者等（注2）を令和3年4月1日から令和4年3月31日又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に3か月以上雇用した場合</p>	<p>①【刑務所出所者等雇用の場合】</p> <p>ア コルワークを通じた雇用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管の矯正管区長が実績を証明した「矯正就労支援情報センター(コワーク)を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書」(様式7)(P98)</li> <li>・誓約書(様式8)(P99)</li> </ul> <p>イ コルワークを通じていない雇用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書(様式8)(P99)</li> </ul> <p>②【保護観察対象者等雇用の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸保護観察所長がその実績を証明した「保護観察対象者等雇用に関する証明書」(様式9)(P100)</li> </ul>
間接雇用	<p>③ 工事請負契約において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、30万円以上の下請負契約(県発注工事に限定せず)を、刑務所出所者等を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に3か月以上雇用した者と締結した場合</p> <p>④ 工事請負契約において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、30万円以上の下請負契約(県発注工事に限定せず)を、保護観察対象者等を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に3か月以上雇用した者と締結した場合</p>	<p>③【刑務所出所者等雇用の場合】</p> <p>ア コルワークを通じた雇用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管の矯正管区長が実績を証明した「矯正就労支援情報センター(コワーク)を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書」(様式7)(写し可)(P98)</li> <li>・施工体系図</li> <li>・誓約書(様式10)(P101)</li> </ul> <p>イ コルワークを通じていない雇用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体系図</li> <li>・誓約書(様式10)(P101)</li> </ul> <p>④【保護観察対象者等雇用の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸保護観察所長がその実績を証明した「保護観察対象者等雇用に関する証明書」(様式9)(写し可)(P100)</li> <li>・施工体系図</li> <li>・誓約書(様式11)(P102)</li> </ul>

(注1)「刑務所出所者等」とは次のいずれかの者をいいます。

- ア 刑事施設を出所した日から2年を経過しない者
- イ 少年院を出院した日から2年を経過しない者

(注2)「保護観察対象者等」とは、次のいずれかの者をいいます。

- ア 更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象者
- イ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第26条第1項に定める保護観察に付された者
- ウ 上記ア又はイのそれぞれの対象者でなくなった日から1年を経過しない者

## No.17 建設業暴力追放活動の実績が確認できる受講修了書等（写し）について

※技術・社会貢献評価項目の「建設業暴力追放活動」に該当する場合

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に、次の建設業暴力追放活動に係る講習会等を受講した場合は、当該受講を確認できる受講証等の写し（事業所名、氏名及び受講日が明確に判別できるもの）を9出してください。

- (1) 事業所の所在地を管轄する警察署に「不当要求防止責任者選任届出書」を提出し、公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会を受講した場合
- (2) 兵庫県建設業暴力追放協議会の会員で、当該協議会が実施する研修会等に参加した場合

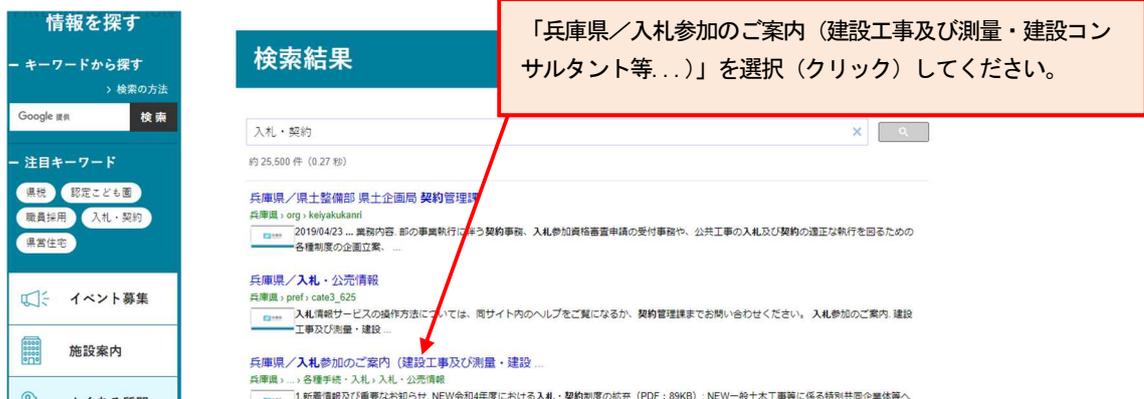
## 第5 電子申請の入札参加資格審査申請手順

### 1 申請書入力までの手順

- (1) 兵庫県ホームページのトップページ（URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）を開きます。  
「入札参加のご案内」と入力し「検索」を押下するか、又は注目ワード「入札・契約」を選択（クリック）してください。

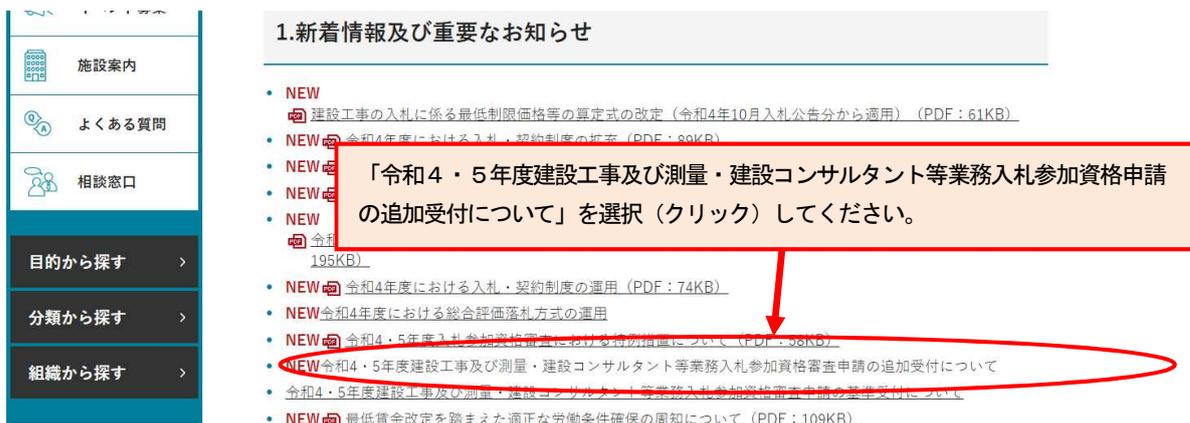


- (2) 検索結果画面の「兵庫県／入札参加のご案内（建設工事及び測量・建設コンサルタント等...）」を選択（クリック）します。



- (3) 「入札参加のご案内(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係)」の画面から、「令和4・5年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の追加受付について」を選択（クリック）します。

([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/wd38\\_00000018.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/wd38_00000018.html))



- (4) 「令和4・5年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の追加受付について」の画面を下の方に移動（スクロール）して、「[建設工事等入札参加資格審査申請へ（外部サイトへリンク）](#)」を選択（クリック）します。

## 令和4・5年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の追加受付について

### 入札参加資格審査申請について

兵庫県の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加する者は、入札参加資格審査申請（以下「申請」

中略

#### 6.電子申請手続について

入札参加資格審査申請は電子申請で行ってください。

上記の入札参加資格審査申請要領を確認し、上で、次の外部サイトへリンクをクリックしてください。

[建設工事等入札参加資格審査申請画面へ（外部サイトへリンク）](#)（申請期間外は、申請画面が表示されません。）

※測量・建設コンサルタント等業務の方も上記のボタンをクリックしてください。

注）電子申請は、入札参加資格審査申請期間内であれば、土曜日、日曜日及び祝日を含め、24時間いつでもご利用いただけます。ただし、システム保守作業等のため、ご利用になれない期間がありますので、事前に「電子申請」のトップページ等で御確認ください。

電子申請システムの操作方法にかかるお問い合わせは、ページ下部のヘルプデスクへお願いします。

「建設工事等入札参加資格審査申請画面へ（外部サイトへリンク）」を選択（クリック）してください。

- (5) 兵庫県電子申請・様式提供の画面が表示されます。

「建設工事等入札参加資格審査申請」を選択（クリック）します。

申請期間以外は、次ページの申請画面は表示されません。

(<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/navi/proclList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=424>)

兵庫県電子申請・様式提供（申請書等ダウンロード）

兵庫県

申請・手続情報

はじめに利用する方

文字 大 中 小 色 標準 黒 青 黄

RSS（新着情報）

兵庫県 > 手続一覧 > 手続詳細

手続一覧

組織別検索：県土企画局 契約管理課

- パソコンから申請可 パソコンを使用して電子申請できます。
- スマートフォンから申請可 スマートフォンを使用して電子申請できます。
- ダウンロードファイルあり 申請用紙をダウンロード後に印刷して、窓口提出又は郵送
- 代理申請可 申請者から委任された代理人が電子申請ができます。
- 電子委任状作成可 申請者が代理人に渡す電子委任状を作成できます。

手続一覧

中間年における建設工事の技術・社会貢献評価数値加点申請  
申請者IDが必要  
受付終了（受付期間：2021年6月1日9時0分から2021年6月21日17時0分まで）

**建設工事等入札参加資格審査申請**  
申請者IDが必要  
受付終了（受付期間：2021年6月1日9時0分から2021年6月10日17時0分まで）

【令和2・3年度追加受付用】建設工事の入札参加資格審査申請要領  
ダウンロードファイルあり  
受付中

【令和2・3年度工種追加受付用】建設工事の入札参加資格審査申請要領  
ダウンロードファイルあり  
受付中

「建設工事等入札参加資格審査申請」を選択（クリック）してください。

(6) 「建設工事等入札参加資格審査申請」画面が表示されます。

入札参加資格審査申請画面へは、入札参加資格審査申請の「こちら」を選択（クリック）してください。

兵庫県 建設工事等入札参加資格審査申請

ご利用になる前に 入札参加資格審査申請 申請書の補正 取扱状況照会 パスワード・メールアドレス変更 よくある質問・問い合わせ

兵庫県 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）入札参加資格審査申請を、インターネット上で行うことができる、電子申請のページです。

お知らせ

ご利用になる前に  
こちらを必ずお読みください。

入札参加資格審査申請

入札参加資格審査申請はこちらです。  
※入札参加資格審査申請システムでは、Internet Explorer11のみ動作  
※ブラウザのインターネットオプションで、以下URLを信頼済みサイト登録及びポップアップ許可設定してください  
また、セキュリティタブにおける信頼済みサイトの「保護モードを有効にする」はチェックを外してください。  
URL：https://www.e-hyogo.elg-front.jp

入札参加資格審査申請は、ここを選択（クリック）してください。

入札参加資格審査申請画面へは次のア～ウの手順で進んでください。

ア 「申請種別の選択画面へ」を選択（クリック）します。

兵庫県 建設工事等入札参加資格審査申請

ご利用になる前に 入札参加資格審査申請 申請書の補正 取扱状況照会 パスワード・メールアドレス変更 よくある質問・問い合わせ

2. 建設工事入札参加資格審査申請

申請手続き

申請の流れ

1.申請種別の選択 → 2.入札参加資格審査申請 → 3.申請付帯情報の入力 → 4.到達確認画面・別送書類送り先情報の印刷 → 5.添付書類の郵送 → 6.審査結果の確認

※ 1.から順に申請手続をおこなってください。

※ 各画面での入力作業は、必ず「建設工事等入札参加資格審査申請要領（以下、「申請要領」という。）」を見ながら行ってください。

建設工事等入札参加資格審査申請要領等へ

1.申請種別の選択

申請種別の選択を行います。

となります。

2.入札参加資格審査申請

送信完了までに長時間（30分～1時間程度）を要した場合は、ブラウザが切断されることがありますので、こまめに「申請データ保存」ボタンで入力データを保存されることをお勧めします。

※ 申請にあたっては、事前に「建設工事等入札参加資格審査申請要領（電子申請用）」をよくご確認ください。

申請種別の選択画面へ（申請者情報の入力画面から開始されます。）

「申請種別の選択画面へ」を選択（クリック）してください。

## イ 申請種別の選択

- ◆申請種別の選択1  
追加受付を選択します。

令和5年	7月	<b>追加受付</b> 工種追加・業務追加
------	----	--------------------------

- ◆申請種別の選択2  
建設工事入札参加資格審査申請を選択します。

追加受付（7月）

<b>建設工事入札参加資格審査申請〔追加受付〕</b>
測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請〔追加受付〕
建設工事入札参加資格審査申請〔工種追加〕
測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請〔業務追加〕

## ウ ログイン画面

ユーザID・パスワードを入力し、「ログイン」を選択（クリック）します。

ユーザIDとパスワードを入力して、**【ログイン】**ボタンを押してください。

ユーザID

パスワード

 ログイン

### （注意事項）

- ・ユーザIDは、半角数字です。
- ・パスワードの数字は半角、アルファベットは大文字又は小文字です。
- ・大文字はシフトを押しながら入力してください。
- ・「英大文字のアイ“i”」「英小文字のエル“l”」「数字の“1”」や「数字のゼロ“0”」「英大文字のオー“O”」などの類似文字にも注意して入力してください。

## 2 建設工事入札参加資格審査申請書入力方法

### 【御注意】

送信完了までに長時間（30分程度）を要した場合は、サーバより切断されることがありますので、こまめに「申請データ保存」ボタンで入力データを保存されることをお勧めします。

完成工事高等、入力項目が複雑なものについては、あらかじめ入力事項を整理した上で入力することをお勧めします。

万一、申請書等の内容を誤って入力し送信したときは、誤って送信した旨を記載したメモ等を別送書類とともに送付してください。

なお、2度送信した場合は、二重申請となり、2回目以降の申請書は自動的に取り消されます。

### (1) 入札参加資格審査申請書（建設工事）（画面イメージ）

入力してデータが間違いないか確認の上、最下部の次へボタンを押下してください。

申請区分  1:新規

許可番号       
 経審番号       
 許可年月日 年 月 日

#### 一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書（建設工事）

兵庫県で行われる建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。  
 申請後に、申請内容等の確認が必要な場合は、関係機関等へ事実関係の照会を行うことに同意します。

申請年月日 令和 年 月 日

兵庫県知事様

※ 黒字の項目は必須入力です。必ず入力してください。

本社(店)郵便番号	<input type="text"/> (半角) ※必ずハイフンで区切ってください。(例:999-9999)
本社(店)住所	府県番号 <input type="text"/> 市区町番号 <input type="text"/> ※市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択してください。 町・字・番地 <input type="text"/> (全角) <input type="checkbox"/> 当て字 ※町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力してください。 府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力してください。 「丁目」及び「番地」は、「-」(全角ハイフン)に置き換えて入力してください。 (入力例:5丁目10番1号→5-10-1)
商号又は名称の頭文字 (ひらがな)	<input type="text"/> (全角)
ふりがな 商号又は名称	<input type="text"/> (全角) 法人の種類(株) (有)等にふりがなは不要です。 <input type="text"/> (全角) <input type="checkbox"/> 当て字 法人の種類は、「(株)」「(有)」等の略号で入力してください。 (入力例:株式会社兵庫土木建設→(株)兵庫土木建設)
法人・個人の区分	<input type="text"/>
代表者氏名	<input type="text"/> <input type="text"/> (全角) <input type="checkbox"/> 当て字
ふりがな 担当者氏名	<input type="text"/> <input type="text"/> (全角) <input type="text"/> <input type="text"/> (全角)
担当者メールアドレス	<input type="text"/> (半角)
担当者電話番号	<input type="text"/> (半角) ※必ずハイフンで区切ってください。(例:078-XXX-XXXX)
担当者FAX番号	<input type="text"/> (半角) ※必ずハイフンで区切ってください。(例:078-XXX-XXXX)
外資状況 (外資系企業の場合のみ入力)	1 外国籍会社 <input type="checkbox"/> 国名: <input type="text"/> (全角) 2 日本国籍会社 <input type="checkbox"/> 国名: <input type="text"/> (全角) (外資比率 100%) 3 日本国籍会社 <input type="checkbox"/> 国名: <input type="text"/> (全角) (外資比率 <input type="text"/> %) 国名: <input type="text"/> (全角) (外資比率 <input type="text"/> %)

注1 住所/町・字・番地、商号または名称、代表者氏名にJIS第1・第2水準にない文字がある場合は、当て字に置き換えうえで、「当て字」欄にチェックしてください。

① 申請区分 1:新規

② 許可番号 大臣知事コード [ ] - [ ]

③ 経審番号 大臣知事コード [ ] - [ ]

④ 許可年月日 [ ]年 [ ]月 [ ]日

**一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書(建設工事)**

兵庫県で行われる建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。  
 申請後に、申請内容等の確認が必要な場合は、関係機関等へ事実関係の照会を行うことに同意します。

⑤ 申請年月日 令和 年 月 日

① 申請区分

自動表示されます。

② 許可番号

- 申請日現在に許可を受けている建設業の許可番号を入力してください。
- 左から2ケタは、▼をクリックし、許可を受けている区分を選択してください。  
 大臣許可の場合は「00」  
 知事許可の場合は、都道府県番号(別表1、P84参照) (兵庫県知事許可の場合は「28」)  
 (例) 兵庫県知事 許可(特-30) 第999999号の場合 → 28 - 999999  
 (※30-999999ではありませんので御注意ください。)
- 許可番号を誤って入力された場合は、正しく名簿に登録されず、登録されているこれまでの実績等のデータを引き継ぐことができませんので御注意ください。

③ 経審番号

- 総合評定値通知書に記載されている建設業の許可番号を入力してください。
- 左から2ケタは、▼をクリックし、許可を受けている区分を選択してください。  
 例：大臣許可の場合は「00」  
 知事許可の場合は、都道府県番号(別表1、P84参照) 2ケタ(兵庫県知事許可の場合は「28」)

④ 許可年月日

- 入札参加を希望する工種に対応する建設業の許可年月日を入力してください。
- 申請日現在で建設業の有効期間が残っているか、必ず確認してください。
- 許可年月日が複数ある場合は、有効期間が残っている古い方の日付を入力してください。
- 許可更新中である場合は、更新予定の年月日を入力してください。

⑤ 申請年月日

申請当日の日付が自動表示されます。

住所、商号又は名称、代表者氏名にJIS第1・第2水準にない文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力し、この欄をチェック（クリック）してください。

※ 黒字の項目は必須入力です。必ず入力してください。

⑥ 本社(店)郵便番号	<input type="text"/> (半角) ※必ずハイフンで区切ってください。(例:999-9)
⑦ 本社(店)住所	府県番号 <input type="text"/> ▼ 市区町番号 <input type="text"/> ▼ ※市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択してください。 町・字・番地 <input type="text"/> (全角) □当て字 ※町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力してください。 府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力してください。 「丁目」及び「番地」は、「-」(全角ハイフン)に置き換えて入力してください。 (入力例:5丁目10番1号→5-10-1)
⑧ 商号又は名称の頭文字(ひらがな)	<input type="text"/> (全角)
⑨ 商号又は名称	ふりがな <input type="text"/> (全角) 法人の種類は、「(株)」「(有)」にふりがなは不要です。 法人の種類は、「(株)」「(有)」等の略号で入力してください。 (入力例:株式会社兵庫県土木建設→(株)兵庫県土木建設)
⑩ 法人・個人の区分	<input type="text"/> ▼
⑪ 代表者氏名	<input type="text"/> <input type="text"/> (全角) □当て字
⑫ 担当者氏名	ふりがな <input type="text"/> <input type="text"/> (全角) 担当者氏名 <input type="text"/> <input type="text"/> (全角)
⑬ 担当者メールアドレス	<input type="text"/> (半角)
⑭ 担当者電話番号	<input type="text"/> (半角) ※必ずハイフンで区切ってください。(例:078-XXX-XXXX)
⑮ 担当者FAX番号	<input type="text"/> (半角) ※必ずハイフンで区切ってください。(例:078-XXX-XXXX)
⑯ 外資状況(外資系企業の場合のみ入力)	1 外国籍会社 □ 国名: <input type="text"/> (全角) (外資比率 100%) 2 日本国籍会社 □ 国名: <input type="text"/> (全角) (外資比率 <input type="text"/> %) 3 日本国籍会社 □ 国名: <input type="text"/> (全角) (外資比率 <input type="text"/> %)

注1 住所/町・字・番地、商号または名称、代表者氏名にJIS第1・第2水準にない文字がある場合は、当て字に置き換えたりうえで、「当て字」欄にチェックしてください。

⑥ 本社(店)郵便番号

建設業の許可を受けた主たる営業所の郵便番号を入力してください。  
(例) 650-0001 (半角ハイフンで区切ってください。)

⑦ 本社(店)住所

- 建設業の許可を受けた主たる営業所の住所を入力してください。
- 「府県番号」、「市区町番号」は、▼をクリックし該当するものを選択してください。
- 「市区町番号」は、兵庫県以外の方は入力不要です。
- 「町・字・番地」は、兵庫県以外の方は、都道府県名の次から入力してください。  
兵庫県内の方のうち、神戸市は町から、神戸市以外の市は区町から、町は字から入力してください。
- 「丁目」及び「番地」の文字は「-」(全角ハイフン)に置き換えてください。  
(例) : 5丁目10番1号 → 5-10-1  
(「-」は「はいふん」と入力し変換することも可能です。)
- JIS第1、第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力し、「□当て字」欄にチェックを入れてください。

⑧ 商号又は名称の頭文字(ひらがな)

- 商号又は名称の頭文字をひらがな1文字で入力してください(濁音等の場合は、50音に置きかえて入力してください。)
- 「株式会社」等法人の種類を表す文字から始まる場合は、当該法人を表す文字を除いて入力してください(入力例:「(株)ひょうご」の場合は、「ひ」と入力する。)

⑨ 商号又は名称、ふりがな

- 「株式会社」等法人の種類を表す文字は、必ず次表の略号を用いて入力してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般団体 法人	公益団体 法人	一般社団 法人	公益社団 法人	その他
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	※
コード	1	2	3	4	5	6	7	11	12	13	14	99

(※「その他」の場合は、各々の法人の種類を表す略号等を用いて入力してください。)

- ・ 略号の括弧はそれぞれ1文字分(全角)とします。
- ・ ふりがなは、全角ひらがなで入力してください。ただし、略号のふりがなは不要です。
- ・ JIS第1、第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力し、「□当て字」欄にチェックを入れてください。

⑩ 法人・個人の区分

- ▼をクリックして該当するものを選択してください。  
(法人=上記⑨の表のコード参照、個人=0)

⑪ 代表者氏名

- ・ 前の欄に姓を、後ろの欄に名を別に入力してください。
- ・ JIS第1、第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力し、「□当て字」欄にチェックを入れてください。

⑫ 担当者氏名

- ・ 当該入札参加資格者名簿にかかる担当者氏名を入力してください。  
なお、担当者氏名については名簿に登載されますので、御了解ください。
- ・ 前の欄に姓を、後ろの欄に名を、ふりがな欄は全角ひらがなで入力してください。
- ・ JIS第1、第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力してください。注) 行政書士等代理人の氏名は入力しないでください。

⑬ 担当者メールアドレス

当該入札参加資格者名簿にかかる担当者のメールアドレスを入力してください。

⑭ 担当者電話番号、担当者FAX番号

担当者の連絡先番号を入力してください。

入力例：078-341-7711 (市外局番、市内局番及び番号は半角ハイフンで区切ってください。)

注) 行政書士等代理人の連絡先は入力しないでください。

⑮ 外資状況(外資系企業の場合のみ入力)

外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合、該当する会社の区分の番号にチェックしてください。

「1」：外国籍会社

「2」：日本国籍会社(外資比率100%)…100パーセント外国資本の会社

「3」：日本国籍会社…一部外国資本の会社

「[国名： ]」欄に外国名を、「( %)」欄に当該国の資本の比率をそれぞれ入力してください。

(2) 営業所調書

申請を希望する工事の種別について、県と常時契約の締結ができる本社(店)、支店、営業所等の名称を次の点に御注意のうえ入力してください。

【注意事項】

ア 最大4カ所まで入力できます。

イ 入力できる本社、支社、営業所等は、建設業許可申請書営業所一覧に記載されている主たる営業所及び従たる営業所です。入札及び契約締結権限がない単なる連絡所等は入力できません。

ウ 営業所調書に掲載する本社(店)、支店、営業所等すべてに、入札参加を希望する工種に対応する建設業許可が必要です。

エ 本社(店)を登載する場合は必ず「営業所1」に入力し、「営業所2」以降に支店、営業所等を入力してください。

営業所調書に本社（店）を登録しない場合は、「営業所1」から支店、営業所等を入力してください。

代表者又は受任者の方は、他の支店、営業所等の受任者を兼ねることはできません。

電子入札の際は、この営業所調書に入力された代表者又は受任者のICカードしか使用できません。

名簿にはJIS第1、第2水準以外の文字の表示ができません。

ICカードを既に取得されている場合は、ICカードの名義と同じ名前の文字を入力してください。

なお、ICカードの名義に、JIS第1、第2水準以外の文字を使用されている場合、名簿との照合ができませんので、御注意ください。

営業所調書(建設工事)																																					
次の営業所1～4の「代表者又は受任者」欄に掲げる者は、兵庫県に対し次の権限を有しています。 (1)見積及び入札に関すること (2)契約の締結に関すること																																					
営業所1																																					
① 本社、支店、営業所等名称	<input type="text"/> (全角) <small>※ 商号は省略してください。(入力例:「本社」「本店」「神戸支店」「大阪営業部」等)</small>																																				
② 代表者又は受任者	<input type="text"/> (全角)																																				
③ 郵便番号	<input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切ってください。(例999-9999)																																				
④ 所在地	府県番号 <input type="text"/> <input type="text"/> 市区町番号 <input type="text"/> <input type="text"/> ※市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択してください。 町・字・番地 <input type="text"/> (全角) □当て字 <small>※町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力してください。            府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力してください。            (入力例:5丁目10番1号→5-10-1)</small>																																				
⑤ 電話番号	<input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切ってください。(例078-XXX-XXXX)																																				
⑥ FAX番号	<input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切ってください。(例078-XXX-XXXX)																																				
⑦ メールアドレス	<input type="text"/> (半角)																																				
⑧ 許可を受けた建設業の種類	<small>※「本社、支店、営業所等名称」欄に入力した本店営業所等が許可を受けている建設業の種類欄に一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を選択してください。</small> <table border="0"> <tr> <td>土木</td><td><input type="checkbox"/></td><td>建築</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>とび土工</td><td><input type="checkbox"/></td><td>電気</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>管</td><td><input type="checkbox"/></td><td>鋼</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>舗装</td><td><input type="checkbox"/></td><td>浚渫</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>塗装</td><td><input type="checkbox"/></td><td>防水</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>内装</td><td><input type="checkbox"/></td><td>機械</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>電気通信</td><td><input type="checkbox"/></td><td>造園</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>さく井</td><td><input type="checkbox"/></td><td>水道</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>消防</td><td><input type="checkbox"/></td><td>解体</td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	土木	<input type="checkbox"/>	建築	<input type="checkbox"/>	とび土工	<input type="checkbox"/>	電気	<input type="checkbox"/>	管	<input type="checkbox"/>	鋼	<input type="checkbox"/>	舗装	<input type="checkbox"/>	浚渫	<input type="checkbox"/>	塗装	<input type="checkbox"/>	防水	<input type="checkbox"/>	内装	<input type="checkbox"/>	機械	<input type="checkbox"/>	電気通信	<input type="checkbox"/>	造園	<input type="checkbox"/>	さく井	<input type="checkbox"/>	水道	<input type="checkbox"/>	消防	<input type="checkbox"/>	解体	<input type="checkbox"/>
土木	<input type="checkbox"/>	建築	<input type="checkbox"/>																																		
とび土工	<input type="checkbox"/>	電気	<input type="checkbox"/>																																		
管	<input type="checkbox"/>	鋼	<input type="checkbox"/>																																		
舗装	<input type="checkbox"/>	浚渫	<input type="checkbox"/>																																		
塗装	<input type="checkbox"/>	防水	<input type="checkbox"/>																																		
内装	<input type="checkbox"/>	機械	<input type="checkbox"/>																																		
電気通信	<input type="checkbox"/>	造園	<input type="checkbox"/>																																		
さく井	<input type="checkbox"/>	水道	<input type="checkbox"/>																																		
消防	<input type="checkbox"/>	解体	<input type="checkbox"/>																																		
<small>注1 申請日現在で作成してください。            注2 建設業の許可を有し、申請を希望する工事の種類について県と常時契約の締結のできる本店、支店、営業所等の名称を入力すること。            (入札参加を希望する工種に対応する建設業許可が必要です。入札及び契約の締結権限のない単なる連絡所等を入力できません。)</small>																																					

① 本社、支店、営業所等名称

- 本社（店）、支店又は営業所等の名称を全角で入力してください。
- 会社名等は省略し、次のように入力してください。  
(例) 本社、本店、神戸支店、大阪事業部 等
- 本社（店）の事業部長等が入札及び契約締結権者の場合は、その事業部等の名称を入力してください。

② 代表者又は受任者

- 入札及び契約締結権限がある代表者又は受任者について、前の欄に姓を、後ろの欄に名を入力してください。
- ICカードを既に取得されている場合は、ICカードの名義と同じ名前の文字を入力してください。
- 本社の事業部長等が入札及び契約締結権者の場合は、事業部長等の氏名を入力してください。

③ 郵便番号

「-」半角ハイフンで区切ってください。  
(例) 650-0001

#### ④ 所在地

- ・ 「府県番号」は、▼をクリックし該当するものを選択してください。
- ・ 「市区町番号」は、▼をクリックし該当するものを選択してください。

兵庫県以外の方は不要です。

- ・ 「町・字・番地」は、兵庫県以外の方は、都道府県名の次から入力してください。  
兵庫県内の方のうち、神戸市は町から、神戸市以外の市は区町から、町は字から入力してください。
- ・ 「丁目」及び「番地」の文字は「-」(全角ハイフン)に置き換えてください。  
(例) 5丁目10番1号 → 5 - 10 - 1  
(「-」は「はいふん」と入力し変換することも可能です。)

#### ⑤ 電話番号

市外局番、市内局番及び番号は、「-」(半角ハイフン)で区切ってください。

#### ⑥ FAX番号

市外局番、市内局番及び番号は、「-」(半角ハイフン)で区切ってください。

(注) 土木部契約管理課から入札・契約制度の改正等についてお知らせする場合には、「営業所1」の欄に入力されたFAX番号に一斉送信することとしていますので、当該番号を漏れなく正確に入力してください。

#### ⑦ メールアドレス

当該営業所等へ連絡する際のメールアドレスを入力してください。

#### ⑧ 許可を受けた建設業の種類

当該営業所等が許可を受けている建設業の種類について▼をクリックして、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を選択してください。許可を受けていないものは空白としてください。

(注) 入札参加を希望する工種に必要な建設業の許可を取得していない営業所は、記載できません。

(3) 完成工事高表

完成工事高表（2-1）（2-2）については、「入札参加を希望する工事の種別」欄 1～13 及び 31～42 の欄のうち、入札参加を希望する工種の欄のみ、①～⑤について入力をしてください。

なお、希望する工種については、営業所調書（P51～P53）に記載する本社及び支社等すべてにおいて、その工種に対応する建設業許可が必要です。

完成工事高表（2-1）

下請工事を含めてください。

元請工事のみの実績です。  
(下請工事は含まれません。)

申請日現在の人数です。

完成工事高(2-1)		(金額 単位:千円)			
入札参加を希望する工事の種別	① A 年間平均完成工事高	② Aのうち兵庫県との実績	⑤ 監理技術者数	主任技術者数	
(必要とされる建設業の許可)	③ 1件あたり最高金額	④ 1件あたり最高金額			
土 木 工 事	1 一般土木工事 (土木・とび土工)				
	(内訳)	土木 (a)			
	とび土工				
	1-1 港湾土木工事 (土木・とび土工)				
	(内訳)	土木 (b)			
	とび土工				
	2 アスファルト舗装工事 (舗装)				
	3 PC橋梁(上部)工事 (土木)				
	4 鋼橋梁(上部)工事 (鋼構造物)				
	5 しゅんせつ工事 (しゅんせつ)				
	6 さく井工事 (さく井)				
	7 ポーリング・グラウト工事 (土木・とび土工)				
	(内訳)	土木 (c)			
とび土工					
8 吹付工事 (土木・とび土工)					
(内訳)	土木 (d)				
とび土工					
9 造園工事 (造園)					
10 鋼塗装工事 (塗装)					
11 区画線及び道路標示工事 (塗装)					
12 機械器具製作据付工事 (土木・鋼・機械・水道)					
(内訳)	土木 (e)				
鋼構造物					
機械器具設置					
水道施設					
13 標識工事 (鋼構造物・とび土工)					
(内訳)	鋼構造物				
とび土工					

・「1件当たりの最高金額」には、平均した金額ではなく、契約額（総合評定値通知書の対象事業年度における完成工事高）を入力してください。

・「1件当たりの最高金額」として記入した工事については、必ず「工事経歴書」（兵庫県様式⑨）（P93）に記入の上、最左欄に○印を付してください。

各入札参加を希望する工種に対する「(必要とされる建設業の許可)」が、複数の工種に該当している場合は、当該複数の工種の年間平均完成工事高の合計額が総合評定値通知書の年間平均完成工事高と同じか、それ以下になるようにしてください。

【例】本表「土木」(a)+(b)+(c)+(d)+(e) ≤ 総合評定値通知書(土木一式)（「プレストレストコンクリート構造物」の年間平均完成工事高がある場合は、当該数値を除きます。）

⑥ 自動計算

完成工事高表（2-2）

完成工事高(2-2)						(金額 単位:千円)	
入札参加を希望する工事の種別		① A 年間平均完成工事高	② Aのうち兵庫県との実績		⑤ 監理技術者数	主任技術者数	
(必要とされる建設業の許可)		③ 1件あたり最高金額	④ 1件あたり最高金額				
建 工 事	31	建築一式工事 (建築)					
	32	家屋解体工事 (建築・解体)					
			(内訳)	建築			
				解体			
	33	電気工事 (電気)					
	34	管工事 (管)					
	35	浄化槽工事 (管)					
	36	塗装工事 (塗装)					
	37	防水工事 (防水)					
	38	内装仕上工事 (内装仕上)					
39	昇降機設置工事 (機械器具設置)						
40	電気通信工事 (電気通信)						
41	下水処理設備工事 (水道施設)						
42	消防施設工事 (消防施設)						

⑥ 自動計算

注1 1～13及び31～42の欄のうち、入札参加を希望する工事の種別の欄についてのみ数字を入力すること。  
 (総合評定値通知書の完成工事高が「0」の工事の種別は希望できません。)  
 注2 入札参加を希望しない工事の種別の欄には何も入力しないこと(「0」も入力しないこと。)  
 注3 入札参加を希望する工事の種別のうち「内訳」欄のあるものについては、内訳の実績も入力すること(「0」も入力すること。)  
 注4 「A 年間平均完成工事高」の欄は、総合評定値通知書の2年又は3年平均の完成工事高(以下同じ。)を入力すること。  
 注5 「Aのうち兵庫県との実績」欄は、元請分を入力すること。  
 注6 「1-(1)港湾土木工事」を希望する場合は、港湾土木工事に係る金額を一般土木工事の外数で入力すること。  
 注7 「監理技術者数」欄に監理技術者資格者証を有する者の数を、「主任技術者数」欄にそれ以外の者の数を入力すること。  
 注8 入力に当たっては、申請要領の「第5 入札参加資格審査申請手順2(3)完成工事高表」も必ずお読みください。

① A 年間平均完成工事高

ア 入力する金額について

希望する工種に必要とされる許可の総合評定値通知書の「2年又は3年平均」の完成工事高を入力してください。

イ 総合評定値通知書の「2年又は3年平均」の完成工事高が「0」の工種について

その完成工事高が「0」の工事の許可を必要とする工種については、入札参加の希望はできません。

ウ 入札参加を希望しない工種について

入札参加を希望しない工種の欄は、空欄にしておいてください(「0」の入力も不要。)

## エ 「内訳」欄のある工種について

以下の「内訳」欄のある工種については、内訳欄にその許可業種に対する総合評定値通知書の「2年又は3年平均」の完成工事高を入力してください。

なお、いずれかの内訳が「0」の場合は、「0」を入力してください。

⑥「自動計算」ボタンをクリックすると、その和が各希望工種の年間平均完成工事高として表示されます。

入札参加を希望する工事の種別		A
(必要とされる建設業の許可)		年間平均完成工事高
1	一般土木工事 (土木・とび土工)	60000
		30000
	(内訳) 土木	40000
	とび土工	20000

この欄は自動計算のため入力不要。  
自動計算ボタンを押下すると、表示されます。

内訳欄の「土木」及び「とび土工」に入力する。

### 〔内訳欄のある工種〕

- 1 一般土木工事、 1-(1) 港湾土木工事、 7 ボーリング・グラウト工事  
8 吹付工事、 12 機械器具製作据付工事、 13 標識工事、 32 家屋解体工事

## オ 「1一般土木工事」のうち「1-(1)港湾土木工事」を希望する場合

「1一般土木工事」の年間平均完成工事高と「1-(1)港湾土木工事」の年間平均完成工事高を、それぞれ別々に入力（外書き）してください。

## カ 「3PC橋梁（上部）工事」を希望する場合

総合評定値通知書における「プレストレストコンクリート構造物」の「2年又は3年平均」の完成工事高を入力してください。

## キ 「4鋼橋梁（上部）工事」を希望する場合

総合評定値通知書における「鋼橋上部」の「2年又は3年平均」の完成工事高を入力してください。

## ク 必要とされる建設業の許可が複数の工種に該当している場合

入札参加を希望する工種に対する「(必要とされる建設業の許可)」が、複数の工種に該当している場合は、当該複数の工種の年間平均完成工事高の合計額が総合評定値通知書の「2年又は3年平均」の完成工事高と同じか、それ以下になるようにしてください。

## ② Aのうち兵庫県との実績

①「A年間平均完成工事高」欄に入力した平均完成工事高のうち、兵庫県（各部局、企業庁、病院局、教育委員会、警察本部及び各公社（(公財)兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社）並びにそれぞれの地方機関をいう。）と契約した元請工事の年間平均完成工事高を入力してください。

### ア 注意事項

兵庫県との元請工事にかかる完成工事高の合計金額を、総合評定値通知書の年間平均完成工事高が2年平均の場合は2年で、3年平均の場合は3年で除した金額を入力してください。

なお、契約金額は、総合評定値通知書の対象事業年度内における完成工事高をもとに算出してください。

### イ JVで受注した工事について

受注額をJVの出資比率で按分した金額をもとに算出してください。

### ウ 実績がない場合

「0」を入力してください。

なお、空白の場合は、実績がないものとみなします。

③ 1件当たり最高金額 (①「A年間平均完成工事高」の下段)

①「A年間平均完成工事高」欄に入力した年間平均完成工事高に含まれる工事のうち、国内における工事のうち、1件当たりの契約金額(総合評定値通知書の対象事業年度における完成工事高)が最も高い工事の契約金額を入力してください。

2年又は3年で除した金額ではなく、契約金額(総合評定値通知書の対象事業年度における完成工事高)を入力してください。

ア 注意事項

上段に入力した①「A年間平均完成工事高」の金額と、次の関係が成立していることを確認してください。

【2年平均の場合】①「A年間平均完成工事高」 $\geq$ ③「1件当たり最高金額」 $\times 1/2$

【3年平均の場合】①「A年間平均完成工事高」 $\geq$ ③「1件当たり最高金額」 $\times 1/3$

イ 工事経歴書への記入

この欄に入力した工事は、必ず工事経歴書(兵庫県様式⑨)(P93)に記入の上、工事経歴書の最左欄に「○」を付してください。

④ 1件当たり最高金額 (②「Aのうち兵庫県との実績」の下段)

②「Aのうち兵庫県との実績」欄に入力した年間平均完成工事高に含まれる工事のうち、1件当たりの契約金額(総合評定値通知書の対象事業年度における完成工事高)が最も高い工事の契約金額を入力してください。

2年又は3年で除した金額ではなく、契約金額(総合評定値通知書の対象事業年度における完成工事高)を入力してください。

ア 注意事項

上段に入力した②「Aのうち兵庫県との実績」の金額と、次の関係が成立していることを確認してください。

【2年平均の場合】②「Aのうち兵庫県との実績」 $\geq$ ④「1件当たり最高金額」 $\times 1/2$

【3年平均の場合】②「Aのうち兵庫県との実績」 $\geq$ ④「1件当たり最高金額」 $\times 1/3$

イ 工事経歴書への記入

この欄に入力した工事は、必ず工事経歴書(兵庫県様式⑨)(P93)に記入の上、工事経歴書の最左欄に「○」を付してください。

⑤ 監理技術者数、主任技術者数

入札参加を希望する工種に対応する監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けた者)と主任技術者の人数を、次のアからウまでの各項目に注意の上、申請日現在で入力してください。

ア 同一人が監理技術者又は主任技術者となる場合の重複入力の可否

(ア) 同一の工種の場合

重複入力はできません。

(イ) 別々の工種の場合

重複入力は可能です。

イ 港湾土木工事を希望する場合の入力方法

(ア) 一般土木工事も希望する場合

港湾土木工事の監理技術者数及び主任技術者数は、一般土木工事と合算して、一般土木工事の欄に入力してください。

(イ) 一般土木工事は希望しない場合

一般土木工事の「監理技術者数」欄及び「主任技術者数」欄に、港湾土木工事の監理技術者数と主任技術者数を入力してください。

この場合にあっては、一般土木工事の年間平均完成工事高等を空白のままとしてください。

⑥ 「自動計算」ボタン

各項目を入力後、必ずこのボタンをクリックしてください。網掛け部分が自動計算されます。

**(参考) 監理技術者と主任技術者**

- ① 公共性のある工作物に関する重要な工事（個人住宅等を除き、発注者が民間であるものを含め、マンションや事務所の建設工事を含む。）で工事1件の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上であるものを施工しようとする場合には、工事現場ごとに、専任の主任技術者又は監理技術者を設置しなければならないこととなっています。※
- ② 国、地方公共団体等が発注する工事の現場に専任で設置しなければならない監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けた者のうちから選任しなければならないこととなっています。

※ ①の金額要件については、建設業法施行令の一部改正により、令和5年1月1日より施行されます。

(4) 業態調査

業態調査																																																									
① 全従業員数	<input type="text"/> 人 ※ 申請日現在において常時雇用している全従業員数を入力してください。																																																								
② 県税の納税状況	<input type="text"/>																																																								
③ 消費税に係る状況	<input type="text"/>																																																								
④ 消費税の納税状況	<input type="text"/> ※ 免税事業者の方は「無」を選択してください。																																																								
⑤ 技術有資格者数	<table border="0"> <tr> <td>1級建築施工管理技士</td><td><input type="text"/>人</td> <td>1級建築施工管理技士補</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>2級建築施工管理技士</td><td><input type="text"/>人</td> <td>2級建築施工管理技士補</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>1級造園施工管理技士</td><td><input type="text"/>人</td> <td>1級造園施工管理技士補</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>2級造園施工管理技士</td><td><input type="text"/>人</td> <td>2級造園施工管理技士補</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td><td><input type="text"/>人</td> <td>二級建築士</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>技術士</td><td><input type="text"/>人</td> <td>1級電気施工管理技士</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>1級電気施工管理技士補</td><td><input type="text"/>人</td> <td>一種電気工事士</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>電気主任技術者</td><td><input type="text"/>人</td> <td>1級管工事施工管理技士</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>1級管工事施工管理技士補</td><td><input type="text"/>人</td> <td>配管技能士</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>建築設備士</td><td><input type="text"/>人</td> <td>浄化槽設備士</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>昇降機検査資格者</td><td><input type="text"/>人</td> <td>総合通信工事担任者</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>有線テレビ放送技術者</td><td><input type="text"/>人</td> <td>1級電気通信施工管理技士</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>1級電気通信施工管理技士補</td><td><input type="text"/>人</td> <td>消防設備士(甲)</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> <tr> <td>特定化学物質作業主任者</td><td><input type="text"/>人</td> <td>登録基幹技能者</td><td><input type="text"/>人</td> </tr> </table> <p>※ 申請日現在の人数を入力してください。重複可。</p>	1級建築施工管理技士	<input type="text"/> 人	1級建築施工管理技士補	<input type="text"/> 人	2級建築施工管理技士	<input type="text"/> 人	2級建築施工管理技士補	<input type="text"/> 人	1級造園施工管理技士	<input type="text"/> 人	1級造園施工管理技士補	<input type="text"/> 人	2級造園施工管理技士	<input type="text"/> 人	2級造園施工管理技士補	<input type="text"/> 人	一級建築士	<input type="text"/> 人	二級建築士	<input type="text"/> 人	技術士	<input type="text"/> 人	1級電気施工管理技士	<input type="text"/> 人	1級電気施工管理技士補	<input type="text"/> 人	一種電気工事士	<input type="text"/> 人	電気主任技術者	<input type="text"/> 人	1級管工事施工管理技士	<input type="text"/> 人	1級管工事施工管理技士補	<input type="text"/> 人	配管技能士	<input type="text"/> 人	建築設備士	<input type="text"/> 人	浄化槽設備士	<input type="text"/> 人	昇降機検査資格者	<input type="text"/> 人	総合通信工事担任者	<input type="text"/> 人	有線テレビ放送技術者	<input type="text"/> 人	1級電気通信施工管理技士	<input type="text"/> 人	1級電気通信施工管理技士補	<input type="text"/> 人	消防設備士(甲)	<input type="text"/> 人	特定化学物質作業主任者	<input type="text"/> 人	登録基幹技能者	<input type="text"/> 人
1級建築施工管理技士	<input type="text"/> 人	1級建築施工管理技士補	<input type="text"/> 人																																																						
2級建築施工管理技士	<input type="text"/> 人	2級建築施工管理技士補	<input type="text"/> 人																																																						
1級造園施工管理技士	<input type="text"/> 人	1級造園施工管理技士補	<input type="text"/> 人																																																						
2級造園施工管理技士	<input type="text"/> 人	2級造園施工管理技士補	<input type="text"/> 人																																																						
一級建築士	<input type="text"/> 人	二級建築士	<input type="text"/> 人																																																						
技術士	<input type="text"/> 人	1級電気施工管理技士	<input type="text"/> 人																																																						
1級電気施工管理技士補	<input type="text"/> 人	一種電気工事士	<input type="text"/> 人																																																						
電気主任技術者	<input type="text"/> 人	1級管工事施工管理技士	<input type="text"/> 人																																																						
1級管工事施工管理技士補	<input type="text"/> 人	配管技能士	<input type="text"/> 人																																																						
建築設備士	<input type="text"/> 人	浄化槽設備士	<input type="text"/> 人																																																						
昇降機検査資格者	<input type="text"/> 人	総合通信工事担任者	<input type="text"/> 人																																																						
有線テレビ放送技術者	<input type="text"/> 人	1級電気通信施工管理技士	<input type="text"/> 人																																																						
1級電気通信施工管理技士補	<input type="text"/> 人	消防設備士(甲)	<input type="text"/> 人																																																						
特定化学物質作業主任者	<input type="text"/> 人	登録基幹技能者	<input type="text"/> 人																																																						

① 全従業員数

申請日現在において常時雇用している全従業員数を入力してください。

役員及びパート・アルバイトを除いてください。但し、小規模事業者の場合で、役員（取締役等）であっても勤務実態から労務を提供している者については、従業員数に含めてください。

② 県税の納税状況

必ず、P36のNo6を参照してください。

▼をクリックして該当するものを選択してください。

「1 有」：兵庫県への納税がある場合

「2 無」：兵庫県への納税がない場合

③ 消費税に係る状況

必ず、P19のNo4を参照してください。

▼をクリックして該当するものを選択してください。

「1 課税事業者」：消費税（地方消費税を含む）に係る課税事業者

「2 免税等事業者」：消費税（地方消費税を含む）に係る免税等事業者

④ 消費税の納税状況

▼をクリックして該当するものを選択してください。

「1 有」：直前の決算で、消費税（地方消費税を含む。）の納税がある方

「2 無」：直前の決算で、消費税（地方消費税を含む。）の納税がない方及び免税等事業者の方

⑤ 技術有資格者数

申請日現在において在籍している有資格者数を、該当する資格等の欄に入力してください。複数の資格を有する場合は、重複して入力しても構いません。

「登録基幹技能者」の欄は、全ての登録基幹技能者の種類について、登録者の延べ人数を合計した人数で入力してください。

(例) Aさん(3種類の登録)とBさん(2種類の登録)の場合→ 合計「5人」

## 《希望する工事の内容及び機器等の状況調べ》

入札参加を希望する工種についてのみ、工種ごとの解説に基づき、必要事項を入力してください。  
 入力がない場合は、その工種の登載ができないことがありますので御注意ください。  
 入札参加を希望しない工種については、空欄のままにしておいてください。  
 希望する工種によっては、入力項目のない工種もあります。

### ア 一般土木工事・港湾土木工事

一般土木工事又は港湾土木工事を希望する方は、必ず入力してください。

ア 一般土木工事 港湾土木工事	※ 希望する順番に数字を入力してください(希望しない場合は「0」を入力。)					
	港湾	<input type="checkbox"/>	河川・海岸	<input type="checkbox"/>	道路	<input type="checkbox"/>
	構造物	<input type="checkbox"/>	砂防・地滑り防止	<input type="checkbox"/>	トンネル	<input type="checkbox"/>
	ダム	<input type="checkbox"/>	軟弱地盤	<input type="checkbox"/>	都市土木	<input type="checkbox"/>
	※ 港湾土木工事を希望する場合 自社所有及び継続的な備船契約をしている船舶数を入力してください。 自社所有又は継続的な備船契約の締結がなければ希望できません。					
			自社所有		備船契約	
	クレーン付台船	<input type="text"/>		<input type="text"/>		
	起重機船・自航起重機船	<input type="text"/>		<input type="text"/>		
	杭打船	<input type="text"/>		<input type="text"/>		
	地盤改良作業船	<input type="text"/>		<input type="text"/>		
コンクリートミキサー船	<input type="text"/>		<input type="text"/>			
ケーソン製作用台船	<input type="text"/>		<input type="text"/>			
自己昇降式台船	<input type="text"/>		<input type="text"/>			
その他付属作業船	名称	<input type="text"/>	自社所有	<input type="text"/>	備船契約	
		<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>	

### (ア) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

工事の内容を下表で確認し、登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

なお、港湾は、完成工事高表(2-1)の1-(1)港湾土木工事の完成工事高の入力が無い場合は希望できません。

工事の具体例に掲載した工事に該当しない工事(運動場整備工事等)は、「都市土木」になります。

工事の内容	工事の具体例
港湾	船を使用して行う構造物築造工事(港湾工事、漁港工事、海岸工事、魚礁設置工事)
河川・海岸	築堤、護岸、根固・水制等の工事
道路	擁壁、カルバート等のコンクリート構造物、道路土工等の工事
構造物	RC橋、橋梁下部等のコンクリート構造物、床止、堰・水門、樋門・樋管、伏せ越し、水路、管きょ推進、揚排水機場、ニューマチックケーツ、オープンケーツ、土留め・仮締切、鋼管矢板基礎、既成杭、地中連続壁等の工事、構造物撤去工事
砂防・地滑り防止	砂防、地滑り防止、落石防止、なだれ防止等の工事
トンネル	トンネル工事(共同溝、下水道用トンネルを除く。)
ダム	ダム工事
軟弱地盤	軟弱地盤処理工事(グラウトを除く。)
都市土木	共同溝、下水道等の工事及び上記に該当しない一般土木工事

(イ) 港湾土木工事を希望する場合

a 必要船舶数の入力

港湾土木工事を希望する方は、次に示す「入札参加を希望する場合に必要な船舶」（以下「港湾土木工事の必要船舶」という。）の自社所有又は継続的な傭船契約等をしている船舶数を入力してください。

必要船舶がない場合は、港湾土木工事を希望できませんので、希望順位は「0」を入力してください。

《港湾土木工事の必要船舶》  
 クレーン付台船、起重機船・自航起重機船、杭打船、地盤改良作業船、コンクリートミキサー船、ケーソン製作用台船、自己昇降式台船、その他付属作業船（揚錨船、引船、押船、交通船、潜水土船、ガット船、ガットバージ、石運船、土運船、押航土運船、台船、スパッド台船）

その他付属作業船は、名称欄の▼をクリックし、該当するものを選択して、その自社所有及び継続的な傭船契約をしている船舶数を入力してください。

b 提出書類

次に掲げる表の区分に応じて、必要とする「提出書類」を提出してください。

区分	必要船舶の所有の有無		継続的な傭船契約等の有無	
	有	無	有	
			名簿の有効期間	
			含む	含まない
自動更新条項+誓約書				
有	無	有	無	
港湾土木工事への登載の可否	○	×	○	×
提出書類	必要船舶の写真(カラーコピー可)	—	契約書(写し) ①契約書(写し)(※自動更新条項が必要) ②誓約書(兵庫県様式⑩)(P84)	—

イ アスファルト舗装工事

アスファルト舗装工事を希望する場合は必ず入力してください。

イ アスファルト舗装工事	※ 自社所有及び継続的なリース契約をしている台数を入力してください。 マカダムローラー、タイヤローラー、フィニッシャーのいずれについても所有又は継続的なリース契約の締結がなければ希望できません。			
		自社所有	リース契約	
	マカダムローラー	[ ]	[ ]	
	タイヤローラー	[ ]	[ ]	
	フィニッシャー	[ ]	[ ]	
	モータークレーダー	[ ]	[ ]	
	専用散水車	[ ]	[ ]	
	振動式ローラー	[ ]	[ ]	
	※ プラントを所有している場合は入力してください。			
	プラント	所在地	[ ] (全角)	規模t/h [ ]
設置状況	所在地	[ ] (全角)	規模t/h [ ]	
	所在地	[ ] (全角)	規模t/h [ ]	

(7) 必要機器の台数の入力

各機器名の下欄に自社所有及び継続的なリース契約をしているもので、兵庫県発注工事に使用可能な台数を入力してください。

マカダムローラー、タイヤローラー及びフィニッシャーのいずれについても自社所有せず、かつ継続的なリース契約もしていない場合は、アスファルト舗装工事を希望できません。

(イ) 提出書類

次に掲げる表の区分に応じて、必要とする「提出書類」を提出してください。

(7)に入力した機器については、提出書類が必要です。

区分	必要機器の所有の有無		継続的なリース契約の有無	
	有	無	有	
			名簿の有効期間	
			含まない	
含む		自動更新条項+誓約書		
		有	無	
アスファルト舗装工事への登載の可否	○	×	○	×
提出書類	車検証(写し)又は必要機器の写真(カラーコピー可)	—	契約書(写し)	①契約書(写し)(※自動更新条項が必要) ②誓約書(兵庫県様式⑩)(P94)

(ウ) アスファルトプラントを所有している場合

a アスファルトプラントの対象

県内に設置しているもの及び兵庫県発注工事の施工が可能な場所で、隣接府県に設置しているものに限りです。

b 入力方法

アスファルトプラントの所在地と規模(1時間当たりの製造トン数)を整数で入力してください(3か所まで)。

ウ PC橋梁(上部)工事

PC橋梁(上部)工事を希望する方は必ず入力してください。

ウ PC橋梁(上部)工事	※ 希望順位(左側、希望しない工事は「0」を入力。)、年間実績トン数(右側、実績がなければ「0」を入力。)及び所有工場等を入力してください。プレテンション及びプレビームは、自社工場等がなければ希望できません。																			
		<table border="0"> <tr> <td></td> <td>PC橋梁(上部)</td> <td>年間実績トン数</td> </tr> <tr> <td>プレテンション</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>ポステンション</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>プレビーム</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>		PC橋梁(上部)	年間実績トン数	プレテンション	<input type="text"/>	<input type="text"/>	ポステンション	<input type="text"/>	<input type="text"/>	プレビーム	<input type="text"/>	<input type="text"/>						
		PC橋梁(上部)	年間実績トン数																	
	プレテンション	<input type="text"/>	<input type="text"/>																	
	ポステンション	<input type="text"/>	<input type="text"/>																	
	プレビーム	<input type="text"/>	<input type="text"/>																	
		<table border="0"> <tr> <td>所有</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>工場1</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>工場2</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	所有	<input type="text"/>	工場1	<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> </table>	名称	<input type="text"/>	(全角)	所在地	<input type="text"/>	(全角)	工場2	<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> </table>	名称	<input type="text"/>	(全角)	所在地	<input type="text"/>	(全角)
	所有	<input type="text"/>																		
	工場1	<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> </table>	名称	<input type="text"/>	(全角)	所在地	<input type="text"/>	(全角)												
	名称	<input type="text"/>	(全角)																	
所在地	<input type="text"/>	(全角)																		
工場2	<table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td><input type="text"/></td> <td>(全角)</td> </tr> </table>	名称	<input type="text"/>	(全角)	所在地	<input type="text"/>	(全角)													
名称	<input type="text"/>	(全角)																		
所在地	<input type="text"/>	(全角)																		

(7) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

プレテンション及びプレビームは、自社工場、関連会社の工場及び業務提携をしている工場のいずれも有しない場合は希望できません。

(イ) 「年間実績トン数」欄の入力

希望する工事の内容に対応した過去1年間の実績トン数を整数で入力してください。実績がなければ「0」を入力してください。

(ウ) 「工場」欄の入力

PC桁製作に係る自社工場、関連会社の工場及び業務提携をしている工場のうち、2つまで入力してください。

(エ) 「所有」欄の入力

自社所有の場合は	「1 自社」	} ▼をクリックし、該当するものを選択してください。
関連会社の場合は	「2 関連」	
業務提携の場合は	「3 業務提携」	

(オ) 提出書類

自社所有、関連会社又は業務提携いずれの場合も、それを確認できる資料を提出してください。  
(例) 会社案内・パンフレット、工場の写真(カラーコピー可)、株主総会に関する資料又は業務提携契約書(写し)等

エ 鋼橋梁(上部) 工事

鋼橋梁(上部) 工事を希望する方は必ず入力してください。

エ 鋼橋梁(上部) 工事	※ 希望順位(左側、希望しない工事は「0」を入力)、年間鋼材使用トン数(右側、実績がなければ「0」を入力。)及び所有工場等を入力してください。自社工場等がなければ希望できません。	
	鋼橋梁(上部)	年間鋼材使用トン数
	一般鋼橋	<input type="text"/>
	歩道橋	<input type="text"/>
	所有	<input type="text"/>
	工場1	<input type="text"/> (全角)
	所在地	<input type="text"/> (全角)
	所有	<input type="text"/>
	工場2	<input type="text"/> (全角)
	所在地	<input type="text"/> (全角)

(ア) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

自社工場、関連会社の工場及び業務提携をしている工場のいずれも有しない場合は希望できません。

(イ) 「年間鋼材使用トン数」欄の入力

希望する工事の内容に対応した過去1年間の使用トン数を整数で入力してください。実績がなければ「0」を入力してください。

(ウ) 「工場」欄の入力

鋼桁製作に係る自社工場、関連会社の工場及び業務提携をしている工場のうち、2つまで入力してください。

(エ) 「所有」欄の入力

自社所有の場合は	「1 自社」	} ▼をクリックし、該当するものを選択してください。
関連会社の場合は	「2 関連」	
業務提携の場合は	「3 業務提携」	

(オ) 提出書類

自社所有、関連会社又は業務提携いずれの場合も、それを確認できる資料を提出してください。  
(例) 会社案内・パンフレット、工場の写真(カラーコピー可)、株主総会に関する資料又は業務提携契約書(写し)等

オ しゅんせつ工事

しゅんせつ工事を希望する方は必ず入力してください。

オ しゅんせつ工事	※ 自社所有及び継続的な備船契約をしている船舶数を入力してください。 自社所有又は継続的な備船契約の締結がなければ希望できません。		
		自社所有	備船契約
	バックホウ浚渫船	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	ポンプ浚渫船	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	クラブ浚渫船	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	汚泥浚渫船	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	名称	自社所有	備船契約
	その他主作業船	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(7) 必要船舶数の入力

しゅんせつ工事を希望する方は、しゅんせつ工事に使用できる主作業船のうち、次に示す「入札参加を希望する場合に必要な船舶」（以下「しゅんせつ工事の必要船舶」という。）の自社所有又は継続的な備船契約等をしている船舶数を入力してください。

しゅんせつ工事の必要船舶がない場合は、しゅんせつ工事を希望できません。

《しゅんせつ工事の必要船舶》

バックホウ浚渫船、ポンプ浚渫船、クラブ浚渫船、汚泥浚渫船、その他主作業船（マイクロポンプ船、揚土船（リクマ船）、バージアンローダ船、空気圧送船。）

その他主作業船は、名称欄の▼をクリックし、該当するものを選択して、その自社所有及び継続的な備船契約をしている船舶数を入力してください。

(イ) 提出書類

次に掲げる表の区分に応じて、必要とする「提出書類」を提出してください。

区分	必要船舶の所有の有無		継続的な備船契約等の有無		
	有	無	有		
			名簿の有効期間		
			含む	含まない	
自動更新条項+誓約書					
		有	無		
しゅんせつ工事への登載の可否	○	×	○		×
提出書類	必要船舶の写真(カラーコピー可)	—	契約書(写し)	①契約書(写し)(※自動更新条項が必要) ②誓約書(兵庫県様式⑩) <sup>(P94)</sup>	—

カ さく井工事、ボーリング・グラウト工事

さく井工事又はボーリング・グラウト工事を希望する方は必ず入力してください。

カ さく井 ボーリング・グラウト工事	※ 所有機器数を入力してください。所有機器がなければ希望できません。	
	ボーリングマシン	<input type="text"/>
	グラウトポンプ	<input type="text"/>

(7) 所有機器数の入力

兵庫県発注の当該工事に使用できる機器の種類別の所有機械数を入力してください。

自社で機械を所有していなければ、さく井工事及びボーリング・グラウト工事を希望できません。

(イ) 提出書類

機械の写真（カラーコピー可）

## キ 吹付工事

吹付工事を希望する方は必ず入力してください。

キ 吹付工事	<p>※ 所有機器数を入力してください。所有機器がなければ希望できません。</p> <p>吹付機 <input type="text"/></p>
--------	---

### (ア) 吹付機数の入力

兵庫県発注の吹付工事に使用できる吹付機の数を入力してください。  
自社で機械を所有していなければ、吹付工事を希望できません。

### (イ) 提出書類

機械の写真 (カラーコピー可)

## ク 区画線及び道路標示工事

区画線及び道路標示工事を希望する方は必ず入力してください。

ク 区画線及び道路標示工事	<p>※ 所有機器数を入力してください。所有機器がなければ希望できません。</p> <p>ラインマーカー <input type="text"/></p>
---------------	---

### (ア) ラインマーカー数の入力

兵庫県発注の区画線及び道路標示工事に使用できるラインマーカーの数を入力してください。  
自社で機械を所有していなければ、区画線及び道路標示工事を希望できません。

### (イ) 提出書類

機械の写真 (カラーコピー可)

## ケ 機械器具製作据付工事

機械器具製作据付工事を希望する方は必ず入力してください。

ケ 機械器具製作据付工事	<p>※ 希望順位(希望しない工事は「0」を入力。)及び所有工場等を入力してください。自社工場等がなければ希望できません。</p> <p>揚排水機 <input type="text"/></p> <p>除塵機 <input type="text"/></p> <p>水門・樋門・門扉 <input type="text"/></p> <p>ラバーダム <input type="text"/></p> <p>水処理機械 <input type="text"/></p> <p>汚泥処理機械 <input type="text"/></p> <p>送排風機 <input type="text"/></p> <p>その他 <input type="text"/> 順位 <input type="text"/> 名称 <input type="text"/> (全角)</p> <p>所有 <input type="text"/></p> <p>工場 名称 <input type="text"/> (全角)</p> <p>所在地 <input type="text"/> (全角)</p>
--------------	---

### (ア) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

なお、工事ごとに必要とする建設業の許可が違いますので御注意ください。(P5参照)

工事種別の分類	必要な許可業種	工事種別の分類	必要な許可業種
揚排水機 送排風機	機械器具設置工事業	水門、樋門 閘門、門扉	鋼構造物工事業
除塵機 水処理機械 汚泥処理機械	機械器具設置工事業 又は 水道施設工事業	ラバーダム	土木工事業 又は 機械器具設置工事業

※完成工事高表(2-1)「12機械器具製作据付工事」の(内訳)欄のうち、希望する種別に必要な許可業種の年間平均完成工事高の入力がない場合は、その種別についての希望ができていません。

(イ) 「工場」欄の入力

機械器具製作に係る工場を入力してください。

自社工場、関連会社の工場及び業務提携をしている工場のいずれも有していない場合は、機械器具製作据付工事を希望できません。

(ウ) 「所有」欄の入力

自社工場の場合は 「1 自社」

関連会社の場合は 「2 関連」

業務提携の場合は 「3 業務提携」

▼をクリックし、該当するものを選択してください。

(エ) 提出書類

自社工場、関連会社又は業務提携いずれの場合も、それを確認できる資料を提出してください。

(例) 会社案内・パンフレット、工場の写真(カラーコピー可)、株主総会に関する資料又は業務提携契約書(写し)等

コ 電気工事

電気工事を希望する方は必ず入力してください。

コ 電気工事	※ 希望順位を入力してください(希望しない場合は「0」を入力。)	
	建築電気設備工事	<input type="checkbox"/>
	建設電気設備工事	<input type="checkbox"/>
	受変電設備工事	<input type="checkbox"/>
	外線工事	<input type="checkbox"/>

(7) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

工事の内容を下表で確認し、登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

工事種別の分類	工事の具体例
建築電気設備工事	建築物の電灯・コンセント、動力、情報表示、火災報知、電話、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事
建設電気設備工事	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝付帯設備、ロードヒーティング設備等の電気設備工事
受変電設備工事	受変電設備、発電設備及びその他の電源設備工事
外線工事	交通信号設備、ネオン装置

サ 浄化槽工事

浄化槽工事を希望する方は必ず入力してください。

サ 浄化槽工事	※ 浄化槽法に基づく工事業者の届出について入力してください。届出がなければ希望できません。	
	番号	<input type="text"/>
	届出年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

(7) 兵庫県知事への届出内容の入力

浄化槽法に基づく工事業者の兵庫県知事への届出(所管：環境部 環境整備課 資源循環班)に係る届出番号、届出受理年月日を入力してください。

浄化槽法に基づく工事業者の兵庫県知事への届出がなされていない場合は、浄化槽工事を希望できません。

(イ) 提出書類

届出内容が確認できる資料の写しを提出してください。

## シ 管工事

管工事を希望する方は必ず入力してください。

シ 管工事	※ 希望順位を入力してください(希望しない場合は「0」を入力。)
	給排水衛生設備工事 <input type="checkbox"/>
	ガス配管工事 <input type="checkbox"/>
	空調和設備工事 <input type="checkbox"/>

### (7) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

## ス 内装仕上工事

内装仕上工事を希望する方は必ず入力してください。

ス 内装仕上工事	※ 希望順位を入力してください(希望しない場合は「0」を入力。)
	たたみ工事 <input type="checkbox"/>
	その他内装仕上工事 <input type="checkbox"/>

### (7) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

## セ 電気通信工事

電気通信工事を希望する方は必ず入力してください。

セ 電気通信工事	※ 希望順位を入力してください(希望しない場合は「0」を入力。)
	テレビ・電波障害防除設備工事 <input type="checkbox"/>
	映像・音響・拡声設備工事 <input type="checkbox"/>
	電話・情報通信設備工事 <input type="checkbox"/>

### (7) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

## ソ 下水処理設備工事

下水処理設備工事を希望する方は必ず入力してください。

ソ 下水処理設備工事	※ 希望順位を入力してください(希望しない場合は「0」を入力。)
	下水処理設備工事 <input type="checkbox"/>
	上水道設備工事 <input type="checkbox"/>

### (7) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

## タ 消防施設工事

消防施設工事を希望する方は必ず入力してください。

タ 消防設備工事	※ 希望順位を入力してください(希望しない場合は「0」を入力。)
	消火設備工事 <input type="checkbox"/>
	警報設備工事 <input type="checkbox"/>
	避難設備工事 <input type="checkbox"/>
	消防活動上必要な施設 <input type="checkbox"/>

### (7) 登載を希望する工事の内容の希望順位の入力

登載を希望する工事の内容について、希望順位を「1」から順に入力し、希望しない工事には「0」を入力してください。

## ⑥ 関係する会社

関係する会社	兵庫県に入札参加資格審査申請を行っている関係する会社の有無 <input type="checkbox"/>		
	商号又は名称	建設業許可番号	所在地

書面で提出いただく「誓約書（資本関係及び人的関係に関する事項）（P96）」に記載された「関係する会社」の定義に該当する者のうち、本県の令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請をする会社の有無、商号又は名称、建設業許可番号及び所在地を入力してください。

入力欄が不足する場合は、別途、書面で商号又は名称、建設業許可番号、所在地を記入したものを提出してください（様式は任意です）。

ア 兵庫県に入札参加資格審査申請を行っている関係する会社の有無

▼をクリックし、「有」か「無」を選択してください。

イ 商号又は名称、ふりがな

「株式会社」等法人の種類を表す文字は、略号を用いて入力してください。

略号はP50を参照してください。

略号の括弧はそれぞれ1文字分（全角）とします。

JIS第1、第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力してください。

ウ 建設業許可番号

8ケタで入力してください。

左から2ケタについては、大臣許可の場合は「00」、知事許可の場合は都道府県番号（別表1（P84）参照）を入力してください。

（例）兵庫県知事許可（特一30）第999999号の場合→28999999

（※30999999ではありませんので御注意ください。）

測量・建設コンサルタント等業務を行う会社で、建設業許可を取得していない会社については、建設業許可番号の入力は不要です。

エ 本社（店）住所

主たる営業所の住所を入力してください。

「丁目」及び「番地」の文字は「-」（全角ハイフン）に置き換えてください。

入力例：5丁目10番1号→5 - 10 - 1

（「-」は「はいふん」と入力し変換することによる入力も可能です。）

JIS第1、第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力してください。

(5) 技術・社会貢献評価項目

技術・社会貢献評価数値は、入札参加資格者の格付、入札参加要件及び総合評価落札方式における評価の加算に活用しています。

全ての申請者において、技術・社会貢献評価数値の加点希望の有無を必ず選択してください。

なお、各項目にかかる加点の要件については、P85～P91 の別表3で確認をしてください。

技術・社会貢献評価項目		
<p>※ 全ての項目について、必ず「希望する」・「希望しない」のいずれかを選択してください。            注1 審査合格後は、加点希望の変更はできません。申請時に選択誤りのないようによくお確かめください。            注2 加点を「希望する」を選択し、かつ要件に該当していることが確認できた場合に加点します。</p>		
さわやかな県土づくり賞受賞	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
人間サイズのまちづくり賞受賞	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
兵庫県優秀施工者賞受賞	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
兵庫県若手優秀施工者賞受賞	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
兵庫県納税功労者表彰	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
男女共同参画社会づくり協定締結	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
子育て応援協定締結	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
ユニバーサル社会づくりへの参画	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	※ 「重度肢体不自由者等の雇用」による加点の対象となるためには、加点を「希望する」を選択した上で、「重度肢体不自由者等雇用状況報告書」により、兵庫県産業労働部労政福祉課へ申告する必要があります。	
技術提案	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
建設労働災害防止活動		
①研修会、講習会及び安全大会等の参加	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
②県内業者の現場指導に取り組んだ安全指導者の在籍	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
③新たに安全指導者として委嘱を受けた者の在籍	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
県内新規中小企業者	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
地域づくりのために資する重要な活動	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
公共施設愛護活動	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
県関係事業に対する支援	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
就業体験事業等への協力	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	※ 就業体験事業に協力した業者を下請負人とした場合の元請業者が、加点の対象となるためには、加点を「希望する」を選択した上で、「就業体験事業実施報告書」により、兵庫県土木部契約管理課建設業班へ申告する必要があります。	
若年技術者の新規採用	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	※ 加点の対象となるためには、加点を「希望する」を選択した上で、「若年者採用状況報告書」により、兵庫県土木部契約管理課建設業班へ申告する必要があります。	
地域安全まちづくり活動	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
ひょうごの土木技術活用システム等登録	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	<input type="checkbox"/> 新技術情報提供システム(NETIS)登録により希望する ※ 新技術情報提供システム(NETIS)登録により希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。	
災害応急対策業務(協定等)	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	<input type="checkbox"/> 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍により希望する ※ 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍により希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。	
災害応急対策業務(出勤等)	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
障害者雇用人数	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
障害者雇用促進法第43条に係る報告義務	<input type="text" value=""/> 人 (半角)	
法定雇用障害者数達成状況	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 ※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。 障害者雇用状況報告書から法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数((10)の(二))の数値を転記してください。 <input type="text" value=""/> 人 (半角)	
ISO9001の取得状況	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。	
ISO14001又はエコアクション21の取得状況	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。	
CPD(継続学習制度)単位取得者在籍	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	<input type="checkbox"/> 一般土木工事 <input type="checkbox"/> 造園工事 <input type="checkbox"/> 建築一式工事 <input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> 管工事 ※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。	
建設キャリアアップシステム(CCUS)への事業者登録	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。	
刑務所出所者等又は保護観察対象者等の雇用	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	雇用区分 <input type="radio"/> 直接雇用 <input type="radio"/> 間接雇用 ※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。	
建設業暴力追放活動	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
	受講年月日 <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日 ※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。	

**【技術・社会貢献評価項目の入力方法】**

① 共通事項

全ての項目について、加点を希望する場合は「○希望する」を、加点を希望しない場合は「○希望しない」を選択してください。

入札参加を希望する工種に関係なく、全ての項目において、加点の希望の有無を選択してください。

② 個別事項

以下のアからカの項目については、加点を「希望する」を選択した場合にのみ、該当する箇所にも入力してください。

なお、それぞれの項目で、該当する場合には必要な提出書類があります。詳しくは、P15～P16 及び P38～P43 を参照してください。

**ア ひょうごの土木技術活用システム等の登録**

(注) P39のNo. 11を参照

ひょうごの土木技術活用システム等登録	○希望する      ○希望しない	<input type="checkbox"/> 新技術情報提供システム (NETIS) 登録により希望する <small>※ 新技術情報提供システム (NETIS) 登録により希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。</small>
--------------------	-------------------	---

「○希望する」を選択し、新技術情報提供システム (NETIS) 登録に該当する場合には、右欄の「 新技術情報活用システム (NETIS) 登録により希望する。」にチェックを入力し、該当する場合に提出する必要のある書類 (P39) を提出してください。

**イ 災害応急対策業務 (協定等)**

(注) P41のNo. 14を参照

災害応急対策業務 (協定等)	○希望する      ○希望しない	<input type="checkbox"/> 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍により希望する。 <small>※ 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍により希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。</small>
----------------	-------------------	--

兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍により「○希望する」を選択する場合は、右欄の「 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍により希望する。」にチェックを入力し、該当する場合に提出する必要のある書類 (P41) を提出してください。

なお、兵庫県と災害応急対策業務の協定を締結している場合や、緊急小規模工事及び除雪業務の契約を締結している場合は、兵庫県被災建築物応急危険度判定士が在籍していなくても加点されます。

**ウ 障害者雇用関係**

(注) P40のNo. 12を参照

(ア) 障害者雇用人数	○希望する      ○希望しない	<input type="text"/> 人 (半角)
(イ) 障害者雇用促進法第43条に係る報告義務	<small>※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。</small>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ウ) 法定雇用障害者数達成状況		<small>障害者雇用状況報告書から法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数((10)の(ニ))の数値を転記してください。</small> <input type="text"/> 人 (半角)

**(ア) 障害者雇用人数**

障害者を雇用している事業者のみ、障害者雇用人数を入力してください。雇用していない場合は、空欄にしてください(「0」人の入力は不要です)。

1人以上の雇用がある場合は、次により入力してください。

- a 障害者雇用促進法第43条に係る報告義務のある事業所  
公共職業安定所に提出した令和4年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の⑫計の欄による人数を入力してください。
- b 障害者雇用促進法第43条に係る報告義務のない事業所  
申請日現在の常用雇用の障害者の人数を入力してください。

#### (イ) 障害者雇用促進法第43条に係る報告義務

障害者雇用促進法に基づく身体障害者又は知的障害者の雇用状況の報告義務について、有無のどちらかをクリックしてください。

#### (ウ) 障害者法定雇用率達成状況

上記(イ)が「有」の場合は、障害者雇用状況報告書(様式第6号)の⑩の(二)に記載されている法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数を入力してください。

### エ CPD(継続学習制度)単位取得者在籍

(注) P38～P39のNo.10参照

CPD(継続学習制度)単位取得者在籍	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 一般土木工事	<input type="checkbox"/> 造園工事	<input type="checkbox"/> 建築一式工事
			<input type="checkbox"/> 電気工事	<input type="checkbox"/> 管工事	
	※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。				

加点を希望する方は、「希望する」を選択の上、入札参加を希望する工種(「一般土木工事」「造園工事」「建築一式工事」「電気工事」「管工事」)にチェックを入力してください。

### オ 刑務所出所者等の雇用

(注) P42～P43のNo.15参照

刑務所出所者等又は 保護観察対象者等の雇用	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない	雇用区分	<input type="radio"/> 直接雇用	<input type="radio"/> 間接雇用
	※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。				

加点を希望する方は、「希望する」を選択の上、該当する雇用区分(「直接雇用」又は「間接雇用」)にチェックを入力してください。

### カ 建設業暴力追放活動

(注) P43のNo.16参照

建設業暴力追放活動	<input type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない	受講年月日	<input type="text" value=""/> 年	<input type="text" value=""/> 月	<input type="text" value=""/> 日
	※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。					

加点を希望する方は、「希望する」を選択の上、受講年月日欄の▼をクリックし、該当する年月日を選択してください。

## 【留意事項】

### ① 技術・社会貢献評価項目の一覧

別表3(P85～P91参照)に示しています。要件等について御確認ください。

### ② 加点希望の有無の変更について

電子申請の審査合格後に加点希望の有無の変更はできませんので、申請時に選択誤りのないようによくお確かめください。

### ③ 加点を希望する場合の提出書類の要否

項目によって、確認のための提出書類が必要な項目と不要な項目があります。

#### ア 確認のための提出書類が必要となる技術・社会貢献評価項目

- ・ 別表3(1)、(2)、(3)、(8)イ、(11)、(13)、(19)エ、(27)、(28)

#### イ 確認のための提出書類が不要な技術・社会貢献評価項目

次の技術・社会貢献評価項目については、要件に該当していることの有無について、契約管理課から関係機関に照会等を行いますので、あらかじめ御了承ください。

なお、照会等の結果、要件に該当していない場合は加点しません。

- ・ 別表3(4)～(7)、(8)ア、(9)、(10)、(12)、(14)～(26)((19)エを除く)

(注1) 別表3(12)イについては、別途、兵庫県産業労働部労政福祉課への申告を必ず行ってください。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/nyusatsu.html>

(注2) 別表3(24)エ及び(25)については、別途、兵庫県土木部契約管理課建設業班への申告を必ず行ってください。(24) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks02/inta-n.html>

(25) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks02/jyakunen.html>

④ 複数の工種を希望する場合

各工種ともに、加点を希望する技術・社会貢献評価項目に該当する点数を反映します（CPDS及びCPD単  
位取得者在籍にかかる項目を除く。）。

⑤ 加点希望の有無を選択できない技術・社会貢献評価項目

別表3(29)資格制限、同(30)指名停止及び同(31)工事成績については、それぞれの要件に該当した場  
合、県で加点又は減点を行いますので、加点希望にかかる選択はできません。

⑥ 要件該当の有無や評価点数の合計等の問合せ不可

技術・社会貢献評価項目にかかる個別の評価点数の見込み等に係る問合せは、お受けできません。

⑦ 今後の評価項目及び評価点数の変更の可能性

今後の入札・契約制度の改正に伴い、評価項目及び評価点数を変更する場合がありますので、御了承く  
ださい。

【参考】

① 格付等級を付す工種

入札参加資格審査申請において、次に掲げる工種（以下「6工種」という。）を希望した場合、名簿へ  
の登載時に、各事業者に対し、工種ごとに、格付等級を付します。

ア 一般土木工事

イ 建築一式工事

ウ アスファルト舗装工事

エ 造園工事

オ 電気工事

カ 管工事

② 格付等級に用いる数値

格付等級は、今回の申請で提出された有効な総合評定値通知書の6工種に係る各総合評定値に、技術・  
社会貢献評価項目の点数を加算したもの（以下「総合数値」という。）を用います。

③ 加点の可否

技術・社会貢献評価項目（資格制限、指名停止及び工事成績を除く。）は、加点を「希望する」を選択  
し、かつ要件に該当していることが確認できた場合に加点します。

## 技術・社会貢献評価制度の活用について

### ① 入札参加資格者の格付

一般土木、建築一式、アスファルト舗装、造園、電気及び管の各工事についての入札参加資格者は、建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「格付要領」という。）第2条に定める「総合数値」（算定式は次のとおり。）でもって兵庫県建設工事入札参加者選定要綱（以下「選定要綱」という。）の別表第2の格付換算表により、等級区分を格付しています。

「総合数値」＝「総合評定値」＋「技術・社会貢献評価数値」

さらに、選定要綱の別表第3では、格付等級の区分ごとに発注対応工事金額の範囲を定めています。

選定要綱及び格付要領は、兵庫県ホームページを御覧ください。

（兵庫県ホームページ>目的から探す>入札・公売情報>入札参加のご案内（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係）の「入札・契約制度関係規程等」）

### ② 入札参加要件

次の入札区分に掲げる工事については、入札参加要件点数（技術・社会貢献評価数値）を設定しています。

入 札 区 分		入札参加要件点数	
		R4. 10公告～	
一般土木	公募型一般競争入札（2.5億円以上）	180点以上	
	制限付き一般競争入札	7千万円以上	110点以上
		2千万円以上	60点以上
		1千万円以上	10点以上
建築一式	公募型一般競争入札（4.5億円以上）	100点以上	
	制限付き一般競争入札	2億円以上	40点以上
		1億円以上	30点以上
		5千万円以上	5点以上
電気・管	公募型一般競争入札（2.5億円以上）	80点以上	
	制限付き一般競争入札	1億円以上	70点以上
		5千万円以上	30点以上
		1千3百万円以上	20点以上

### ③ 総合評価落札方式における加算

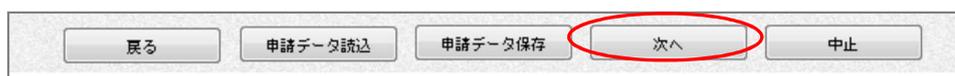
総合評価落札方式においては、施工計画等に加え、社会貢献評価数値等の取得状況を評価項目の一つとしています。詳しくは、兵庫県ホームページを御覧ください。

（兵庫県ホームページ>目的から探す>入札・公売情報>入札・公売情報のページの関連リンク「総合評価落札方式について」）

（注）制度改正により変更となることがあります。

### (6) 操作ボタン（データ読込・保存等）

データ入力後は、「次へ」ボタンを選択（クリック）してください。



- 「戻る」 : 申請者情報入力画面へ戻ります。
- 「申請データ読込」 : 保存した申請データを読み込みます。
- 「申請データ保存」 : 現在表示されている申請データを保存します。
- 「次へ」 : 次の画面へ移動します。
- 「中止」 : 申請を中止します。

### 3 申請書入力後の流れ

- (1) 申請付帯情報入力（申請書入力後、申請書画面の「次へ」ボタンを選択（クリック）すると表示されます。）
- ① この申請にかかる補正指示等の連絡先となります。  
 なお、申請手続が完了（審査結果通知が到達）するまでは、ここに入力したメールアドレスは変更しないでください。
  - ② 行政書士等代理人が申請書に入力される場合は、当該代理人の情報を入力してください。
  - ③ 必要事項を入力して、「次へ」ボタンを選択（クリック）してください。

### (2) 送信確認

#### ア 入力データ確認用画面

① 「印刷用表示」：申請書の印刷画面を表示します。

種別	書類名	ファイル名
別送	【注】以下の添付書類の詳細は、申請要領を確認してください。	—
別送	工事経歴書	—
別送	(1)建設業許可申請書 (2)営業所一覧表 (3)建設業許可通知書又は建設業許可証明書 ※ (1)、(2)及び(3)全て必須(いずれも写し)	—

連絡先情報	
法人名または団体名	
役職・部署名	
氏名または代表者名	東京 太郎02
電話番号	000-0000-0000
メールアドレス	abc@co.jp

② 「送信」：入力したデータに間違いがないか確認し、最下部にあるボタンを選択（クリック）してください。

- ① 「印刷用表示」：ボタンを選択（クリック）すると、申請書のプレビュー表示ができます。  
(次ページ参照)
- ② 「送信」：入力したデータに間違いがないか確認し、最下部にあるボタンを選択（クリック）してください。

【注意】送信後に誤りに気付いた場合は、その旨を記載したメモ等を別送書類とともに送付してください。  
 書類受理后、一旦メールで申請をお返しますの  
 で、その後、申請内容の補正をしてください。  
 (2度送信した場合は、2回目以降の申請書は自動的に取り消されます。)

## イ プレビュー表示画面

入力データ確認用画面の「印刷用表示」ボタンを選択（クリック）すると、プレビュー表示ができません。

この画面を、保存する場合は、「保存」ボタンを選択（クリック）してください。



入力してデータが間違いないか確認の上、最下部の次へボタンを押下してください。

申請区分 **1: 新規**

許可番号  大臣知事コード

経審番号  大臣知事コード

許可年月日 年 月 日

### 一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書(建設工事)

兵庫県で行われる建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

申請後に、申請内容等の確認が必要な場合は、関係機関等へ事実関係の照会を行うことに同意します。

申請年月日 令和 年 月 日

兵庫県知事様

※ 黒字の項目は必須入力です。必ず入力してください。

本社(店)郵便番号	<input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切ってください。(例:999-9999)
本社(店)住所	府県番号 <input type="text"/> 市区町番号 <input type="text"/> ※ 市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択してください。 町・字・番地 <input type="text"/> (全角) <input type="checkbox"/> 当て字 ※ 町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力してください。 府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力してください。 「丁目」及び「番地」は、「-」(全角ハイフン)に置き換えて入力してください。 (入力例:5丁目10番1号→5-10-1)
商号又は名称の頭文字 (ひらがな)	<input type="text"/> (全角)

男女共同参画社会づくり協定締結	<input type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない ※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。
子育て応援協定締結	<input type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない ※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。
刑務所出所者等又は保護観察対象者等の雇用	<input type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない 雇用区分 <input type="radio"/> 直接雇用 <input type="radio"/> 間接雇用 ※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。
建設業暴力追放活動	<input type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない 受講年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ※ 希望するを選択した場合は、要件に該当する書類の提出が必要です。

この画面を印刷することができます。

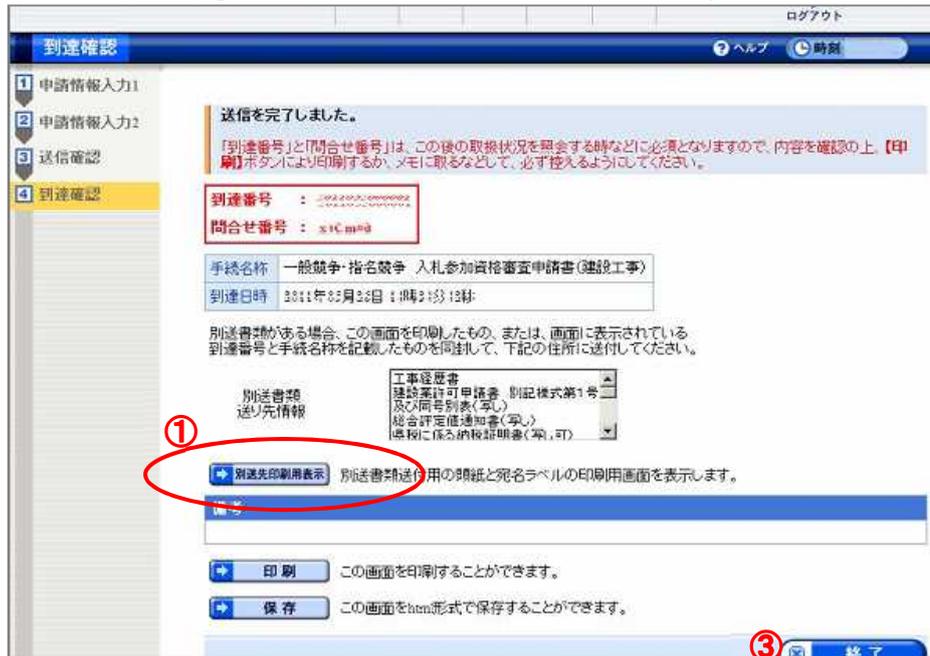
この画面をhtml形式で保存することができます。

### (3) 到達確認画面

送信が完了すると到達確認画面になります。

「到達番号」と「問合せ番号」は、この後の取扱状況を照会する時などに必須となりますので、「印刷」ボタンにより印刷するかメモを取るなどして、必ず控えるようにしてください。

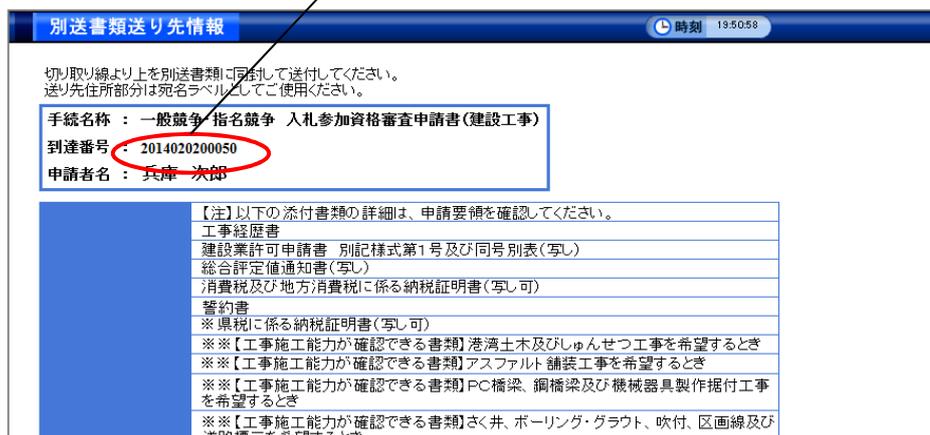
保存する場合は、「保存」ボタンを選択（クリック）してください。



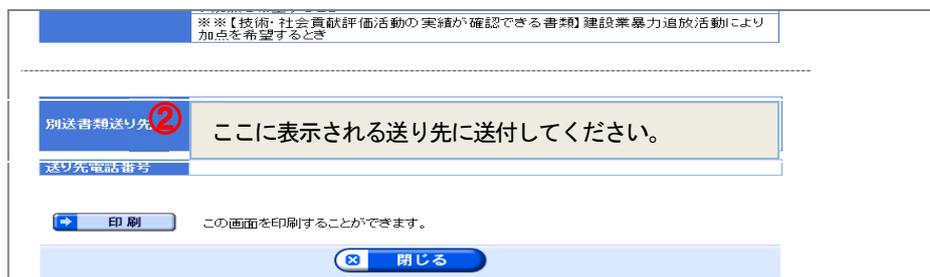
- ① 「別送先印刷用表示」ボタンにより次の「別送書類送り先情報」の画面が表示されますので、印刷の上、提出する書類名に目印（マーカー）をして、切り取り線（破線）より切り取り、提出書類に同封して送付してください。

（注）別送書類送り先情報に記載のある書類について、提出の必要な書類のみ送付してください。

- ② 切り取り線より下部の送り先住所部分は、提出書類用封筒の宛名ラベルとして使用してください。封筒には、「追加受付書類在中（到達番号）」と朱書きしてください。
- ③ 終了するときは、「終了」ボタンを選択（クリック）してください。



~~~~~ 中 略 ~~~~~



## 第6 申請内容補正手順

### 1 補正指示の連絡

- ① 審査の結果、申請内容の補正が必要なときはメールでお知らせします。
- ② メールが到着した場合は、「建設工事等入札参加資格審査申請」画面（P46参照）から「3. 申請内容の補正」を選択します。
- ③ 次の画面が表示されます。
- ④ 修正をする場合は、「取扱状況照会画面」ボタンを選択（クリック）します。

建設工事等入札参加資格審査申請

ご利用になる前に 入札参加資格審査申請 申請書の補正 取扱状況照会 パスワード・メールアドレス変更 よくある質問・問い合わせ

### 3. 申請内容の補正

#### 1. 申請内容の補正について

申請内容が不完全、添付書類が不備などの場合は、申請内容の修正（補正）が必要な旨をメールで送信します。メールが到着した場合は、「取扱状況照会」の画面より申請内容の修正（補正）指示後5日以内（添付書類の郵送は必着）に修正（補正）を行ってください。

最終補正期限までに審査に合格しなかった申請は、受け付け取り消しになります。

「取扱状況照会」画面へログインする際には、到達番号と問合せ番号が必要です。

修正（補正）が必要な時や審査完了時には、メールでもお知らせしますが、メールが遅延することもありますので、随時「取扱状況照会」画面で受付・審査状況を確認してください。

**!! ご利用にあたってのご注意とお願い !!**

ご利用になられておられるパソコンの回線速度によっては、画面遷移に時間を要することもあります。また、電子申請をされる方はあらかじめブラウザのキャッシュをクリアして申請してください。

手順については<こちら>

取扱状況照会画面へ

#### 2. 審査結果通知について

審査結果通知書（審査終了通知）のメールを送信しますので、「取扱状況照会」画面へログイン（到達番号と問合せ番号が必要です。）して、確認してください。

### 2 ログイン画面（2通りありますがどちらの方法でも構いません。）

#### (1) 補正ログイン画面1

電子申請・届出システム

ユーザIDとパスワードを入力して、【ログイン】ボタンを押してください。

ユーザID

パスワード

ログイン

到達番号で照会 到達番号と問合せ番号で照会する場合はこちら

ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを選択(クリック)してください。

#### (2) 補正ログイン画面2

取扱状況照会

ヘルプ 時刻 15:23:33

申請時に発行された到達番号と問合せ番号を入力し、【照会】ボタンを押してください。

到達番号

問合せ番号

照会

申請時に到達確認画面で表示された「到達番号」「問合せ番号」を入力し、「照会」ボタンを選択(クリック)してください。

### 3 取扱状況詳細

- ① 「補正」ボタンを選択（クリック）します。



### 4 補正指示画面

- ① 「補正指示表示」ボタンを選択（クリック）すると、補正指示の内容を別画面で確認しながら補正を行うことができます。
- ② 「補正」ボタンを選択（クリック）し、補正指示欄の内容に従って申請書を修正してください。



## 5 申請書補正

- ① 補正指示欄の内容に従って申請書を修正し、確認後、「次へ」ボタンを選択（クリック）してください。
- ② 申請付帯情報の入力画面になるので、必要事項を入力し、「次へ」ボタンを選択（クリック）してください（P74 参照）。
- ③ 送信確認画面になるので、入力したデータに間違いがないかを確認して「送信」ボタンを選択（クリック）してください（P74 参照）。

例) 次の画面上では、補正指示の例として、以下のようなお願いをしています。

- ・ 建設業許可の許可年月日が、有効期間の5年を過ぎていますので、許可年月日を確認してください。
- ・ 商号又は名称には法人を表す略号も必要です。「兵庫土木建築」ではなく、「(株) 兵庫土木建築」と入力してください。

なお、略号のふりがなは不要です。

兵庫県

入札参加資格審査申請(建設工事)

操作ボタン  
(データ読み込み・保存)

資格審査申請書
営業所調書
完成工事高表 (2-1)
完成工事高表 (2-2)
業態調書 1
業態調書 2
業態調書 3
業態調書 4
技術・社会貢献評価項目

入力したデータが間違いがないか確認の上、最下部の次へボタンを押下してください。  
送信が完了すると到達確認画面が表示されますので、3部印刷してください。

申請区分

許可番号  -  経番番号  -

許可年月日  日  
平成 23 年 4 月 20 日

**一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書(建設工事)**

兵庫県で行われる建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。  
申請後に、申請内容等の確認が必要な場合は、関係機関等へ事実関係の照会を行うことに同意します。

申請年月日 令和 2 年 2 月 9 日

兵庫県知事様

※ 黒字の項目は必須入力です。必ず入力してください。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社(店)郵便番号        | 650-8567 (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例:999-9999)                                                                                                                                                                                                                     |
| 本社(店)住所          | 府県番号 <input type="text" value="28:兵庫県"/>                                                                                                                                                                                                                        |
|                  | 市区町番号 <input type="text" value="110:神戸市中央区"/> ※ 市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択して下さい。<br>町・字・番地 <input type="text" value="下山手通り-10-1"/> (全角) <input type="checkbox"/> 当て字<br>※町・字・番地欄は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力して下さい。<br>府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力して下さい。 |
| 商号又は名称の頭文字(ひらがな) | ひ (全角)                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ふりがな<br>商号又は名称   | ひょうごどまけんちく (全角)<br>兵庫土木建築 (全角) <input type="checkbox"/> 当て字                                                                                                                                                                                                     |
| 法人・個人の区分         | 1:株式会社                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 代表者氏名            | 兵庫 次郎 (全角) <input type="checkbox"/> 当て字                                                                                                                                                                                                                         |
| ふりがな<br>担当者氏名    | こうべ じろう (全角)<br>神戸 次郎 (全角)                                                                                                                                                                                                                                      |
| 担当者メールアドレス       | jiro@aaa.co.jp (半角)                                                                                                                                                                                                                                             |
| 担当者電話番号          | 078-899-8999 (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例:078-XXX-XXXX)                                                                                                                                                                                                             |
| 担当者FAX番号         | 078-899-8999 (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例:078-XXX-XXXX)                                                                                                                                                                                                             |

省略

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 災害応急対策業務(協定等)     | <input type="checkbox"/> |
| 災害応急対策業務(出動等)     | <input type="checkbox"/> |
| 地域づくりのために資する重要な活動 | <input type="checkbox"/> |
| 公共施設愛護活動          | <input type="checkbox"/> |
| 関係事業等に対する支援       | <input type="checkbox"/> |
| 工業高校生への就業体験事業への協力 | <input type="checkbox"/> |
| 地域安全まちづくり活動       | <input type="checkbox"/> |
| 建設労働災害防止活動        | <input type="checkbox"/> |
| 建設業暴力追放活動         | <input type="checkbox"/> |

戻る
申請データ転送
申請データ保存
① 次へ
中止

## 6 補正送信確認終了

- ① 申請内容を修正後、申請書画面の「送信」ボタンを選択（クリック）すると、次の画面が表示されます。

処理終了

ヘルプ 時刻 16:09:11

1 補正情報

2 申請情報入力1

3 申請情報入力2

4 送信確認

5 終了

補正申請の処理を正常に終了しました。

手続名称 : 一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書(建設工事)

到達番号 : 2011051600001

別送書類がある場合、この画面を印刷したもの、または、画面に表示されている到達番号と手続名称を記載したものを同封して、下記の住所に送付してください。

別送書類  
送り先情報

工事経歴書  
建設業許可申請書、別記様式第1号  
及び同号別表(写し)  
総合評価値通知書(写し)  
県税に係る納税証明書(写し,可)

別送先印刷用表示 別送書類送付用の頭紙と宛名ラベルの印刷用画面を表示します。

印刷 この画面を印刷することができます。

保存 この画面をhtml形式で保存することができます。

終了

- ② 補正で提出書類を再送付する場合には、「別送先印刷用表示」ボタンを選択（クリック）し、表示された「別送書類送り先情報」画面を印刷してください。
- ③ 切り取り線（破線）より切り取り、提出する書類名に目印（マーカ）をして提出書類に同封して送付してください。
- ④ 切り取り線より下部の送り先住所部分は、提出書類用封筒の宛名ラベルとして御使用ください。封筒には、「追加受付書類(補正分)在中 (到達番号)」と朱書きしてください。

## 第7 その他

### 1 取扱状況確認

- ① 申請書の取扱状況を確認する場合は、「建設工事等入札参加資格審査申請」画面（P46 参照）から「4. 取扱状況照会」を選択します。
- ② 次の画面が表示されます。

建設工事等入札参加資格審査申請

ご利用になる前に 入札参加資格審査申請 申請書の補正 取扱状況照会 パスワード・メールアドレス変更 よくある質問・問い合わせ

#### 4. 取扱状況照会

**1.取扱状況の確認について**

申請者が、自分の申請内容や受付・審査の状況を確認したい場合は、「取扱状況照会」画面へログイン（到達番号と問合せ番号が必要です。）して確認できます。

修正（補正）が必要な時や審査完了時には、メールでもお知らせしますが、メールが遅延することもありますので、随時「取扱状況照会」画面で受付・審査状況を確認してください。

**2.申請内容修正（補正）メールの対応について**

入力内容が不完全、添付書類が不備など、修正が必要な場合、修正（補正）が必要な旨をメールで送信します。

その場合は、「取扱状況照会」画面へログイン（到達番号と問合せ番号が必要です。）し、通信欄に記載されているコメント（修正（補正）要求の項目、理由が記入されています。）に従い、必ず修正（補正）指示後5日以内（添付書類の郵送は必着）に修正（補正）を行ってください。

最終補正期限までに審査に合格しなかった申請は、受付取り消しになります。

**3.審査結果通知について**

審査結果通知書（審査終了通知）のメールを送信しますので、「取扱状況照会」画面へログイン（到達番号と問合せ番号が必要です。）して、確認してください。

**!! ご利用にあたってのご注意とお願い !!**

ご利用になられておられるパソコンの回線速度  
によっては、画面遷移に時間を要することもございます。  
また、電子申請をされる方はあらかじめ  
ブラウザのキャッシュをクリアして申請してください。

手順については<こちら>

取扱状況照会画面 ^

- ③ 取扱状況照会画面へ進む場合は、「取扱状況照会画面」ボタンを選択（クリック）してください。
- ④ 以降の操作方法は申請内容補正手順と同様です。

## 第8 変更届及び入札参加資格の承継

### 1 変更届について

入札参加資格審査申請後、次の「(1) 届出が必要な事項」に申請内容に変更が生じたときは、次の入札参加資格審査申請書変更届を提出してください。

#### (1) 届出が必要な事項

- ① 商号又は名称の変更
- ② 本店の所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び担当者の変更
- ③ 営業所調書に登載している支店・営業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号及びメールアドレスの変更
- ④ 代表者又は受任者の変更
- ⑤ 建設業の許可区分等の変更（単なる許可の更新の場合は届出不要）
  - ア 知事許可から大臣許可（又は大臣許可から知事許可）に変更となった場合
  - イ 一般建設業から特定建設業（又は特定建設業から一般建設業）に変更となった場合
  - ウ 許可業種が変更となった場合
- ⑥ 建設業の許可の追加、取消及び失効（期限切れ）
- ⑦ 入札参加を希望している工種の一部を取り下げる場合
- ⑧ 関係する会社に変更のあった場合
- ⑨ 営業を廃止した場合又は入札参加資格を取り下げる場合

#### (2) 届出に必要な添付書類

「変更届及び資格承継申請書に必要な添付書類一覧」を参照してください。  
（次ページ末尾（補足）のURLからダウンロードできます。）

#### (3) 届出が不要な事項

次に掲げる事項の変更は、届出の必要はありません。

- ① 代表者及び受任者以外の役員の変更（※営業所調書に登載している代表者又は受任者の変更の場合は届出必要）
- ② 社印又は代表者印の変更
- ③ 役職名の変更
- ④ 入札参加資格者名簿の営業所調書に記載のない支店・営業所等の変更
- ⑤ 登記簿上の本社（店）が主たる営業所と異なる場合の登記簿上の本社（店）に関する変更
- ⑥ 入札参加資格審査申請後に新たな総合評定値通知書の交付を受けたとき（※総合評定値通知書の番号が変更された場合は届出必要）
- ⑦ 技術有資格者数（中間年の名簿更新の申請時にのみ変更届を受け付けます。）

#### (4) 支店又は営業所等の追加

契約の締結ができる支店・営業所等の追加については、必要とされる資格等（建設業の許可等）が確認できれば受け付けます。

#### (5) 申請方法

電子申請で申請してください。

##### 電子申請

兵庫県電子申請システムから、必要事項を入力してデータを送信してください。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/navi/procList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=424#>

次ページの末尾のURLからもログインできます。必要な添付書類については、データ送信後3日以内に届くように、電子申請システムの「別送書類送り先情報」画面に表示される提出先に郵送してください。

## 2 入札参加資格の承継について

競争入札に参加することができる者で、①その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人又は②被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げる者にあつては、「入札参加資格承継申請書」に必要な書類を添えて申請してください。

- ア 個人が死亡したときは、その相続人
- イ 個人が法人を設立したときは、その法人
- ウ 法人が合併又は分割したとき、存続する法人又は新設する法人

なお、資格を承継した者が有効な総合評定値通知書を有していなければ、県と契約を締結することができませんので御注意ください。

### (1) 届出に必要な添付書類

「変更届及び資格承継申請書に必要な添付書類一覧」を参照してください。  
(本ページ末尾(補足)のURLからダウンロードできます。)

### (2) 申請方法

電子申請で申請してください。

電子申請

前ページの「1 変更届について(5)申請方法 電子申請」を参照してください。  
届出に必要な添付書類については、郵送又は持参により提出してください。

### (3) 提出先

電子申請にかかる添付書類の提出先は次のとおりです。

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県土木部契約管理課

(補足) 様式や提出先等は、兵庫県ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp>にアクセスしてください。

兵庫県ホームページ>目的から探す>入札・公売情報>入札参加のご案内(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係)・入札参加資格審査申請>6 入札参加資格審査申請・入札参加資格者名簿の「[入札参加資格審査申請後の変更及び入札参加資格の承継について](#)」を選択(クリック)してください。

別表1 都道府県コード表

| 都道府県名 | 番号 | 都道府県名 | 番号 |
|-------|----|-------|----|
| 北海道   | 01 | 滋賀県   | 25 |
| 青森県   | 02 | 京都府   | 26 |
| 岩手県   | 03 | 大阪府   | 27 |
| 宮城県   | 04 | 兵庫県   | 28 |
| 秋田県   | 05 | 奈良県   | 29 |
| 山形県   | 06 | 和歌山県  | 30 |
| 福島県   | 07 | 鳥取県   | 31 |
| 茨城県   | 08 | 島根県   | 32 |
| 栃木県   | 09 | 岡山県   | 33 |
| 群馬県   | 10 | 広島県   | 34 |
| 埼玉県   | 11 | 山口県   | 35 |
| 千葉県   | 12 | 徳島県   | 36 |
| 東京都   | 13 | 香川県   | 37 |
| 神奈川県  | 14 | 愛媛県   | 38 |
| 新潟県   | 15 | 高知県   | 39 |
| 富山県   | 16 | 福岡県   | 40 |
| 石川県   | 17 | 佐賀県   | 41 |
| 福井県   | 18 | 長崎県   | 42 |
| 山梨県   | 19 | 熊本県   | 43 |
| 長野県   | 20 | 大分県   | 44 |
| 岐阜県   | 21 | 宮崎県   | 45 |
| 静岡県   | 22 | 鹿児島県  | 46 |
| 愛知県   | 23 | 沖縄県   | 47 |
| 三重県   | 24 |       |    |

別表2 市区町コード表

| 市区町名 | 番号  | 市区町名  | 番号  |
|------|-----|-------|-----|
| 神戸市  | —   | 川西市   | 217 |
| 中央区  | 110 | 小野市   | 218 |
| 東灘区  | 101 | 三田市   | 219 |
| 灘区   | 102 | 加西市   | 220 |
| 兵庫区  | 105 | 丹波篠山市 | 221 |
| 長田区  | 106 | 養父市   | 222 |
| 須磨区  | 107 | 丹波市   | 223 |
| 垂水区  | 108 | 南あわじ市 | 224 |
| 北区   | 109 | 朝来市   | 225 |
| 西区   | 111 | 淡路市   | 226 |
| 姫路市  | 別記  | 宍粟市   | 227 |
| 尼崎市  | 202 | 加東市   | 228 |
| 明石市  | 203 | たつの市  | 229 |
| 西宮市  | 204 | 猪名川町  | 301 |
| 洲本市  | 205 | 多可町   | 365 |
| 芦屋市  | 206 | 稲美町   | 381 |
| 伊丹市  | 207 | 播磨町   | 382 |
| 相生市  | 208 | 市川町   | 442 |
| 豊岡市  | 209 | 福崎町   | 443 |
| 加古川市 | 210 | 神河町   | 446 |
| 赤穂市  | 212 | 太子町   | 464 |
| 西脇市  | 213 | 上郡町   | 481 |
| 宝塚市  | 214 | 佐用町   | 501 |
| 三木市  | 215 | 香美町   | 585 |
| 高砂市  | 216 | 新温泉町  | 586 |

[別記]

| 姫路市 | 番号  | 備考              |
|-----|-----|-----------------|
| 東部  | 001 | 市川以東            |
| 中央部 | 002 | 東部、南部、西部、北部以外   |
| 南部  | 003 | 飾磨区のうち市川以西、広畑区  |
| 西部  | 004 | 勝原区、余部区、大津区、網干区 |
| 北部  | 005 | 林田町、夢前町、香寺町、安富町 |
| 家島町 | 006 | 家島町             |

別表3 技術・社会貢献評価項目

| 項目                        | 反映する期間                  | 要件                                                                                                                                                                                    | 点数                  | 提出書類            |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------|
| (1) IS09001 認証取得          | 令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。 | 入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所全てが、JISQ9001 (IS09001) を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合                                                         | 16点                 | 必要<br>P38参照     |
| (2) CPDS、CPD（継続学習制度）単位取得者 |                         | ① 一般土木工事の入札参加を希望する者<br>入札参加資格審査申請時に、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における学習履歴を20ユニット以上取得している職員を在籍させている場合                                                     | 6点<br>（一般土木工事希望者のみ） | 必要<br>P38、P39参照 |
|                           |                         | ② 造園工事の入札参加を希望する者<br>入札参加資格審査申請時に、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に造園CPD協議会（事務局：公益社団法人日本造園学会）の造園CPD（継続教育）制度における学習履歴を50単位以上取得している職員を在籍させている場合                                                  | 6点<br>（造園工事希望者のみ）   |                 |
|                           |                         | ③ 建築一式工事の入札参加を希望する者<br>入札参加資格審査申請時に、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続教育/職能開発）情報提供制度における学習履歴を50認定時間以上（建築士・建築施工管理技士分）取得している職員（建築士・建築施工管理技士）を在籍させている場合 | 6点<br>（建築一式工事希望者のみ） |                 |
|                           |                         | ④ 電気工事の入札参加を希望する者<br>入札参加資格審査申請時に、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に次のいずれかの団体のCPD情報提供制度における学習履歴を単位以上取得している職員を在籍させている場合                                                                         | 6点<br>（電気工事希望者のみ）   |                 |
|                           |                         | ⑤ 管工事の入札参加を希望する者<br>入札参加資格審査申請時に、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に次のいずれかの団体のCPD情報提供制度における学習履歴を単位以上取得している職員を在籍させている場合                                                                          | 6点<br>（管工事希望者のみ）    |                 |

| 団体                                | 単位 |
|-----------------------------------|----|
| 建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター） | 12 |
| 公益社団法人日本建築士会連合会                   | 12 |
| 公益社団法人日本建築家協会                     | 12 |
| 一般財団法人建設業振興基金                     | 12 |
| 一般社団法人建築設備技術者協会                   | 35 |
| 公益社団法人空気調和・衛生工学会                  | 50 |

| 団体                                | 単位 |
|-----------------------------------|----|
| 建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター） | 12 |
| 公益社団法人日本建築士会連合会                   | 12 |
| 公益社団法人日本建築家協会                     | 12 |
| 一般財団法人建設業振興基金                     | 12 |
| 一般社団法人建築設備技術者協会                   | 35 |
| 公益社団法人空気調和・衛生工学会                  | 50 |

| 項目                            | 反映する期間                                                                               | 要件                                                                                                                                                                                                                                 | 点数                                               | 提出書類        |     |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------|-----|
| (3)建設キャリアアップシステム(CCUS)への事業者登録 | 令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。                                                              | 建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録済みの場合                                                                                                                                                                                                     | 6点                                               | 必要<br>P39参照 |     |
| (4)さわやかな県土づくり賞受賞              | 令和3年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。                                             | 令和3年度又は令和4年度に、さわやかな県土づくり賞を受賞した場合                                                                                                                                                                                                   | 16点                                              | 不要          |     |
| (5)人間サイズのまちづくり賞受賞             | 令和3年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。                                             | 令和3年度又は令和4年度に、人間サイズのまちづくり賞(知事賞)を受賞した場合                                                                                                                                                                                             | 8点                                               |             |     |
| (6)兵庫県優秀施工者賞受賞                | 令和4年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和7年9月30日まで。                                             | 令和3年度又は令和4年度に、被雇用者が兵庫県優秀施工者賞を受賞した場合                                                                                                                                                                                                | 4点                                               |             |     |
| (7)兵庫県若手優秀施工者賞受賞              | 令和3年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和7年9月30日まで。                                             | 令和3年度又は令和4年度に、被雇用者が兵庫県若手優秀施工者賞を受賞した場合                                                                                                                                                                                              | 2点                                               |             |     |
| (8)ひょうごの土木技術活用システム等登録         | 令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。                                                              | 兵庫県内に主たる営業所を有する業者であって、次のいずれかに該当する場合<br>ア 自社が開発会社である新技術が、ひょうごの土木技術活用システムに登録されている場合<br>イ 自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている場合                                                                                                 | 6点                                               | 必要<br>P39参照 |     |
| (9)技術提案                       | 令和3年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。<br>令和4年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和7年9月30日まで。 | 令和3年度又は令和4年度に、次のアからエのいずれかに該当した場合<br>ア 県が発注する建設工事の入札参加申込時において技術提案を行い、提案内容がVE提案を審査する機関から適正と認められ、当該提案をもって入札した場合<br>イ アに該当し、落札者となった場合<br>ウ 県と契約した建設工事の施工時において技術提案を行い、提案内容がVE提案を審査する機関から一定の水準に達していると認められた場合<br>エ ウに該当し、当該提案が採用された場合     | 左記要件に該当するごとに8点(上限は48点)                           | 不要          |     |
| (10)建設労働災害防止活動                |                                                                                      | 令和3年度又は令和4年度に、次のアからウに該当した場合<br>ア 建設業労働災害防止協会兵庫県支部が実施する講習会・研修会・安全大会等又は他の団体が実施するこれらと同等と認められる講習会等に参加して労働災害の防止に取り組んだ場合<br>イ 建設業労働災害防止協会から委嘱を受けた安全指導者として、県内業者を対象とした現場指導に取り組んだ者を在籍させている場合<br>ウ 建設業労働災害防止協会から新たに安全指導者として委嘱を受けた者を在籍させている場合 | ア6点<br>イ6点<br>ウ4点                                |             |     |
| (11)障害者雇用                     | 令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。                                                              | 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定により身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、令和4年6月1日において身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者(以下「障害者」という。)を法定雇用障害者数以上雇用している場合                                                                     | 40点                                              | 必要<br>P40参照 |     |
|                               |                                                                                      | 上記の報告義務を有するが、障害者雇用数が法定雇用障害者数に満たない場合                                                                                                                                                                                                | 法定雇用障害者数の2/3以上(1人未満の端数は切り捨てる。以下同様。)の障害者を雇用している場合 |             | 24点 |
|                               |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                    | 法定雇用障害者数の1/3以上、2/3未満の障害者を雇用している場合                |             | 16点 |

| 項目                   | 反映する期間                  | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 点数                 | 提出書類              |
|----------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------|
| (11) 障害者雇用           | 令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。 | 法定雇用障害者数の1/3未満の障害者を雇用している場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 8点                 | 必要<br>P40参照       |
|                      |                         | 上記の報告義務を有しない者が、入札参加資格審査申請日現在、障害者を雇用している場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 20点                |                   |
| (12) ユニバーサル社会づくりへの参画 |                         | <p>令和4年度に、ア又はイの次いずれかに該当すること</p> <p>ア ひょうご障害者ハート購入企業として認定を受けたこと</p> <p>イ 重度肢体不自由者等(注1)を労働者として雇用している建設業者で、次の(7)～(9)までのすべてを満たすこと</p> <p>(7) 前年度中に重度肢体不自由者等を週所定労働時間10時間以上の労働者として雇用していること</p> <p>(8) (7)の雇用状況を以下の通り申告し、受理されていること ※1</p> <p>(1) 申告先：兵庫県産業労働部労政福祉課</p> <p>(2) 申告様式：重度肢体不自由者等雇用状況申告書</p> <p>(3) 申告時に必要な添付書類 (①②③すべて必要)</p> <p>①雇用していることを証明する書類</p> <p>②補装具(重度障害者用意思伝達装置)が必要な状態であることを確認できる書類(注2)</p> <p>③補装具(重度障害者用意思伝達装置)の使用を証明する書類(注3)</p> <p>※機器の使用始期が申告年度の前年度以前であること</p> <p>(9) (8)の申告時点において、(7)に該当する者を継続雇用していること。</p> <p>なお、ア・イ両方の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p> <p>注1) 「重度肢体不自由者等」は、「原則として、重度の両上肢下肢又は体幹の機能障害と音声・言語機能障害を併せもつ1級の障害者(ただし、注3の「市町が発行する補装具費支給券の写し」を提出できる場合はこの限りでない。)」及び「難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者」であって、補装具(重度障害者用意思伝達装置)によらなければ意思の伝達が困難な者のことをいう</p> <p>注2) 補装具(重度障害者用意思伝達装置)が必要な状態であることを確認できる書類</p> <p>(1) 障害者の場合：身体障害者手帳の写し(原則として、両上肢下肢又は体幹の機能障害と音声・言語機能障害を併せもつ1級の障害者であることが確認できるものに限る。ただし、注3の「市町が発行する補装具費支給券の写し」を提出できる場合はこの限りでない。)</p> <p>(2) 難病患者の場合：特定医療費(特定難病)受給者証の写し(神経・筋疾患に限る。)</p> <p>※音声・言語機能障害の有無が受給者証で不明の場合は別に診断書を添付</p> <p>注3) 補装具(重度障害者用意思伝達装置)の使用を証明する書類(例)市町が発行する補装具費支給券の写し、購入機器の領収書の写し、補装具使用の記載のある身体障害者手帳の写し、その他補装具の使用が分かるもの</p> | 8点(アとイの重複加点は行わない。) | 不要<br>(ただし、※1を参照) |

| 項目                      | 反映する期間                                   | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 点数                      | 提出書類                |
|-------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|
| (13) ISO14001等認証取得      | 令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。                  | 次のいずれかに該当する場合<br>ア ISO14001認証取得<br>入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所全てが、JISQ14001:2015 (ISO14001:2015)をJAB又はJABと相互認証している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合<br>イ エコアクション21認証取得<br>入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所全てが、一般財団法人持続性推進機構から認証されている場合                                                                                                    | 16点<br>(アとイの重複加点は行わない。) | 必要<br>P40、P41<br>参照 |
| (14) 建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰 | 令和3年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。 | 令和3年度又は令和4年度に、建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰を受けた場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 8点                      | 不要                  |
| (15) 兵庫県納税功労者表彰         | 令和4年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和7年9月30日まで。 | 令和3年度又は令和4年度に、兵庫県納税功労者表彰を受けた場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 8点                      |                     |
| (16) 県内新規中小企業者          | 令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。                  | 県内に主たる営業所を有する中小企業者であって、令和5年9月30日時点で、次のア又はイのいずれかに該当する場合。<br>ア 事業を開始した日以後の期間（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた期間）が10年未満の個人（個人事業主が代替わりをし、代替わり後の総合評定値通知書の営業年数が、代替わり前の事業主の営業年数を引き継いだ年数になっている場合）<br>イ 設立の日以後の期間（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた期間）が10年未満の会社（みなし大企業を除く。）<br>（個人事業主が法人成りをし、法人の総合評定値通知書の営業年数が、個人事業主であった間の営業年数を引き継いでいる場合は、個人が事業を開始した日以後の期間が10年未満の場合） | 4点                      |                     |
| (17) 男女共同参画社会づくり協定締結    |                                          | 入札参加資格審査申請時に、兵庫県の男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第11号）第13条の規定に基づき、県と男女共同参画社会形成に係る協定を締結している場合                                                                                                                                                                                                                                                      | 8点                      |                     |
| (18) 子育て応援協定締結          |                                          | 入札参加資格審査申請時に、兵庫県子育て応援協定要綱に基づく子育て応援協定で家庭に配慮した取組を行うことについて県と協定を締結している場合                                                                                                                                                                                                                                                                   | 8点                      |                     |

| 項目                           | 反映する期間                                                                               | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 点数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 提出書類     |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----------|------------------------------------|
| (19) 県と災害応急対策業務に関する協定等締結     | 令和3年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。<br>令和4年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和7年9月30日まで。 | 令和3年度又は令和4年度に次のアからエのいずれかに該当する場合<br>ア 災害発生時に県から支援要請できる次の協定締結等をした場合<br>（ア） 災害時における応急対策業務に関する協定締結<br>（イ） 災害対策等緊急連絡網への登録<br>イ 緊急小規模工事請負契約を締結した場合<br>ウ 県が管理する道路又は兵庫県立但馬飛行場における除雪業務又は凍結防止剤散布業務の委託契約を締結した場合<br>エ 被災建築物応急危険度判定士の在籍<br><br>点数は、格付に使用する経営事項審査結果の建設機械保有台数に応じて下表のとおりとし、複数の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械保有台数</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5台以上</td> <td>22点</td> </tr> <tr> <td>4台</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>3台</td> <td>18点</td> </tr> <tr> <td>2台</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>14点</td> </tr> <tr> <td>0台</td> <td>12点（基準点）</td> </tr> </tbody> </table> | 建設機械保有台数 | 点数 | 5台以上 | 22点 | 4台 | 20点 | 3台 | 18点 | 2台 | 16点 | 1台 | 14点 | 0台 | 12点（基準点） | 不要<br>（ただし、エのみに該当する場合は必要<br>P41参照） |
| 建設機械保有台数                     | 点数                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| 5台以上                         | 22点                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| 4台                           | 20点                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| 3台                           | 18点                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| 2台                           | 16点                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| 1台                           | 14点                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| 0台                           | 12点（基準点）                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| (20) 協定等に基づく要請による出勤          |                                                                                      | 災害発生時に、(18)に基づく要請を受けて出勤した場合                                                                                                                                                                                                                                                                             | 16点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 不要       |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| (21) 地域づくりのために資する重要な活動       |                                                                                      | 令和3年度又は令和4年度に、県の条例、県との協定等に基づいた「県が関係する地域づくり活動」への主体的な参加又はその推進に係る県との協働を行った場合で、評価の対象とすべきものとして、各県民局（県民センター）土木事務所又は港管理事務所から契約管理課へ報告があったもの                                                                                                                                                                     | 8点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| (22) 県が管理する道路、河川等の公共施設への愛護活動 |                                                                                      | 令和3年度又は令和4年度に、県が管理する道路、河川等の公共施設において、清掃・美化、除草、草刈り、植樹（低木）管理、植栽等の快適な生活環境を創出する活動を行った場合で、県民局（県民センター）土木事務所又は港管理事務所から活動実績の報告があったもの                                                                                                                                                                             | 6点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |
| (23) 県の関係事業に対する支援            |                                                                                      | 令和3年度又は令和4年度に、県又は県の関係事業（県が実施する事業、県との協定に基づいて関係団体が実施する事業及び県が関係団体に委託した事業）に対して10万円以上の寄附を行った場合                                                                                                                                                                                                               | 6点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |    |      |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |          |                                    |

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |                             |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|----|--|--|----|----|-----|-----|-----|----|--|----|-----|-----|-----|-----|--|----|--|-----|-----|-----|-----|--|--|----|--|-----|-----|-----|--|--|--|----|--|-----|-----|--|--|--|--|----|--|-----|--|--|--|--|--|-----------|--------------------|
| <p>(24) 就業体験事業等への協力</p> | <p>令和3年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。<br/>令和4年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和7年9月30日まで。ただし、エについては、令和6年9月30日まで。</p>                                                                                                                                                                                                                                           | <p>令和3年度若しくは令和4年度に次のアからエのいずれかに該当した場合又は令和3年度にエに該当した場合<br/>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第6章に定める県内の工業系又は農業系の学科のある高等学校、同法第10章に定める県内の工業高等専門学校で実施された高校生就業体験事業での生徒の受入れ<br/>イ 学校教育法第11章に定める県内の専修学校、同法第12章に定める県内の各種学校における建設業及び建設関連のコースで実施されたインターンシップ（開設時間48時間以上）での生徒の受入れ<br/>ウ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて設置された県立職業能力開発施設で実施された公共職業訓練インターンシップ事業での訓練生の受入れ<br/>エ 元請業者として下請契約を締結した建設工事において、当該下請業者（二次以下の下請業者を含む。）が上記アからウまでのいずれかの就業体験事業等で生徒等を受け入れ、その実績を証明した関係書類を県（土木部契約管理課建設業班）に提出した場合 ※2</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>8点</p>  | <p>不要<br/>(ただし、エは※2を参照)</p> |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| <p>(25) 若年技術者の新規採用</p>  | <p>令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>令和3年度又は令和4年度に県内建設業者が若年技術者（満29歳以下）を雇用期間の定めのない正社員として採用し、土木部契約管理課建設業班への申告時点（令和5年4月～6月）に継続雇用している場合 ※3</p> <p>点数は、採用人数に応じて次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="539 920 1284 1238"> <tr> <td></td> <td>男性</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td></td> <td></td> <td>4点</td> <td>8点</td> <td>12点</td> <td>16点</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td></td> <td>6点</td> <td>10点</td> <td>14点</td> <td>18点</td> <td>22点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td></td> <td>12点</td> <td>16点</td> <td>20点</td> <td>24点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td></td> <td>18点</td> <td>22点</td> <td>26点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td></td> <td>24点</td> <td>28点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td></td> <td>30点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> |            | 男性                          | 0人  | 1人  | 2人  | 3人 | 4人 | 5人 | 女性 |  |  |  |  |  |  |  | 0人 |  |  | 4点 | 8点 | 12点 | 16点 | 20点 | 1人 |  | 6点 | 10点 | 14点 | 18点 | 22点 |  | 2人 |  | 12点 | 16点 | 20点 | 24点 |  |  | 3人 |  | 18点 | 22点 | 26点 |  |  |  | 4人 |  | 24点 | 28点 |  |  |  |  | 5人 |  | 30点 |  |  |  |  |  | <p>不要</p> | <p>(ただし、※3を参照)</p> |
|                         | 男性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1人         | 2人                          | 3人  | 4人  | 5人  |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| 女性                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |                             |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| 0人                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 4点         | 8点                          | 12点 | 16点 | 20点 |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| 1人                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 6点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 10点        | 14点                         | 18点 | 22点 |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| 2人                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 12点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 16点        | 20点                         | 24点 |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| 3人                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 18点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 22点        | 26点                         |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| 4人                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 24点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 28点        |                             |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| 5人                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 30点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                             |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| <p>(26) 地域安全まちづくり活動</p> | <p>令和3年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。<br/>令和4年度に要件に該当した場合は、令和5年9月30日から令和7年9月30日まで。ただし、(26)イについては、令和6年9月30日まで。</p>                                                                                                                                                                                                                                       | <p>令和3年度又は令和4年度に、ひょうご地域安全まちづくり推進協議の会員団体が実施する地域安全まちづくり活動に参加して安全で快適な暮らしを実現するための活動に取り組んだ場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>6点</p>  | <p>不要</p>                   |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |
| <p>(27) 刑務所出所者等の雇用</p>  | <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までにアに該当した場合又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までにイに該当した場合<br/>ア 次のいずれかに該当する者を3ヶ月以上雇用した場合<br/>(ア) 刑事施設を出所又は少年院を出院した者（ただし、出所又は出院した日から2年以内の者に限る。）<br/>(イ) 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者（これらの対象でなくなった日から1年を経過しない者を含む。）<br/>イ アに該当する者を下請負人とした工事請負契約（30万円以上）を締結し、又これに該当した者を下請負人とした場合</p> | <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までにアに該当した場合又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までにイに該当した場合<br/>ア 次のいずれかに該当する者を3ヶ月以上雇用した場合<br/>(ア) 刑事施設を出所又は少年院を出院した者（ただし、出所又は出院した日から2年以内の者に限る。）<br/>(イ) 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者（これらの対象でなくなった日から1年を経過しない者を含む。）<br/>イ アに該当する者を下請負人とした工事請負契約（30万円以上）を締結し、又これに該当した者を下請負人とした場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>16点</p> | <p>必要<br/>P42、P43参照</p>     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |    |    |     |     |     |    |  |    |     |     |     |     |  |    |  |     |     |     |     |  |  |    |  |     |     |     |  |  |  |    |  |     |     |  |  |  |  |    |  |     |  |  |  |  |  |           |                    |

|                |                         |                                                                                                                                |    |             |
|----------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|
| (28) 建設業暴力追放活動 | 令和5年9月30日から令和7年9月30日まで。 | 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会又は兵庫県建設業暴力追放協議会及び同協議会の賛助会員団体が実施する暴力団追放研修会に参加して暴力団による不当な影響の排除に取り組んだ場合 | 6点 | 必要<br>P43参照 |
|----------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|

- ※1 「ユニバーサル社会づくりへの参画」のイの項目について加点の対象となるためには、令和5年5月1日～6月20日に「重度肢体不自由者等雇用状況申告書」により、兵庫県産業労働部労政福祉課への報告が必要です。
- ※2 「就業体験事業等への協力」のエの項目について加点の対象となるためには、令和5年4月5日～6月20日に「就業体験事業実施報告書」により、兵庫県土木部契約管理課建設業班への報告が必要です。
- ※3 「若年技術者の新規採用」の項目について加点の対象となるためには、令和5年4月5日～6月20日に「若年者採用状況申告書」により、兵庫県土木部契約管理課建設業班への申請が必要です（加点対象となる若年者が、令和4年4月～6月に報告した若年者と同一の若年者の場合も再度申請が必要です。）。

※申請に基づかず県で評価する項目

| 項目        | 反映する期間                  | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 点数      |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
|-----------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|-------|------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|----|---------|------|-------|------|
| (29) 資格制限 | 令和5年9月30日から令和6年9月30日まで。 | 令和4年度に県の入札参加資格制限を受けた場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | -16点    |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| (30) 指名停止 |                         | 令和4年度に県から6か月以上の指名停止措置を受けた場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | -16点    |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| (31) 工事成績 |                         | <p>①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③造園工事、④建築一式工事、⑤電気工事及び⑥管工事のいずれかの工種の入札に参加を希望する者が、名簿更新日の属する年度の直前8年度間に当該工種の県発注工事を完成して工事成績評定点を有する場合</p> <p>なお、点数は、その者の入札参加を希望する工種の平均工事成績点に応じて次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>平均工事成績点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>120点</td> </tr> <tr> <td>80点～84点</td> <td>90点</td> </tr> <tr> <td>75点～79点</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>70点～74点</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>65点～69点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>60点～64点</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>59点以下</td> <td>-40点</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平均工事成績点算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各工種の入札に参加を希望する者の平均工事成績点は、その者が名簿更新日の属する年度の直前8年度間に完成した当該工種の県発注建設工事の工事成績評定点の平均点（小数点以下切り捨て）とする。</li> <li>共同企業体の構成員として施工実績を有する者については、当該共同企業体の工事成績評定点も含めて平均工事成績点を算定する。</li> </ul> | 平均工事成績点 | 点数 | 85点以上 | 120点 | 80点～84点 | 90点 | 75点～79点 | 60点 | 70点～74点 | 30点 | 65点～69点 | 0点 | 60点～64点 | -20点 | 59点以下 | -40点 |
| 平均工事成績点   | 点数                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| 85点以上     | 120点                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| 80点～84点   | 90点                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| 75点～79点   | 60点                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| 70点～74点   | 30点                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| 65点～69点   | 0点                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| 60点～64点   | -20点                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |
| 59点以下     | -40点                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |      |         |     |         |     |         |     |         |    |         |      |       |      |

(注) 制度改正により変更となることがあります。

## 様式（建設工事）

|                                                |        |
|------------------------------------------------|--------|
| 工事経歴書                                          | 兵庫県様式⑨ |
| 誓約書                                            | 兵庫県様式⑯ |
| 建設工事入札参加資格審査申請に係る兵庫県税に関する<br>誓約書兼調査に関する承諾書     | 兵庫県様式⑱ |
| 誓約書（資本関係及び人的関係に関する事項）                          | 兵庫県様式㉒ |
| 矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の<br>就職内定に関する証明書 | 様式7    |
| 誓約書                                            | 様式8    |
| 保護観察対象者等雇用に関する証明書                              | 様式9    |
| 誓約書                                            | 様式10   |
| 誓約書                                            | 様式11   |



## 誓 約 書

令和4・5年度 建設工事の入札参加資格審査申請に当たり、当社（私）は、別添契約書写しのとおり下記2の機器（船舶）を継続使用できる契約を締結しており、自動更新条項に基づいて、令和 年 月 日（登載日）から令和6年9月30日までの間、下記2の機器（船舶）を使用する契約を継続することを誓約します。

### 記

1 入札参加を希望する工種

| 工 種        | 希望工種に○印を記入 |
|------------|------------|
| 港湾土木工事     |            |
| しゅんせつ工事    |            |
| アスファルト舗装工事 |            |

2 継続使用する機器（船舶）

| 工 種        | 継続使用する機器（船舶）名を記入 |
|------------|------------------|
| 港湾土木工事     |                  |
| しゅんせつ工事    |                  |
| アスファルト舗装工事 |                  |

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

|                       |  |
|-----------------------|--|
| ※申請者は、この枠に記入しないでください。 |  |
|                       |  |

兵庫県様式⑱

建設工事入札参加資格申請に係る兵庫県税に関する  
誓約書兼調査に関する承諾書

兵庫県知事 あて

令和 年 月 日

- 1 申請者は、以下のことを誓約します。
  - (1) 兵庫県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及びこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。
  - (2) 上記(1)が事実と相違し、建設工事入札参加資格を有すると認められず、受付が取り消されても異議のないこと。
- 2 上記1(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。
  - (1) 全ての兵庫県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入状況、課税状況及び申告状況を、県が調査し、その調査結果を建設工事入札参加資格の審査及び確認に利用すること。
  - (2) 上記(1)により調査及び審査を行うにあたり、関係所管課の指示・指導がある場合は、その内容に従うこと。

【申請者】

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 建設業許可番号                      |           |
| 住所(法人本社所在地)                  |           |
| (フリガナ)<br>氏 名<br>(法人名及び代表者名) | 印<br>(実印) |
| 電話番号                         |           |

※住所欄について

- ・法人の場合は、県税事務所に申告している登記簿記載の本社所在地をご記入ください。
- ・個人の場合は、確定申告時の事務所所在地の住所をご記入ください。

※氏名欄について

- ・法人の場合は、県税事務所に申告している法人名称及び法人代表者氏名をご記入ください。
- ・個人の場合は、確定申告時の個人事業者氏名をご記入ください。

## 誓 約 書(資本関係及び人的関係に関する事項)

令和4・5年度建設工事入札参加資格申請に当たり、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準(以下「基準」という。)」のいずれかに該当する者の有無については下記のとおりであり、この内容は事実と相違ないことを誓約します。

内容の確認が必要とされる場合は、県の職員の指示に従い調査に協力します。また、名簿登載後に内容に変更が生じた場合は直ちに変更届を提出します。

虚偽記載や記載漏れが判明するなどした場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

1 該当の有無  該当あり

該当なし

2 資本関係に関する事項

(1) 子会社等と親会社等の関係にある場合(運用基準3(1)①)

① 親会社等(会社法第2条第4号によるもの・所属する協同組合)

|   | 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 所在地 | 理由 |
|---|--------|---------|-----|----|
| 1 |        |         |     |    |
| 2 |        |         |     |    |

② 子会社等(会社法第2条第3号の2によるもの)

|   | 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 所在地 | 理由 |
|---|--------|---------|-----|----|
| 1 |        |         |     |    |
| 2 |        |         |     |    |
| 3 |        |         |     |    |

(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合(運用基準3(1)②)

|   | 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 親会社等の商号又は名称 |
|---|--------|---------|-------------|
| 1 |        |         |             |
| 2 |        |         |             |
| 3 |        |         |             |

3 人的関係に関する事項(運用基準3(2))

|   | 自 社 |     | 兼任先の会社 |         |     |
|---|-----|-----|--------|---------|-----|
|   | 役職名 | 氏 名 | 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 役職名 |
| 1 |     |     |        |         |     |
| 2 |     |     |        |         |     |
| 3 |     |     |        |         |     |

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所  
建設業許可番号  
商号又は名称  
代 表 者  
担当者氏名  
電子メール  
〔 代理人の  
連絡先

TEL

## 別記

※ 理由欄にご記入ください。(①、②イなど)  
(会社法施行規則第3条及び第3条の2)

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| ① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ)の計算で所有        | 注1 |
| ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有し、次のイ～ホのいずれかに該当      |    |
| イ 自己所有等議決権数の割合が50%超                      | 注2 |
| ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人          | 注3 |
| ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在                 |    |
| ニ 負債総額に占める自己の融資(債務保証等も含む。)の割合が50%超       | 注4 |
| ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在  |    |
| ③ 自己所有等議決権割合が50%超であって、上記②ロ～ホのいずれかに該当する場合 |    |

注1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

注2 自己所有等議決権の割合等とは、自己所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

注3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった場合を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

注4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者及び自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資額を含む。

様式7

矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書

令和 年 月 日

\_\_\_\_矯正管区長 殿

申請者

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

当社（私）が、下記に係る刑事施設又は少年院（以下「刑事施設等」という。）を出所又は出院した者（以下「刑務所出所者等」という。）について、矯正就労支援情報センター（コレワーク）を利用し、刑事施設等在所中又は在院中に就職内定を与えたことを証明願います。

対象者の出所・出院の日 年 月 日

上記のとおり申請者が、矯正就労支援情報センター（コレワーク）を利用し、刑務所出所者等が在所中又は在院中に就職内定を与えたことに相違のないことを証明します。

令和 年 月 日

\_\_\_\_矯正管区長 印

様式8（刑務所出所者等の雇用）

## 誓 約 書

令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請に当たり、当社（私）は、別添「矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書」で所管の矯正管区長が証明した刑務所出所者等又は「在所（院）証明書」により、その事実を確認した刑務所出所者等について、就職内定を与えた後に3か月以上雇用したことを誓約します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

商号又は名称

代 表 者

様式 9

保護観察対象者等雇用に関する証明書

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 様

申 請 者

所 在 地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

当社（私）が下記の期間に保護観察対象者等を雇用したことを証明願います。

記

雇用期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

注：「保護観察対象者等」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者並びにそれぞれの対象者でなくなった日から1年を経過しない者をいう。

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（雇用者の所得税源泉徴収簿の写し等）

上記のとおり申請者が、上記の期間、保護観察対象者等を雇用したことに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 印

## 誓 約 書

令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請に当たり、当社（私）は、別添施工体系図のとおり、下記の工事において30万円以上の下請契約を締結しており、この内容は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

|                          |                                                                                                                                                                |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 事 名                    |                                                                                                                                                                |
| 契約締結年月日                  | 年 月 日                                                                                                                                                          |
| 契約の相手方                   |                                                                                                                                                                |
| 刑務所出所者<br>等を雇用した<br>者の証明 | 別添「矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書」で所管の矯正管区長が証明した刑務所出所者等又は「在所（院）証明書」により、その事実を確認した刑務所出所者等について、就職内定を与えた後に3か月以上雇用したことを証明します。<br>住 所<br>商号又は名称<br>代表者氏名 |

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

## 誓 約 書

令和 4・5 年度 建設工事の入札参加資格審査申請に当たり、当社（私）は、別添施工体系図のとおり下記の工事において 30 万円以上の下請負契約を締結しており、この内容は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

|         |       |
|---------|-------|
| 工 事 名   |       |
| 契約締結年月日 | 年 月 日 |
| 契約の相手方  |       |

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

許可番号は、建設業の許可番号を記入してください。

国土交通大臣の許可の場合は、「00」、県知事の許可の場合は、P84の別表1の各都道府県コードを記入してください。

許可番号の下6けたを記入してください。

許可番号 00-999999

兵庫県株式会社

該当するものを○で囲んでください。

工 事 経 営 書

「入札参加を希望する工事の種類」における主な工事経歴(注1) (株)〇〇〇〇

| 「1件当たり最高金額」欄の記載(注1) | 工事の種類(注4) | 注 文 者      | 元請 又は 下請の区分 | 工 事 名 (税込・税抜) | 工 事 概 要 (注5) | 工事場所のある市区町名(兵庫県外は県名等も) | 請負代金の額(千円) | 着 工 年 月<br>完成又は完成予定年月                                              |
|---------------------|-----------|------------|-------------|---------------|--------------|------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------|
| ○                   | 一般土木工事    | (株)〇〇建設    | 下請          | 〇〇トンネル工事      | トンネル建設工事     | 和歌山県〇〇市                | 9,393,992  | 平成30年 4月<br>平成31年 3月                                               |
|                     | 一般土木工事    | 大阪府        | 元請          | 国道〇〇〇号道路改良工事  | 道路改良工事       | 大阪府〇〇市                 | 3,262,439  | 平成30年12月<br>平成31年 3月                                               |
| ○                   | 一般土木工事    | 兵庫県〇〇土木事務所 | 元請          | 〇〇川護岸工事       | 護岸修繕工事       | 〇〇市                    | 2,953,654  | 平成29年11月<br>平成30年 2月                                               |
|                     |           |            |             |               |              |                        |            | 年 月<br>年 月<br>年 月<br>年 月<br>年 月<br>年 月<br>年 月<br>年 月<br>年 月<br>年 月 |

完成工事高表の1件当たりの最高金額に記入した工事に○を入れてください。

全ての工事を記入する必要はありません。請負代金の大きなものを数件記入してください。ただし、完成工事高表の1件当たりの最高金額に記入した工事は必ず記入してください。

記載要領

- 注1 完成工事高表の「年間平均完成工事高」に含まれる工事のうち、主なものを入力してください。このうち、完成工事高表の「1件当たり最高金額」欄に記入した工事については必ず記入の上、本書最左欄の「『1件当たり最高金額』欄の記載」に「○」を付してください。
- 注2 「税込・税抜」は該当するものを○で囲んでください。
- 注3 「商号又は名称」は必ず記入してください。
- 注4 「工事の種類」欄には、完成工事高表の「入札参加を希望する工事の種類」を正確に記入してください。(注)建設業法上の許可業種ではありません。
- 注5 「工事概要」欄には、「岸壁基礎築造工事」、「シールド工事」、「鉄骨鉄筋階段工事」等簡単に記入してください。

添付書類の送付先

|        | 県民局・センター名            | 送付先                                                      | 受付対象者                                                                          |
|--------|----------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 業<br>者 | 神戸県民センター             | 〒653-0042<br>神戸市長田区二葉町5-1-32<br>神戸県民センター県民交流室総務防災課       | 神戸土木事務所管内業者<br>(神戸市)                                                           |
|        | 阪神南県民センター            | 〒660-8588<br>尼崎市東難波町5-21-8<br>阪神南県民センター県民交流室総務防災課        | 西宮土木事務所管内業者<br>(尼崎市、西宮市、芦屋市)                                                   |
|        | 阪神北県民局               | 〒665-8567<br>宝塚市旭町2-4-15<br>阪神北県民局総務企画室総務防災課             | 宝塚土木事務所管内業者<br>(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)                                          |
|        | 東播磨県民局               | 〒675-8566<br>加古川市加古川町寺家町天神木97-1<br>東播磨県民局総務企画室総務防災課      | 加古川土木事務所管内業者<br>(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)                                         |
|        | 北播磨県民局               | 〒673-1431<br>加東市社字西柿1075-2<br>北播磨県民局総務企画室総務防災課           | 加東土木事務所管内業者<br>(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)                                       |
|        | 中播磨県民センター            | 〒670-0947<br>姫路市北条1-98<br>中播磨県民センター県民交流室総務防災課            | 姫路土木事務所管内業者<br>(姫路市、神河町、市川町、福崎町)                                               |
|        | 西播磨県民局               | 〒678-1205<br>赤穂郡上郡町光都2-25<br>西播磨県民局総務企画室総務防災課            | 光都土木事務所管内業者<br>(相生市、赤穂市、上郡町、佐用町)<br>龍野土木事務所管内業者<br>(宍粟市、たつの市、太子町)              |
|        | 但馬県民局                | 〒668-0025<br>豊岡市幸町7-11<br>但馬県民局総務企画室財務課                  | 豊岡土木事務所管内業者<br>(豊岡市)<br>養父土木事務所管内業者<br>(養父市、朝来市)<br>新温泉土木事務所管内業者<br>(香美町、新温泉町) |
|        | 丹波県民局                | 〒669-3309<br>丹波市柏原町柏原688<br>丹波県民局県民交流室総務防災課              | 丹波土木事務所管内業者<br>(丹波篠山市、丹波市)                                                     |
|        | 淡路県民局                | 〒656-0021<br>洲本市塩屋2-4-5<br>淡路県民局総務企画室総務防災課               | 洲本土木事務所管内業者<br>(洲本市、南あわじ市、淡路市)                                                 |
| 県外業者   | 土木部<br>契約管理課<br>(本庁) | 〒650-8567<br>神戸市中央区下山手通5-10-1<br>土木部 契約管理課<br>(本庁舎1号館9階) | 県外業者<br>(県外に本社(店)を有する業者)                                                       |